

平成22年 6 月定例会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成22年 6 月 10 日 開会

平成22年 6 月 17 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

## 平成22年6月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第7、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	6
一般質問	28
實川隆君	28
越川洋一君	36
森川忠君	53
休会の件	68
散会の宣告	69

### 第2号（6月17日）

議事日程	71
本日の会議に付した事件	72
出席議員	72
欠席議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	72
職務のため出席した者の職氏名	73
開議の宣告	74

諸般の報告	74
議会運営委員の選任	74
議案第8号ないし議案第10号の上程、説明	74
一般質問	77
杉 森 幹 男 君	77
川 島 富士子 君	87
議案第1号の質疑、討論、採決	105
議案第2号の質疑、討論、採決	106
議案第3号の質疑、討論、採決	107
議案第4号の質疑、討論、採決	107
議案第5号の質疑、討論、採決	109
議案第6号の質疑、討論、採決	116
議案第7号の質疑、討論、採決	116
議案第8号の質疑、討論、採決	117
議案第9号の質疑、討論、採決	117
議案第10号の質疑、討論、採決	119
議員派遣の件	120
横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	120
請願の件	121
日程の追加	124
発議第1号の上程、質疑、討論、採決	124
発議第2号の上程、質疑、討論、採決	124
発議第3号の上程、質疑、討論、採決	125
閉会の宣告	125
署名議員	127

## 平成22年6月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成22年6月10日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第1号ないし議案第7号、報告第1号ないし報告第3号について(町長 政務報告・提案理由説明)  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 休会の件
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(17名)

1番	杉 森 幹 男 君	2番	森 川 忠 君
3番	實 川 隆 君	4番	川 島 仁 君
6番	若 梅 喜 作 君	7番	川 島 富 士 子 君
8番	鈴 木 克 征 君	9番	野 村 和 好 君
10番	山 崎 貞 一 君	11番	伊 藤 圀 樹 君
12番	嘉 瀬 清 之 君	13番	川 島 透 君
14番	鈴 木 唯 夫 君	15番	八 角 健 一 君
16番	川 島 勝 美 君	17番	越 川 輝 男 君
18番	越 川 洋 一 君		

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	齊藤	隆	君	産業振興課長	土屋	文雄	君
副町	長	鈴木	孝一	君	都市建設課長	小堀	正博	君
総務課	長	林	英次	君	福祉課長	実川	裕宣	君
企画財政課	長	林	新一	君	健康管理課長	椎名	幸司	君
環境防災課	長	伊藤	定幸	君	食肉センター長	伊橋	秀和	君
税務課	長	高埜	広和	君	東陽病院	宮	博香	君
住民課	長	若梅	操	君	事務	山本	照男	君
教育	長	海保	教之	君	会計管理者	高	蝶政	道君
社会文化課	長	五木田	桂一	君	教育課長			

---

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川島重男 書記 椎名圭子

---

### ◎開会の宣告

○議長（野村和好君） おはようございます。

これより平成22年6月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時57分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（野村和好君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

8番 鈴木 克 征 議員

12番 嘉 瀬 清 之 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（野村和好君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月18日までの9日間にしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、説明員である課長等に一部異動がありましたので、異動のあった課長の紹介をお願いします。

紹介は、自己紹介でお願いをいたします。

総務課長から順にお願いをいたします。

課長。

○総務課長（林 英次君） おはようございます。どうもご苦労さまでございます。

6月1日付をもちまして総務課長を仰せつかりました林英次でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○企画財政課長（林 新一君） おはようございます。

同じく6月1日から企画財政課長を仰せつかりました林新一でございます。よろしくお願いたします。

○産業振興課長（土屋文雄君） おはようございます。

同じく6月1日付で産業振興課長を仰せつかりました土屋文雄でございます。よろしくお願いたします。

○都市建設課長（小堀正博君） 同じく6月1日付で都市建設課長を拝命いたしました小堀でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○教育課長（高蝶政道君） おはようございます。

同じく6月1日付で教育課長を仰せつかりました高蝶でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○社会文化課長（五木田桂一君） おはようございます。

同じく6月1日付で社会文化課長を命ぜられました五木田桂一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○食肉センター所長（伊橋秀和君） おはようございます。

6月1日付で食肉センター所長を仰せつかりました伊橋秀和でございます。よろしくお願いたします。

○東陽病院事務長（宮菌博香君） おはようございます。

6月1日付で東陽病院事務長を仰せつかりました宮菌博香です。よろしくお願いたします。

○議長（野村和好君） 次に、請願の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願3件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任

委員会に付託したのでご報告いたします。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、山武郡市環境衛生組合議会について。

杉森幹男議員。

〔1番議員 杉森幹男君登壇〕

○1番（杉森幹男君） おはようございます。

それでは、さきに行われました山武郡市環境衛生組合議会。平成22年3月定例会の概要報告をさせていただきます。

3月26日に開催された山武郡市環境衛生組合議会3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された議案は、承認案件2件と一般会計補正予算案件1件、平成22年度当初予算1件の計4議案であります。

議案第1号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

これは、本年3月31日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散することに伴い、関係団体の議会に協議するものであります。

議案第2号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定で、本案は人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じ、職員の給与月額並びに期末勤勉手当の引き下げを行うもので、議案第1号、2号ともいずれも緊急を要することから、専決処分をしたものです。

議案第3号は、平成21年度山武郡市環境衛生組一般会計補正予算（第1号）についてであり、本案は、既定の歳入歳出予算に3,000万円を追加し、予算の総額を11億5,120万1,000円とするもので、歳出は財政調整基金に3,000万円を増額するものです。

次に、議案第4号は、平成22年度山武郡市環境衛生組一般会計予算についてであり、歳入歳出予算の総額を10億659万5,000円とするもので、前年度と比較すると、額で1億1,864万6,000円、率で10.5%の減額予算となったところであります。

提案された4議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、山武郡市環境衛生組合議会、平成22年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔1番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、東総衛生組合議会について。



實川隆議員。

[ 3 番議員 實川 隆君登壇 ]

○ 3 番（實川 隆君） おはようございます。

去る 5 月 31 日に開催された平成 22 年東総衛生組合議会第 1 回臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会に提案された案件は、正副議長選挙外 3 議案であります。

まず初めに、議長、副議長の選挙が行われ、議長に匝瑳市長の太田安規氏が、副議長に多古町長の菅澤英毅氏がそれぞれ選出されました。

続いて、議案第 1 号から第 3 号について審議が行われました。

議案第 1 号は、東総衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は、人事院及び県人事委員会の勧告に伴い、月 60 時間を超える時間外勤務に対する割増賃金にかわる代休等に関し、所要の改正を行ったものであります。

議案第 2 号は、東総衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は、議案第 1 号と同様に、人事院勧告等に基づき、育児、短時間勤務に係る割増賃金にかわる代休等に関し、所要の改正を行ったものであります。

なお、議案第 1 号、第 2 号については、給与条例等を準用している旭市においても同様の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであり、本案は、本年 3 月 23 日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関し、関係団体の議会に協議するものであります。

提案された 3 議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成 22 年東総衛生組合議会第 1 回臨時会の概要報告とさせていただきます。

[ 3 番議員 實川 隆君登壇 ]

○議長（野村和好君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第 1 号ないし議案第 7 号、報告第 1 号ないし報告第 3 号の上程、説

明

○議長（野村和好君） 日程第 4、議案第 1 号ないし議案第 7 号、報告第 1 号ないし報告第 3

号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） おはようございます。

本日ここに、平成22年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節ご多忙の折にもかかわらずご参集をいただき、まことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり格別なるご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さきに開催されました臨時議会におきまして、議会の皆様全員の賛成同意をいただき、鈴木孝一副町長を選任させていただきましたことは、これから町政運営のかじ取りを担う私にとりまして、まことに心強い限りであります。

今議会は、私と副町長にとりましても初めての定例議会となりますが、これからの町政運営に当たりましては、議員の皆様を初め、関係各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を得られますよう、二人三脚で取り組んでまいりたいと思っております。

私は、公約として掲げました5本の柱の実現を中心に、町長の役割、職員の役割、議会の役割、そして町民の皆様の役割を明確にしながら、「すべては町民のために」、お互いを尊重し力を合わせていけば、必ずこの横芝光町にすばらしい未来が訪れると確信しております。

そのためにも、住民を代表されます町議会議員の皆様とは、緊張感を持ちつつも、深い信頼関係を結び、十分な協議を重ねながら進めてまいりますので、格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは初めに、政局の動きですが、6月2日午前、突然鳩山総理大臣が辞任を表明しました。昨年9月の政権交代から8カ月余りでの退陣となり、辞任の原因については、普天間飛行場を県外移設するという約束を守れなかったこと、そして「政治とカネ」の問題について、しっかりとした説明責任を果たしていなかったことが挙げられています。

鳩山内閣の総辞職を受け、一昨日の8日には、衆参両院本会議で首相に選出されていた菅直人新代表が第94代、61人目の首相に就任し、菅新内閣が発足しております。

あすは、菅首相の所信表明演説が行われる予定のようでありますので、今後の動向に注視してまいりたいと思っております。

次に、テレビ・新聞などでも大きく取り上げられております、宮崎県で発生した口蹄疫に

ついてであります。感染確認や感染の疑い例は5月31日現在で、2市5町の247施設、殺処分される家畜は計16万4,057頭となっているとの報道がございました。

4月9日に宮崎県都農町の農家で1例目の感染疑いが確認され、2例目の感染が確認されたのが21日、ここまで被害が拡大したのは初期の封じ込めに失敗したとの批判があるようです。

2001年2月にイギリスで発生した口蹄疫は、その後、約8カ月間続き、安全が確認されたのは翌年の1月。この間、約1年で牛と豚計400万頭が殺処分されましたが、埋却するにも穴を掘る場所がなくなり、野積みされ死んだ家畜を焼却処分したため、煙害も発生したという記録が残されています。

口蹄疫がここまで恐れられ、徹底した対策がとられるのは、強い感染力と、幼い家畜の場合50%を超える死亡率で、人体への影響はないものの、口蹄疫感染家畜は市場取引ができないことなど、畜産業に壊滅的な被害を与えてしまうからです。

当町におきましても、2001年に光町営東陽食肉センターで日本初のBSEが確認され、当時の畜産関係者は、その対策に大変苦慮したと伺っておりますので、口蹄疫の感染がこれ以上広がらぬよう、一刻も早い沈静化に期待するものであります。

それでは、議会開会に当たり、諸般のご報告を申し述べさせていただきます。

初めに、5月末日をもって出納閉鎖となりました平成21年度の各会計の決算額についてであります。事業成果や決算数値など詳細につきましては、9月定例議会において改めてご報告をいたしますが、現時点での決算見込みの概要についてご説明させていただきます。

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。歳入総額は114億1,570万円、歳出総額は107億610万円で、形式収支では7億960万円の黒字となる見込みです。

このうち、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業等の翌年度への繰越財源3,338万円を差し引いた6億7,620万円余りが実質的な剰余金と見込んでいます。繰越金は既に当初予算で1億3,750万円を計上しておりますので、残りの5億3,800万円ほどが今後の補正予算の財源として活用できるものと考えております。

また、平成21年度の地方債借入額は、合併特例債を中心に11億1,200万円の借り入れを行い、21年度末の地方債残高は97億4,450万円となる見込みです。一方、一般会計に属する基金残高は26億3,300万円余りとなる見込みで、主なものは、財政調整基金10億7,500万円、学校施設等整備基金4億7,300万円、新規造成した地域振興基金4億円などとなっています。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。歳入総額は35億1,030万円、歳出

総額は33億2,780万円で、形式収支では1億8,250万円の黒字となるものの、前年度繰越金や基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では、8,800万円程度の赤字となる見込みであります。

歳入においては、国民健康保険税の資産割の廃止、軽減措置の拡大及び景気低迷による所得の落込み等により、国保税収が前年度に比べ1億1,900万円程度の減収となる見込みですが、この減収分につきましては、財政調整基金の取り崩し、国の特別調整交付金である「特々調」の獲得及び一般会計からの繰入金により、ほぼ同額を補てんしたところであります。なお、財政調整基金については、4,000万円の取り崩しを行った結果、平成21年度末の基金保有額は1億6,100万円余りとなりました。

一方、歳出の約3分の2を占める保険給付費の総額は20億8,900万円で、前年度と比較して額で5,600万円、率で2.8%の伸びとなりました。また、後期高齢者支援金が、歳出に占める割合が14.3%の4億7,500万円となるなど、高齢者の医療費の伸びに伴い、今後さらなる支出の増加が懸念されるところであります。

国保を取り巻く財政状況は、依然として予断を許さない厳しいものがありますが、平成22年度におきましても引き続き被保険者の負担軽減を図りつつ、積極的に財源の確保に努め、医療費の動向を的確に把握しながら医療費抑制対策を着実に推進させて、国保財政の安定運営を図っていく所存であります。

次に、老人保健特別会計についてであります。本会計は後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年度末で終了した老人保健医療費の収支精算のために必要な予算措置をしたもので、平成21年度においては、前年度の医療給付費に対する国・県・支払基金及び一般会計からの交付金や繰入金の精算を行った結果、歳入総額は2,130万円、歳出総額は1,730万円で、形式収支では400万円程度の黒字となる見込みであります。なお、このうち385万円は、交通事故による第三者納付金収入であり、平成22年度において精算を行うこととなります。

老人保健特別会計は、平成22年度におきましても、医療給付費の精算や国・県・支払基金等に係る収支等が行われるため、これに必要な予算措置をしているところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。平成20年4月からスタートした後期高齢者医療制度2年目の歳入総額は2億650万円、歳出総額は2億250万円で、形式収支では400万円程度の黒字を見込んでいます。

歳入のうち、後期高齢者医療保険料については、軽減措置の拡充や、保険料の激変緩和策を前年度に引き続き講じた結果、保険料収納率が、年金天引きによる特別徴収で100%、口

座振替や窓口納付による普通徴収で96.9%と、合計1億2,890万円の収入見通しとなりました。このほか、一般会計からの繰入金が事務費繰入金と保険料軽減分の公費補てんである保険基盤安定繰入金の合計で6,540万円となりました。

一方、歳出の94%を占める広域連合納付金は、1億9,020万円となる見込みです。平成21年度の後期高齢者に係る医療費は、前年度に比べ伸び率は鈍化したものの、依然として増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。

このため、町としては、広域連合を初め庁内関係部局との連携をとりながら、今後も訪問巡回指導や転倒・寝たきり予防教室、水中ウォーキング教室など、高齢者の健康づくり事業を引き続き積極的に推進し、高齢者に係る医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。歳入総額は6,240万円、歳出総額は5,990万円で、形式収支では250万円程度の黒字となる見込みであり、平成21年度の施設維持管理経費は使用料収入で賄っております。

今後も引き続き、維持管理費の軽減と宅内接続工事の推進について普及啓蒙を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

次に、介護保険特別会計についてであります。歳入総額は15億8,100万円、歳出総額は15億4,100万円となり、形式収支では4,000万円程度の黒字となる見込みであります。

歳入では、自主財源である介護保険料の収入額が2億5,550万円で、徴収率は96.3%となります。

また、国を初めとする公費負担は9億9,480万円となり、前年度と比較すると1,320万円、率で1.3%の伸びとなり、一般会計繰入金は法定外を含め2億7,000万円で、前年度と比較すると870万円の増額となりました。

また、予算計上額に比べ介護給付費が伸びなかったことから、財源確保のための基金取り崩しには至りませんでした。

一方、歳出の太宗をなす介護保険給付費は13億9,490万円で、前年度と比較して8,040万円、率で6.1%の伸びとなり、地域支援事業費の介護予防事業は1,070万円、包括的支援事業・任意事業は2,800万円となります。

なお、4月末現在の65歳以上の第1号被保険者は7,175人、介護認定者は937人、率で13.1%であり、そのうち居宅介護サービスの利用者は531人、施設入所者は216人となっております。

また、40歳から64歳までの第2号被保険者介護認定者は38人、居宅介護サービスの利用者は25人、施設入所者は3人となっています。

次に、東陽食肉センター特別会計についてであります。歳入総額は4億1,628万円、歳出総額は3億4,288万円で、形式収支では7,340万円程度の黒字となる見込みであります。

平成21年度の屠畜頭数は、牛が前年度と比較して1,064頭増の3,904頭、豚は前年度より1万9,488頭増の16万6,380頭で、前年度比13.3%の大幅な増加となりました。

最後に、東陽病院事業会計の決算見込みについてであります。まずは患者数につきましては、入院が延べ2万4,528人で、病床利用率は67.2%でありました。また、外来は延べ4万2,355人で、前年度と比較すると入院・外来ともに減少する結果となりました。

次に、収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収支と、医療機器購入等を主とした資本的収支を合わせた歳入総額は15億4,716万円、対する歳出総額は15億2,368万円であり、昨年に引き続き繰入金算定方法の見直しによる追加繰り入れをしたことにより、2,348万円が会計上の黒字となる見込みであります。

病院運営につきましては、改善計画に沿い、よりよい病院運営ができるよう改善を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位には、ご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして平成22年度の主な事業のうち、今議会で改めて報告する必要のある事業等について述べさせていただきます。

初めに、経理状況調査の結果についてであります。千葉県において平成15年度から20年度の需用費のうち、主として消耗品を対象に経理状況を調査した結果、昨年9月の発表で、29億7,900万円の不適正な経理が明らかになったことから、当町においても、平成20年度における需用費のうち消耗品及び原材料の購入について、契約金額5万円以上のものを抽出し、経理状況の調査を実施いたしました。

調査方法としては、財務システムから対象伝票を抽出し、県の例に倣って年間の取引額で業者を絞り込み、消耗品取引業者で31社、原材料取引業者で15社を抽出して、取引元帳等の写しの提出を求め、消耗品取引では31社中24社、率で77.4%、原材料取引では15社中11社、率で73.3%の協力をいただいて、第1次調査として、担当課長による町伝票との突合を行いました。

結果、消耗品伝票188件及び原材料伝票37件のうち、前年度に納入させた物品を翌年度に納入したこととして翌年度に支出するいわゆる前年度納入が3件、契約した物品が年度内に

納入されたこととして支出する、翌年度納入が3件確認されました。

さらに、消耗品伝票の中から41件、原材料伝票の中から10件を抽出して、総務課長及び企画財政課長により2次調査を実施しましたが、新たなものは確認されませんでした。

結果として、県の不正経理で特に問題となった私的流用や預け金、差しかえ等は、確認されませんでした。

しかしながら、不適正な伝票処理である前年度納入及び翌年度納入が確認されたことから、今後、執行時期の適正化を図るよう徹底していくとともに、財務研修等を通して、伝票処理の適正化に努めてまいります。

続いて、去る5月30日の日曜日に行いました町内一日清掃であります。大変多くの町民の皆様にご協力をいただき実施することができました。ポイ捨てゴミや不法投棄物が回収され、町内の環境美化推進が図れたものと認識しております。

また、6月13日の日曜日には、栗山川周辺環境ボランティア活動として堤防の草刈り作業とポイ捨てゴミの回収作業を予定しております。

ふるさと栗山川の環境保全に多くの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、福祉関係事業についてであります。今年度から支給することとなりました子ども手当については、4月に申請受付などの手続を行い、去る6月4日に県内自治体の中で最も早く、第1回の支給を行ったところであります。

支給世帯数は1977世帯、支給額では1億233万8,000円となっています。

なお、今回申請がおくってしまった方などは随時払いができますので、適宜対応してまいりますと考えております。

次に、保健事業関係であります。平成21年度に国の受診勧奨方策の一環として実施されました女性特有のがん検診推進事業につきましては、特に受診率が低いことから、平成22年度においても国庫補助事業として実施されることになりました。

また、日本脳炎ワクチンの接種につきましては、平成17年以降、接種の積極的な勧奨が差し控えられておりましたが、今年度から3歳児に対して積極的な勧奨を行うこととされたところであります。

当町においても、疾病予防・健康増進対策として、女性特有のがん検診及び日本脳炎ワクチン接種事業を実施することといたしました。

今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしく申し上げます。

次に、産業振興関係についてであります。本年度から始まった戸別所得補償モデル対策

の理解促進と加入促進のため、農林水産省では、政務三役を筆頭に生産現場を訪問し、農業者の方々等と意見交換を行う「あぜ道キャラバン」を実施しております。

去る5月28日に、篠本新井地区の圃場に皆川関東農政局長が訪れ、篠本新井土地改良区鈴木理事長初め10名の地域農業者の方々と車座で対談を行いました。参加された農業者からは、所得補償の継続性や土地改良事業との連携について活発な意見が出され、国に直接訴えることができよかったですと聞いております。

なお、戸別所得補償モデル対策の申し込み状況は、県内で5月15日現在、717件、横芝光町では5月31日現在、145件の申し込みがあります。

次に、小学校施設整備関係についてであります。東陽小学校屋内運動場改築工事設計業務について事業着手いたしました。

今年度末をめどに設計業務を完了させ、平成23年度事業着手できるよう準備を進めてまいります。

また、国の補助事業採択に向け関係機関への働きかけも必要となっており、国・県の動向に留意しながら対応してまいります。

白浜小学校屋内運動場及び特別教室棟改築事業につきましても、事業着手に向け敷地の測量及び境界確定業務を行うべく、今議会に補正予算案として提案させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

安全で安心な学校施設整備を計画的に進めてまいりますので、議会を初め、町民の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、社会文化課で所管する事業関係についてであります。4月23日、私が町長として初登庁したその日、初仕事として関東ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会の総会に出席させていただきました。大変思い出深い就任の日となりました。

この総会では、B&Gの目標とする次代を担う子供たちの心と体の育成を初め、地域住民皆さんの健康づくりを実現するため、大変たくさんの事業が実施されていることを知り、また、その内容のすばらしさに深く感銘いたしました。

我が町の2つの海洋センターも、今ではスポーツを通じた地域住民の交流の場となり、地域の財産として親しまれていますが、今後も両海洋センターの活動がより充実したものとなるよう推進してまいります。

次に、図書館ですが、平成21年度の総入館者数は22万3,290人、本の貸し出し冊数は66万8,826冊で、1日当たり平均では入館者754人、貸し出し冊数2,260冊となりました。昨年度



と比較し、入館者数でマイナス1.2%、貸し出し冊数でマイナス8%となっておりますが、これは新型インフルエンザの影響によるものと思われます。

今年は国民読書年であることから、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用し、学校図書室・図書館資料の整理を行い、読書環境の整備を行うこととし、今議会に補正予算を計上させていただいたところです。今後とも、町内各小・中学校との連携を強化し、児童・生徒の読書支援を行うとともに、町民の皆さまの要望におこたえできる図書館となるよう努めてまいります。

次に、東陽食肉センター関係であります。5月29日町民会館において、創業100周年記念式典を開催したところ、県当局、町議会議員並びに利用業者の皆様など多数のご列席を賜り、盛会裏に挙げてきたところであり、関係者各位に改めて感謝を申し上げる次第であります。

当センターは、明治43年5月に東陽屠畜場として開設以来、幾多の変遷を重ね、現在では県下有数の食肉流通基地として、地域の産業・畜産振興はもとより、地域の雇用の場として大きな役割を担っております。

しかしながら、国の経済情勢の変化から今後の経営環境はますます厳しい状況にあります。この100周年を契機として、業界関係者と力を合わせ、さらなる発展を期すべく一層の努力を傾注してまいりますので、議員各位には、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、横芝光町営東陽食肉センター同業組合から町へ創業100周年記念碑等の寄贈がありました。

同業組合に心から御礼申し上げ、ご報告とさせていただきます。

以上、諸般のご報告をさせていただきましたが、議員各位には、今後とも、さらなるご指導・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案の説明を行います。

議案第1号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成22年6月30日に施行されることにより、育児休業等を取得できる職員の範囲の拡大、育児を行う職員の時間

外勤務の制限等の改正に伴い、改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する印旛郡印旛村及び同郡本埜村が平成22年3月23日から廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、当該組合を組織する団体の数を減少し、千葉県市町村総合事務組合同約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する印旛郡印旛村及び同郡本埜村が平成22年3月23日から廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、当該広域連合を組織する地方公共団体の数が減少し、千葉県後期高齢者医療広域連合同約を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第4号 町道路線の認定及び廃止についてであります。本案は、県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業東陽地区で整備された農道が町へ移管されたことに伴い、町道と農道との管理区分を明確にし適正管理することから、町道路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第5号 平成22年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成22年度の当初予算が義務的、経常的及び継続的経費を中心とした予算編成であったことから、政策的な事務事業等について予算計上するものであります。

主な事業といたしましては、都市計画道路野々合・原田線の一部を形成する町道Ⅰ－8号線の道路改良事業のほか、道路管理事業、都市計画策定事業、駅前広場整備事業、固定資産管理事業、経営体育成事業、家屋評価システム事業、学校図書室・図書館資料整理事業、本庁共用庁用車管理事業、白浜小学校屋内運動場改築事業、女性特有のがん検診推進事業、小学校施設整備事業等に要する経費について、補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1

億2,888万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8,488万円とするべく提案したものであります。

議案第6号・第7号 横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員、海保教之氏及び山邊征氏の任期が本年6月21日をもって満了となるので、その後任として向後英統氏及び井上哲氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

報告第1号 平成21年度横芝光町一般会計継続費繰越報告についてであります。本件は、平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）で追加いたしました継続費の学校給食センター改築事業に係る継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第2号 平成21年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、平成21年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）で繰越明許費を設定いたしました北清水排水機場管理事業、新栗嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業及び小学校施設整備事業等に係る繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第3号 平成21年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてであります。本件は、平成21年度横芝光町一般会計予算において、避けがたい事故のため年度内に支出の終わらなかった横芝中学校校舎等改築事業に係る事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものであります。

以上、ご報告申し上げ、慎重審議をよろしく賜われますようお願い申し上げます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第2号について、総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長（林 英次君） それでは、議案第1号についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、お手元のピンクの議案つづり、こちらでございます。それから黄色の議案、第1号から4号、この関係資料。そして、お手元に議案第1号説明資料という資料がございます。議案第1号説明資料、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の改正という資料でございます。この3つの資料によりご説明をさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

まず、ピンクの議案つづりの1ページ目をごらんいただきたいと思います。

議案第1号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますけれども、本案につきましては、急速な少子化に対応するための子育て支援策として、昨年6月に国の法律が改正をされました。

改正の目的は、家族を構成する男女がともに家庭生活の中で責任を担いながら仕事と生活の調和を図れるような勤務環境を整備することでございます。

この改正を受けまして、今回、関係する2つの町の条例を改正しようとするものでございます。

2つの条例の主な改正内容といたしましては、まず1つ目が議案つづりの3ページをお開きいただきたいと思いますが、3ページから4ページの中段下までうたっておりますように、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

この改正につきましては、これまで、職員の配偶者が専業主婦である場合などで配偶者が子供を養育できる場合には、職員は一時休業、育児短時間勤務、部分休業をとることができないという規定になっておりましたけれども、これができるようになったことに伴う改正などがございます。

そして、2つ目の条例でございますけれども、4ページの中段下から6ページまで、これが横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますけれども、こちらの改正につきましては、3歳に満たない子のある職員から時間外勤務制限の請求があった場合には時間外勤務をさせてはならないということや、小学校就学前の子を職員が養育する場合に、配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出遅出勤務の請求ができるようになったということなどがございます。

また、こちらのほうの新旧対照表の1ページから10ページまでには、それぞれの条例の現行と改正案について載せてございますけれども、改正内容が何分わかりにくいということで、今回、別資料の議案第1号説明資料、こちらでございますけれども、議案第1号説明資料1、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の改正、こちらのほうでご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、この資料の1ページをまずごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の条例の改正の趣旨でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関す

る法律の改正に伴って改正をするものでございます。

(2) 育児休業等をする事ができる職員の改正であります、四角い枠の中の改正前では、職員の配偶者が専業主婦である場合など、配偶者が子供を養育できる場合、職員は育児休業等、これは育児休業、育児短時間勤務、部分休業でございますけれども、これらをする事ができないという規定でございましたが、その下の括弧内の改正後は、職員の配偶者が仕事をしているかどうか、または育児休業等を取得しているかどうかにかかわらず、職員は育児休業等をする事ができるというものでございます。

なお、この条例の改正は、第2条、第9条、第15条関係でございます。

なお、下には、改正内容のイメージ図を載せてございますので、後ほどごらんをいただければと思っております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。

(3) の産後パパ育休の新設でございますけれども、改正前は、育児休業の取得は原則1回で、配偶者が疾病等により子供の養育ができないなどの特別の事情がある場合を除いて、再び育児休業をする事ができないという規定でございましたけれども、改正後は、子供の出生の日から57日間以内に、最初の育児休業、いわゆるこれが産後パパ育休と申しますけれども、これをした場合、職員は、特別な事情がなくても、再び育児休業等をする事ができるというものでございます。

なお、この条例の改正につきましては、2条の2関係でございます。

次に、3ページの(4) 再度の育児休業等をする事ができる特別の事情の改正であります、改正前は、育児休業等計画書を提出して、夫婦が交互にそれぞれ3カ月以上育児休業等をする場合には、再度の育児休業・育児短時間勤務をする事ができるという規定でありましたが、改正後は、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3カ月以上経過した場合に、再度の育児休業・育児短時間勤務をする事ができるというものでございます。

なお、この関係条例の改正につきましては、第3条第4号、第10条第5号関係でございます。

続いて、4ページをごらんいただきたいと思っております。

(5) の育児休業等の承認の取り消し事由の改正であります、改正前は、職員が育児休業をしている子供を、配偶者が養育することができることとなった場合は、育児休業、育児短時間勤務の承認は取り消しとなるという規定でありましたが、改正後は、配偶者がその子

を養育することができることとなった場合でも、育児休業、育児短時間勤務の承認の取り消しとはならないというものでございます。

なお、この条例の改正につきましては、第5条、第12条関係でございます。

次に、5ページの大きな2の横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございますけれども、(1)の条例の改正の趣旨につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正でございます。

(2)は、休憩時間短縮に係る改正でございます。

枠内の条例の第6条第1項では、任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

また、条例の第6条第3項では、任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、第1項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則で定めるところにより、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

この2つの条項につきましては、人事院規則では、職員の休憩時間の短縮特例を規定してありましたが、当町においては条例に規定していなかったために、今回の人事院規則の改正にあわせて、新たに追加をするものでございます。

続いて、6ページでございますけれども、(3)早出遅出勤務の請求ができる職員の改正でございますが、改正前は、職員の配偶者が専業主婦である場合など、配偶者が子供を養育できる場合には、職員は育児のための早出遅出勤務の請求をすることができないという規定でございましたが、改正後は、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出遅出勤務の請求をすることができるというものでございます。

なお、この関係条例の改正につきましては、第9条関係でございます。

続いて、7ページの(4)の時間外勤務の免除の新設でございますけれども、任命権者は、職員が3歳に満たない子を養育するために請求した場合には、業務分担や人員配置変更等が著しく困難である場合を除いて、時間外勤務をさせてはならない。この規定につきましては、3歳に満たない子を持つ職員の時間外勤務の制限を新たに制定させていただいたものであります。

なお、この関係条例の改正につきましては、第10条第2項関係でございます。

参考として、時間外勤務の制限の一覧をその下に載せてありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上が条例改正の内容でございますけれども、ここで、議案つづりの5ページにお戻りをいただきたいと思います。ピンクの議案つづりのほうの5ページでございます。

中段下の附則1の施行期日でありますけれども、この条例の施行期日を22年6月30日とする。

その後、ただし書きの「附則第3項の規定は」といううたい方がございますけれども、これは改正後の内容の早出遅出勤務、時間外勤務制限を6月30日以前に請求することができるよう、附則第3項の規定のみ交付の日から施行するというものでございます。

また、その下の2の経過措置につきましては、6月30日前に育児休業、育児短時間勤務のために提出された育児休業等計画書は、6月30日以降は改正後の育児休業、育児短時間勤務の要件に沿った育児休業等計画書であるものとみなすという規定でございます。

次に、次の6ページの3でございますけれども、改正後の内容の早出遅出勤務、時間外勤務制限を6月30日以前であっても請求することができるという規定でございます。

以上で議案第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてをご説明させていただきます。

議案つづりににつきましては7ページ、また新旧対照表、黄色のつづりでございますけれども、こちらは11ページになります。

それでは、7ページについてご説明させていただきます。こちらはピンクの議案つづりの7ページでございます。

本案につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体であります印旛郡印旛村及び同郡の本埜村が市町村合併によりまして、平成22年3月23日から廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴いまして、総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少したことにより、総合事務組規約の一部を改正することについて、地方自治法の規定により関係地方公共団体と協議を行うに当たり、議会の議決を求めるというものでございます。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、黄色の11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページの新旧対照表にありますように、下の枠内の現行の別表第1及び第2の共同処理する団体の中から「印旛村」、「本埜村」を削り、上の改正案に改めようとするものでございます。

そして、申しわけございません、ピンクの議案つづりの9ページにお戻りをいただきまして、本改正規約の附則といたしまして、この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行するというものでございます。

以上で議案第2号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第3号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第3号の千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきましてご説明させていただきます。

説明資料といたしましては、ピンクの表紙の議案つづり及び黄色い表紙の新旧対照表を使用いたしますので、お手元にご用意いただきたいと思います。

それでは初めに、ピンクの表紙の議案つづり、この11ページをお開き願いたいと存じます。

本案につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合の組織団体であります印旛郡印旛村及び同郡本埜村が市町村合併により平成22年3月23日から廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴いまして、当該広域連合を組織する地方公共団体の数が減少したことにより、広域連合規約の一部を改正することにつきまして、地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議を行うに当たり、議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、黄色い表紙の新旧対照表により説明させていただきます。これの13ページをお開きいただきたいと思います。

規約の改正箇所は、広域連合の議会議員の定数に関する第7条第1項であります。千葉県後期高齢者医療広域連合の議会の議員は、構成団体であります県内全市町村から1名ずつの議員が選出されております。このたびの印西市、印旛村、本埜村の合併によりまして、平成22年3月23日から印旛村及び本埜村の2村が廃止されたことによりまして、広域連合を組織する地方公共団体の数が56から54に減少したため、広域連合議会の議員の定数を「56人」から「54人」に改めようとするものであります。

ピンクの表紙の議案つづり、申しわけございませんが、これにお戻りいただきまして、13ページをお開きいただきたいと思います。

本改正規約の附則でございますが、この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行す



るものでございます。

以上で議案第3号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、議案第4号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

○都市建設課長（小堀正博君） それでは、議案第4号の町道路線の認定及び廃止につきましてご説明させていただきます。

議案つづりの17ページと黄色い表紙の関係資料つづりの後ろの2枚に認定路線箇所図と、それから廃止路線箇所図をつけてございますので、こちらもあわせてごらんいただきたいと思っております。

本案は、千葉県が平成14年度より整備を進めてまいりました東陽地区の農道整備事業が昨年度終了し、この農道が町に移管されたことに伴い、管理区分を明確化し、適正管理を図るため、このたび関係する町道路線について、認定及び廃止を行うものでございます。

最初に、認定路線の整理番号1のH006号線ではありますが、これは、五ノ神地区のスクールラインの木戸字十五ノ割10,275-2を起点とし、匝瑳市方面に向かい、農道までの原方字下根前原2,664-2を終点とした区間で、延長は624.07メートル、幅員は5.5メートルから8メートルであります。

次に、整理番号2のH022号線ではありますが、これは五ノ神地区の木戸字九ノ割9,996-6を起点とし、匝瑳市方面に向かい、農道までの木戸字七十一割5,969-1を終点とした区間で、延長は215.22メートル、幅員は3.5メートルから5.8メートルであります。

次に、整理番号3のH191号線ではありますが、これは、五ノ神地区の農道の原方字下根前原2,632-1地先を起点とし、匝瑳市方面に向かい大布川までの原方字来鶴沼2,585番を終点とした区間で、延長は465.31メートル、幅員は5.5メートルから6.2メートルであります。

次に、整理番号4のH192号線ではありますが、これは五ノ神地区の農道の尾垂口字向原613-2地先を起点とし、匝瑳市方面に向かい、尾垂イ字棧敷原122-2を終点とした区間で、延長は416.58メートル、幅員は3.3メートルから5.4メートルであります。

次に、整理番号5のH193号線ではありますが、これは五ノ神地区の農道の尾垂イ字香取内3,893-7を起点とし、海岸方面に向かい、町道2-44号線までの尾垂イ堀込3,885-5を終点とした区間で、延長は267.66メートル、幅員は4.8メートルから6.8メートルであります。

なお、この路線につきましては、昨年9月に町道の再編に合わせ認定すべきところを誤って漏れてしまったために、今回認定させていただくものでございます。

次に、廃止路線の整理番号1のH006号線ではありますが、これは五ノ神地区のスクールラインの木戸字十五ノ割10,275-2を起点とし、匝瑳市方面に向かい農道を横断し、大布川までの原方字来鶴沼2,585番を終点とした区間で、延長は1,099.57メートル、幅員は5.5メートルから8メートルであります。

次に、整理番号2のH022号線ではありますが、これは五ノ神地区の木戸字九ノ割9,996番の6を起点とし、匝瑳市方面に向かい農道を横断し、尾垂イ字棧敷原122-2を終点とした区間で、延長は637.42メートル、幅員は3.3メートルから5.8メートルであります。

以上、7路線につきまして、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、町道として認定、廃止するものでございますので、慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第5号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、平成22年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案は、議案第5号の別冊になっておりますものをご用意お願いいたします。

1ページでございますが、平成22年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1億2,888万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ105億8,488万円とするものでございます。

2ページ及び3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は、後ほど事項別明細によりましてご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

合併特例債事業の限度額を2,670万円増額し、14億1,810万円としようとするもので、町道1-8号線道路改良事業で1,270万円、駅前広場整備事業で1,000万円、白浜小学校屋内運動場改築事業で400万円を補正しようとするものでございます。

5ページから7ページは事項別明細の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、14款2項3目衛生費国庫補助金は、女性特有がん検診に係る補助金で、事業費の50%を見込んでおります。

4目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金は、1－8号線道路改良事業に係る補助金。

3節都市計画費補助金は、駅前広場整備事業に係る補助金でございます。

15款2項4目農林水産業費県補助金は、新規就農者補助事業並びに篠本三区地区、新井地区の集落営農補助事業に係る補助金でございます。

5目商工費県補助金は、緊急雇用創出事業により、税務課所管の家屋評価システムの整理、社会文化課図書館所管の学校図書、図書館資料整理を行おうとするもので、事業費の全額が補助されております。

19款1項1目繰越金は、補正予算の財源調整として計上してございます。

20款5項1目雑入は、緊急雇用創出事業により、図書館で雇い入れようとする者の雇用保険の個人負担分でございます。

21款1項1目総務債は、合併特例債事業、先ほど地方債補正でご説明したとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

2款1項2目の人事管理費は、来年度の施行を目指し、人事考課制度設計委託料を計上しております。

5目財政管理費では、来年度を目途に貸借対照表を初めとする財務4表を公表すべく、準備作業としての公会計改革支援業務委託料を計上しております。

7目財産管理費では、委託する予定だった庁用車の運転業務を職員対応とすることとしたため、必要となった自動車の保険料と更新時期を迎えております軽車両2台とライトバン1台の購入費を計上しております。

2款2項2目賦課徴収費は、過誤納負担金に不足が生じる見込みであることから、この増額計上、固定資産管理事業では平成24年度評価替えに備えるための不動産鑑定委託料。家屋評価システム事業では、緊急雇用創出事業により行われる家屋評価システムカスタマイズ委託料の計上でございます。

3款2項5目学童保育費では、トイレの水圧不足による不具合の解消工事費を見込んでお

ります。

10ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費は、3歳児に対します日本脳炎予防接種の費用を、4目健康増進対策費では、女性特有がん検診の推進費用、5目健康づくりセンター費では健康づくりセンタープラムの電話交換機等の交換工事費を計上しております。

11ページでございます。

5款1項3目農業振興費は、新規就農者補助事業で390万円、集落営農補助事業で780万円、あわせまして1,170万円の計上でございます。

7款2項1目道路橋りょう総務費では道路台帳整備委託料を、3目道路新設改良費は森川スタンドわき十字路から東部土地改良事務所付近を経由して、栗山橋に至る道路に係る費用の計上でございます。

7款4項1目都市計画総務費は、建築基準法道路データを新路線名表示に改める経費。

3目駅前広場管理費は、次ページになりますが、駅前広場整備の設計並びに地質調査の委託料の計上でございます。

8款1項2目非常備消防費は、遠山地区の消防貯水施設の撤去費でございます。

9款2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業は、東陽小学校3階の給水管改修に係る経費を、小学校施設整備事業では横芝、日吉、南条、白浜各小学校の避難器具の取りかえ工事費を、白浜小学校屋内運動場改築事業では測量業務委託料を計上しております。

9款5項4目図書館費では、緊急雇用創出事業により行います学校図書並びに図書館資料の整理事業に係る経費の計上でございます。

以上、平成22年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（野村和好君） 議案第6号ないし議案第7号について、総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長（林 英次君） 議案第6号、第7号 横芝光町教育委員会委員の任命について。

議案第6号、第7号は、いずれも任期満了に伴う教育委員会委員の任命についてでございます。

議案つづりの19ページをごらんいただきたいと思います。

任期満了に伴う教育委員会委員2名の後任として、新たに次の方々を任命することについて

て、議会の同意を求めるものでございます。

まず、19ページは、1人目の後任委員として再任させていただいた方で、住所は横芝光町木戸1,897番地4、氏名は向後英統。昭和19年4月1日生まれで、現在66歳であります。

向後氏は、昭和42年4月に千葉県立大多喜女子高等学校教諭を振り出しに、東総工業高等学校、成東高等学校など県内の公立高等学校の教諭を歴任し、平成12年4月から14年3月まで、千葉県立佐倉南高等学校校長、平成14年4月から16年3月までは千葉県立茂原高等学校校長を務められた方です。

続いて、21ページをごらんいただきたいと思います。

2人目の後任委員として選任させていただいた方は、住所は横芝光町横芝1,562番地1、氏名は井上哲。昭和23年1月3日生まれで、現在62歳であります。

井上氏は、昭和45年4月に佐倉市立佐倉中学校を振り出しに、横芝町立横芝中学校、芝山町立芝山中学校などの教諭を歴任し、平成7年4月から退職された平成20年3月まで、芝山町立芝山小学校長、成東町立成東中学校長、横芝光町立横芝中学校長を務められた方です。

お二人とも、人格高潔で教育、学術、文化に関してすぐれた識見を有しており、教育委員として適任であることから提案させていただくものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、報告第1号ないし報告第3号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、議案・報告つづりの23ページをお願いいたします。

報告第1号 平成21年度横芝光町一般会計継続費繰越報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、継続費に係る経費を翌年度に繰り越したことを報告いたします。

内容でございますが、9款6項保健体育費の事業名、学校給食センター改築事業でございまして、継続費の総額は8億3,164万3,000円で、平成21年度の予算計上額は1,555万7,000円でしたが、詳細設計に不測の日数を要したため、平成22年度へ繰り越したものでございます。

25ページをお願いいたします。

報告第2号 平成21年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてでございます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越したことをご報告申し上げます。

25ページから26ページにかけまして、20事業の繰り越しとなっておりますが、このうち、15事業は国の臨時交付金を受けての事業であり、5事業がその他の事業となっております。国の臨時交付金を受けての事業は、国の交付決定が遅かったことによる事業期間の調整から繰り越しとなっております。なお、その他の事業ですが、25ページの3款2項児童福祉費の子ども手当事務費は、支給に伴いますコンピューターシステムの改修に日数を要したこと。7款2項道路橋りょう費の町道Ⅱ-10号線道路改良事業は、用地買収が進まなかったこと。新粟嶋橋架橋取り付け道路整備事業は県が実施しておりますが、工事のおくれにより負担金の支出がなされなかったこと。（仮称）長塚、北清水架橋・取り付け道路整備事業は、用地買収が進まなかったことによる繰り越しでございます。

26ページの中段になりますが、8款1項消防費の防災行政無線維持管理事業は、国の瞬時警報システムの構築がおくれたため、これに対応すべく計画した当町のシステム改修の実施が困難となったことによりそれぞれ繰り越しとなっております。

27ページをお願いいたします。

報告第3号 平成21年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてでございます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定によりまして、事故繰越しに係る経費を翌年度に繰り越したことをご報告申し上げます。

内容でございますが、9款3項中学校費の事業名、横芝中学校校舎等改築事業で、武道場跡地へ駐車場整備の費用でございましたが、天候不良により工事が終了しなかったため、繰り越しとなったものでございます。

以上、3点ご報告申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（野村和好君） 報告第1号 平成21年度横芝光町一般会計継続費繰越報告、報告第2号 平成21年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告、報告第3号 平成21年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告については、ただいま説明のとおりでございますので、ご了承を願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は11時35分。

(午前 11 時 26 分)

---

○議長（野村和好君） 再開いたします。

(午前 11 時 35 分)

---

◎一般質問

○議長（野村和好君） 日程第 5、これより一般質問を行います。

---

◇ 實 川 隆 君

○議長（野村和好君） 通告順に発言を許します。

實川隆議員。

[3 番議員 實川 隆君登壇]

○3 番（實川 隆君） ただいま、議長のお許しをいただき、壇上からの一般質問をさせていただきます。

まず最初に、齊藤町長におかれましては、横芝光町第 2 代町長就任おめでとうございます。心から歓迎を申し上げる次第であります。今回信任してくださいました 7,561 人はもとより、横芝光町民 2 万 5,841 人のトップとして、これからは齊藤町長の双肩にかかっております。何とぞ町政発展のため、ご尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今まさに国政は、鳩山内閣が崩壊し、新たに菅政権が誕生するなど混沌としておりますが、その原因は、まさに政治信念の欠如と政治と金の問題であります。そういう意味からしますと、齊藤町長の政治姿勢の誠実さに大いに期待するところであります。

齊藤町長は、5 月 17 日に開会された横芝光町臨時議会で所信表明をされ、「すべては町民のために」をキャッチフレーズに掲げるとともに、町民と行政とが一体となった透明性のある安心・安全なまちづくりが最も必要であると訴え、5 本の柱を公約に掲げております。公約につきましては、財源が伴い、すぐに対応できないものも多々あるかと思えます。それらにつきましては、費用対効果等を踏まえながら順序づけを行い、4 年間の中でじっくりお考えいただき、実施に当たっては、事前に議会の意見を酌み入れていただき、実のあるものにしていただくことを強く願望するものであります。

それでは、町長の政治姿勢についてと東陽病院の経営についての大綱 2 点を一般質問させていただきます。

1点目の町長の政治姿勢につきましては、冒頭に述べさせていただきましたように、町長は、「すべては町民のために」ということと、安心・安全なまちづくりが最も必要であると、声を大にして言われておりましたので、町長の政治姿勢に対する具体的な考え方について伺いいたします。

2点目の東陽病院の経営についての運営検討委員会のあり方につきましては、平成21年12月11日付で、野村議長から当時の町長でありました佐藤晴彦氏に東陽病院に係る要望についてが提出されました。

その内容は、1点目として、東陽病院運営検討委員会の情報公開について。

2点目として、運営検討委員会への住民や患者の代表の参加について。

3点目に、接遇改善についてというものであります。

齊藤町長におかれましては、当時、民生文教常任委員会委員長としてご活躍されたことから、その内容については十分にご承知のことと思います。

そこで、齊藤町長は今後、運営検討委員会をどのように活性化、また透明化し、町民に愛される病院経営を目指していく考えなのか、現在の東陽病院の状況とあわせてお尋ねするものであります。

一般質問のトップバッターの1回目の答弁になります。明快な答弁を期待して、壇上からの質問とさせていただきます。

〔3番議員 實川 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 實川隆議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） それでは、實川隆議員のご質問にお答えいたします。

町長の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

今後のまちづくりに当たっての方針についてであります。私は、横芝光町の第2代町長として、さきに開催されました5月臨時議会における所信表明で述べさせていただきましたとおり、「すべては町民のために」を政治姿勢とし、公約に掲げた5つの大きな柱をこれからの4年間、この公約の実現に向け、全力を挙げて町政運営に取り組んでまいることをお約束させていただきます。

その1つ目の柱は、町民と行政一体型の産業振興であります。

地産地消をテーマとした食育事業の取り組みにおいては、人が果たす役割が重要であると



考えており、生産と販売、そして消費が連携した地域一体となった取り組みを進めてまいります。

また、プレミアム商品券を活用した商工会と生産者の連携による地場産業の活性化などにも取り組んでまいります。

2つ目の柱は、親や子供たちが将来へ希望を持てるまちづくり、「子供達のための横芝光町」を目指します。教育分野におきましては、学びたい子供たちへの町独自の奨学金制度を創設し、格差のない教育体制をつくります。また、仕事と子育ての両立ができ、共働き家庭も安心して働ける環境を整備するため、放課後児童クラブの充実と中学生への医療費無料化に取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の柱は、「町民参加のまちづくり」です。

各地区に赴き、ひざを交えた意見交換を行い、各地区が抱えている問題点を伺うことにより、安心・安全で暮らしやすいまちづくりの方向性を見出したいと考えています。

昨年も、同様な意見交換会を開催しておりましたが、町への要望を提言する場とするのではなく、テーマを持って臨む意見交換ができればと考えております。この座談会につきましては現在、実施時期の調整を行っているところであり、なるべく多くの皆様に参加していただくため、開始時刻等の検討をしております。

また、各種審議会や協議会に女性委員の積極的な登用促進を図りたいと考えておりますが、具体的な目標値の設定につきましては、各種審議会や委員会等の状況を勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目の柱は、「敬老の町 横芝光」です。

本町の高齢化率は、平成21年4月1日現在で27.3%で、県平均の19.9%を大きく上回っております。また、平成22年4月1日現在では28%で、さらに増加する傾向にあり、4人に1人が65歳以上の高齢者という現状を認識し、高齢者を対象とした対策や介護保険事業などの充実を中心に、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりを目標に進めてまいりたいと考えております。

最後の柱は、「町財政の健全化」です。

そのためには、まず現状を把握することが重要であります。各事業の効果的かつ効率的な執行と実施過程の透明性を確保するため事業評価に取り組みます。また、この事業評価や事業仕分けの結果によりまして、現在取り組んでいる施設整備等のハード面だけでなく、それ以外のソフト面も含めて検討を加え、各事業の優先順位を明確にすることにより、借金に頼

らない財政健全化への道が開けるのではないかと考えております。

以上、私が掲げた公約の今後の目標、取り組むべき施策について、その方針の一端を申し上げましたが、これを実現していくためには、財源が伴うものもございますので、将来の財政推計を見据えた上での計画が必要であります。

就任以来、各課で抱えている問題点の把握と各種事業の将来計画や財政負担等を中心にヒアリングを行っておりますので、これらを踏まえつつ、それぞれの分野における今後目指すべき公約の実現に向けて、一步ずつ着実な町政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、東陽病院の経営についてのご質問にお答えいたします。

運営検討委員会のあり方についてであります。従来、東陽病院運営検討委員会は、町長を委員長に、伊藤病院長を初めとした病院の幹部職員と病院に関連する町の関係職員によって構成されておりました。必ずしも開かれた組織とは言えないものであります。今後は、住民の代表であります議会議員の皆様などにも委員に加わっていただきましてご意見をいただくと同時に、住民に対しての情報発信の役割も担っていただければと考えているところでございます。

そして、この運営検討委員会で、これからの時代に求められる医療と、今、この町に必要な地域医療を明確にとらえ、東陽病院の担うべき役割を果たしてまいりたいと考えております。

東陽病院は、昭和26年に内科、外科、産婦人科の3科、34床で国保病院として開設されました。当時は、入院施設が整った医療機関が不足し、結核対策が大きな社会問題であったという時代でありましたが、国民健康保険制度が施行され、地域住民の医療の確保のために設立されたものと伺っております。

その後、時代の大きな流れの中で社会構造も人口構造も変化し、医療の役割も変わる中で、医療制度の改革も進み、東陽病院もその形態を変えながら地域医療の提供に努めております。平成12年には、高齢化や核家族化の進行により、要介護者を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設されたことから、療養病床を設け、医療と福祉の連携を図っているところでございます。

現在の東陽病院は、100床の病床のうち55床が一般病床で、45床が療養病床となっております。町内では唯一の入院施設を有する施設です。患者層は内科系の高齢者が多い状況ですが、外来受診から入院となる患者のほか、救急で旭中央病院等に入院した方が安定期に入っ

た段階で東陽病院に転院し、引き続き回復に向けた医療を受けられているケースも多くあります。

また、療養病床では、一般病床での急性期医療が終了した患者さんのうち、さらに長期療養が必要で在宅復帰ができない人や自力で食事ができず、チューブで栄養を注入する経管栄養を施している人とか、気管切開をしているために特別養護老人ホームなどの介護保険施設への入所もできないという人などが入院しています。

伊藤病院長は、在宅医療にも力を入れておりまして、東陽病院を退院後、在宅介護を受けている方で、引き続き医療の必要な患者にはみずからが患者宅を訪問し、診療を行っているほか、看護師を初めそれぞれのスタッフが訪問看護や訪問服薬指導・訪問リハビリなどを行い、在宅患者とその家族を支援しております。外来部門では、常勤医師のいる内科、外科、整形外科、婦人科は外来のみならず、入院対応もしておりますが、泌尿器科・脳神経外科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科につきましては、非常勤の医師により週1から3回の外来診療となっております。これらの診療科目は、この地域には少ないため、町民の皆様の利便性の確保のために、採算性だけでなく、地域医療の充実という観点から開設をしています。

救命救急医療や高度医療が必要なことは申し上げるまでもありませんが、それらを受けて、アフターケアをする医療も必要でありますし、地域住民に身近な医療を提供することも自治体病院の役割であると考えております。

東陽病院は、自治体病院の使命として、民間医療機関が行っていない医療を補完する役割を担っておりますが、これからも財政的な負担を考慮しながら、運営検討委員会を初め、多くの方々の意見を聞きながら、時代のニーズに合った医療を提供すべく、努力してまいります。

また、医師や看護師を初め病院の運営に必要な医療スタッフの確保に努めるとともに、職員の質的な向上を図り、町民に愛される病院にしてまいりますので、何とぞご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 實川隆議員。

○3番（實川 隆君） それでは、自席より2回目の質問をさせていただきます。

ただいま町長から、公約の5つの柱について具体的なご答弁をいただき、ありがとうございました。

いずれにいたしましても、当町は自主財源に乏しいので、公約を実現するためにいろいろ

と模索し、多くの汗を流すことが公約の実現につながることを思われますので、公約実現のためにもぜひ頑張っていたきたいと存じます。

そこで、町長は町長の政治姿勢を職員に理解してもらうために、既にどのようなアクションを起こしたのかお伺いします。

次に、東陽病院についてであります。齊藤町長、ご答弁の中で、運営検討委員会の組織の中で、今後は住民の代表でもある議会議員を委員に加える、また住民に対しての情報発信の役割をも担ってほしいということでありました。早急に組織づくりをしていただきたいと思います。

さらに、東陽病院は、自治体病院の使命として、民間医療機関が行っていない医療を補完する役目を担っているため、財政的な負担を考慮しながら、医師や看護師を初め病院の運営に必要な医療スタッフの確保に努めるとともに、職員の質的な向上を図り、町民に愛される病院にしていきたいと思います。早急に組織づくりをしていただきたいと思います。早急に組織づくりをしていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） それでは、實川隆議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

初めに、どのようなアクションを就任してからの間起こしたかということでのご質問をいただきました。

このことにつきまして私は、議員時代からいろいろ思っていたこともあります。そして、町長選挙の間にたくさんの町民の方々からいただいたお話もあり、それらをまとめて私の思いとして、4月23日の初登庁の日の就任式でのあいさつ、それから庁議の中でも話をさせていただきながら、まず意識改革をしてほしいということをお話しております。

具体的にどのような話をしたかと申しますと、企業に勤めていた私の経験から、企業は株主様からお金をお預かりして、1年間仕事をして必ず利益を出し、株主様には配当としてお返しをする。また、税金として社会に貢献するというのが企業の使命であるということをお話してきた中から、税金というものは取るものではなく、町民の皆様方からお預かりをして、1年間福祉の向上や教育や各種事業に充てて、配当は出せませんので、住民生活の向上という形でお返しをするのだという、そういう考えになってほしいと話をしました。それが1点。

そして、役場の職員の方々には、それぞれの仕事のプロであります。住民との接遇におきまして、窓口に来てくださる住民の方、また電話での問い合わせに対しましても、町長のかわりに対応してほしいということをお話しました。あくまでも一職員という形ではなく、横芝

光町を考える職員ということになってほしいということで、町長のかわりに町民と応対してくれるよう話をしました。

そして、臨時議会でご承認いただきましたが、私は行政運営の中で、パートナーとなって二人三脚として町政運営を進めていくためにも、副町長はぜひ必要だということでかねてから申し上げておりましたが、議員の皆様方全員のご賛同をいただきまして、副町長を選任させていただくことができました。これにより、私の考えることをいち早く形にし、役場職員が組織として動けるように変えていきたいと考えています。

そして、各課の事業説明を、今、事業の検証をしております。それぞれの課ごとで抱えている事業、行っている事業があります。その検証をすることにより、一歩先へ出る前向きな事業展開をしていきたいと考えております。当然、そこには必要な事業、必要度の順位づけもしてまいりたいと考えております。

そして、4月の人事が暫定人事であったということでありましたので、6月1日付で人事異動をさせていただき、本格人事としてスタートさせていただきました。この定例会に向けても、新しい布陣で臨ませていただきました。有言実行の町執行部を目指し、今回の答弁書もすべて新しい課長につくっていただき、言ったことは必ず実現する、そういう町政運営を目指してまいりたいと思っております。

そんな中で人事異動をさせていただいたことを一つの区切りとしまして、朝礼を各課で行うように指示しました。今まであいさつにつきましては、職員もかなりやっちはいるんですけども、あいさつのタイミングがずれていたり、いろいろな面で、しているのに町民の方々から評価されていないというところがあったと思います。そういう面も含めて、毎朝朝礼を行うよう指示しております。まだ1カ月であります。この期間変えてきたこととして、ご答弁とさせていただきます。

東陽病院の運営検討委員会の中で町民の声を反映させたいという考えの中から、私も、議員の皆様方から代表に出ていただきたいと考えております。また、現在の東陽病院内の委員につきましてもさらに検討を加えて、今までのままでいいのか、それとも整理するべきところがあるのか、そういうこともまず東陽病院の中も検討させるようにしております。それにプラスしまして、今までなかった外部の委員さんということで、まず議員の皆様方の中からお願いしたいと考えておりますが、これは今後議会の皆様と相談をさせていただきたいと考えております。

3点目としまして、東陽病院の接遇改善というお話をいただきました。

これにつきましては、やはり東陽病院の中でもあいさつというものを徹底していきたいと考えておりますが、待遇改善のための予算も計上され、現在、専門の業者にプログラムを組んでいただいております。6月中に各担当のヒアリングも行う予定になっておりますので、それらの結果も見据えながら、さらに改善を加えていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村和好君） 實川隆議員。

○3番（實川 隆君） ただいま、町長の答弁を聞かせていただき、齊藤町長がよく言いますように、自分が生まれ育ったこの大好きな横芝光町を何とかしようという姿勢が伝わってきました。大変ありがとうございます。

町長は、選挙運動中に横芝と光が合併して、横芝光町が誕生し、1足す1は1でした。しかしながらその相乗効果は3にも4にもならなければならないと申されておりました。そのような考えから、いま一度この横芝光町への思いをお聞かせ願いたいと思いますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 實川議員おっしゃるとおり、選挙戦の中で旧横芝町、旧光町が合併しまして、新たに横芝光町が誕生した中で、算数で言えば1足す1は2であると。しかし、せっかく合併をして4年たつにもかかわらず、まだまだ旧横芝、旧光といういろいろな方式の違い、それからさまざまな面できくしゃくしている部分があるというのが町民の皆様方からの声でした。そういう声を聞いた中から、1足す1が1にしかなくなっていないという実感を持ったところであります。

しかし、旧横芝、旧光、昔で言えば上総、下総、国が違ふとまで言われた2つの町が合併したのでありますから、当然考え方や物事の進め方に違いがあるにしろ、それらのよい点を組み合わせることによって相乗効果が出て、1足す1が3にも4にもなるんじゃないかということ、多くの町民の方々と話をして感じることができました。私は、皆様方の声を聞くということが、その3にも4にもする第一歩だと考えています。意見の中には、プラスの意見、マイナスの意見、たくさんあると思います。それぞれを組み合わせることによって、3にも4にもしていきたいというふうに考えております。

本当にこの生まれ育った横芝光町、私たちの代で終わりにするのではなく、子や孫の世代へつなげていきたい、そんな宝物である横芝光町として、子や孫の世代へ伝えてきたいという、そういう思いで今いっぱいしています。そのためにも、いろいろな改革をこれからさせて

いただきたいと思ひまして、準備を進めております。私1人でできるものではありません。議員の皆様方と協力しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきたい思ひを述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（野村和好君） 實川隆議員。

○3番（實川 隆君） ありがとうございます。非常に心強い限りだと感じるところであります。

なぜか最近役場に来て、この間、東陽病院にも行かせてもらいましたけれども、中が明るくなっているな、そんな感じもしているところでございます。ぜひ明るい町政をつくっていただきたいと思ひます。

「イソップ物語」に「ロバを担いだ親子」という話があるんですけども、御存じでしょうか。ロバを売りに市場に出かけた親子が道中人に言われて、ロバに親が乗ったり、子供が乗ったり、また親子が2人で乗ったり、そして最後はロバを親子で担ぐという話なんですけれども、人の言うことに振り回されるというような話なんですけれども、国の政治さえも、ややもするとこういう現象が起きております。ぜひ齊藤町長におかれましては、今まで述べられましたように、今の気持ちを大切に、ぶれない政治姿勢はもとより、東陽病院が自治体病院としての使命を最大限に發揮していただきますようお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野村和好君） 以上で實川隆議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午後1時ちょうど。

(午後 0時00分)

---

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

#### ◇ 越 川 洋 一 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

越川洋一議員。

[18番議員 越川洋一君登壇]

○18番（越川洋一君） 日本共産党の越川洋一でございます。

鳩山首相が辞任し、菅民主党政権が誕生しました。民主党政権は国民の期待に背き、公約を裏切った政治家が国民的な怒りに包囲された結果にほかなりません。劇的な政権交代から8カ月、国民への政治公約、マニフェストに幾つもの点で背き、貧困と格差が進む中での政治に対する信頼感が薄らいできました。普天間問題、政治と金、戸別所得補償に期待できない農業の再生問題、後期高齢者医療の廃止の先送りなど社会保障の後退、抜け穴だらけの労働者派遣法に見られる労働法制の規制緩和、日本経済の主役である中小零細企業への支援を行わず、地域主権の名のもとでの国の責任の後退など、国民の期待と公約を裏切ったことなどが国民的な怒りの世論となってきました。夏の参議院選挙を前に、国民の政治的関心は大きく高まりつつあります。

そうした激動の情勢のもとで走り出した齊藤新町長の「すべては町民のために」という理念に対し、住民の関心、厳しい視線が集まっております。町長選挙の最中、新聞は政策的には両候補に余り違いがないと報道しました。前町政とどこが違う手法で町政運営を進めるといのでしょうか。住民が主人公という立場をとってきた私にとっては、町長のキャッチフレーズを真に行政の隅々にまで実現されるよう、言葉だけにならないことを強く求めます。

憲法施行63周年、第2次世界大戦という多大な犠牲を伴った痛苦の反省の中から、平和、人権、民主主義を内容とした現憲法が生まれました。この憲法が輝く国づくりを進めることが国民的課題であり、我が党の目標でもあります。ところが憲法を頂点とした戦後レジームからの脱却という時代錯誤のスローガンを安倍自公政権のときに強行成立させました。そして5月18日、改憲手続法が施行されました。しかし改憲派の選挙での壊滅的敗北、世論の多くは改憲反対など、この法律を発動する必要は現在なくなっております。改憲機運も盛り上げようという動きはあるわけであります。アメリカも日本に対して、憲法9条の改定、集団的自衛権の行使を迫っております。日常的に草の根から平和宣言している町にふさわしい平和行政が求められます。

また、構造改革ということで、社会保障費削減が生んだ負の遺産を是正する必要があります。25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利としての社会保障を住民の利益に立って追求するべきではないのか。高く払えない人がふえている国保税の引き下げなど、住民福祉の機関としての自治体のあり方を追求する責務があります。これら国の最高法規である憲法観についての認識をただしておきたいと思えます。

次は、「すべては町民のために」という見地を有権者、町民に約束された立場で、民主党



政権または県政とのかかわりではどんな態度で臨むのでしょうか。要求すべきは求め、町民の側から批判すべきはきちんと物申す。町民の暮らしと利益を守るとりとしての地方自治体の使命、自治権の拡充が求められます。そこでの決意を尋ねます。

続いて、消費税増税についてです。

民主党は、4年間は増税しないというのがマニフェストで明記されていたことですが、今度の選挙では、議論が必要という動きになってきております。消費税増税は、福祉のためではなく法人税減税の穴埋めであることは、これまでの経過を見れば歴然としております。最悪の大衆課税であります。軍事費と大企業、大資産家優遇税制の2つの聖域にメスを入れてこそ、消費税に頼らずに財源を生み出すことができます。安易に消費税に頼るべきではないという声を上げるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、指定管理者制度の導入、業務委託など、民営化路線も前町政は進めてきたわけですが、2005年の国からの集中改革プランの策定、推進の押しつけが始まりであります。民間委託、民営化は、職員減らしであります。営利企業への自治体の明け渡しです。自治体労働者には憲法遵守義務があり、公務を通して、住民の暮らしを支え、人権を守るという責務を負っています。その自治体を変質させ、民間のもうけのために丸投げするようなことがあってはなりません。憲法に基づく自治体の役割を果たしていくためにも、職員体制の充実こそが必要です。国の財政破綻に端を発して、地方への効率の押しつけ、行政の合理化、効率化をもって民営化路線を踏襲したんでは、住民サービスの後退、そして負担の増大、自治体リストラにつながると思います。どのようにお考えでしょうか。

次に、総合計画の推進、公約の実現、財政予測についての所見を訪ねておきます。また、公約実現の計画はどう検討されておるのでしょうか、簡潔にお答え願います。

町財政の健全化の方策について、中学生への医療費の無料化は、早くから私も要求してきたものです。

地産地消食育推進計画は、農業委員のときに農家の意向調査を踏まえ、町に宣言を求め、計画の内容にも積極的な意見を反映させてもらってきた経緯から、計画の達成の点検による推進と、特に道の駅的直売所の実現を強く求めたいというふうに思います。

放課後児童クラブの充実は、業務委託を続けていては実現しないのではないのでしょうか。

敬老の町とはどういうものか。高齢者の尊厳を傷つけ、際限なく負担を強いる後期高齢者医療制度は、4年後に先送りということだけでなく、年齢を65歳まで拡大しようとしております。民主党政権の公約どおり、すぐにやめるよう求めるべきであります。

介護事業は、派遣事業でなく、直営で拡充すべきではないでしょうか。

また、東陽病院の医療体制の充実策について尋ねておきたいというふうに思います。

教育政策では、千葉県教育振興計画が策定されましたが、森田知事の特異な歴史観を教育に持ち込むものであります。国家や郷土に対する誇り等々の教育目標が日本の侵略戦争を認めず、戦後教育を否定し、憲法の本質とも相入れない歴史逆行の立場と結びついていることは、重大な問題であります。本来教育とは、憲法がうたう平和と国民主権、民主主義の精神に立脚し、子供たちに学ぶ喜びを実感させると同時に、しっかりとした学力と市民道徳を身につけさせ、次代を担う主権者としての人格を形成していく営みであります。この中身に行政は介入をしてはなりません。この大原則を逸脱しているとも言われます。教育振興計画及び教育政策についての答弁を求めます。

業務委託についてであります。

最初に、3月議会の町長選前に質問通告を出しておきまして、私が健康上の理由で議会を欠席し、町民や職員、議会関係者の皆さんに大変なご迷惑をおかけしたことに對しまして、心からのおわびをまず申し上げます。

業務委託問題については、3月に通告した件であります。大事な問題なので、再度取り上げます。

小泉前自公政権による新自由主義路線、構造改革は、地方には町村合併の押しつけや地方交付税の国庫補助負担金の削減等を通じて、行政改革を強制してきました。こうした厳しい財政状況を受けて、事務事業の見直し、経費の徹底した削減、財源確保へ向けて、町は行政改革大綱、集中改革プランを平成20年3月に立案しました。平成22年度までの5年間を推進期間としているこのプランは、激変する社会情勢や新たな行政課題に的確に対応していくため、行政効率や費用対効果を勘案しながら、事務事業の整理統合、合理化を進め、人事、組織や政策形成等の行政運営構造を再構築し、さらには民間機能を活用した効率的行政運営を確立しますと明言しております。民間委託の推進を進めるとしているわけです。

しかしながら、官から民への公的責任を投げ捨てる民営化路線に国民は、昨年の衆議院選挙で退場の審判を下しました。公共施設の管理運営は直営、あるいは公共的団体に戻すべきです。公共施設は、住民の税金で建てた住民の暮らしを支える共同財産です。そしてそこで働く職員は、賃金や労働条件が保障され、権利が守られ、住民の声を尊重し、住民サービスが安定的、継続的、専門的に確保されなければなりません。これらの業務に民間会社の利益を確保することは不必要であり、行政本来の住民サービスを投げ捨てることとなります。

このように考えますと、自治体の公共施設の運営を特定の営利企業に受け渡すことは、公的施設のあり方になじまないのではないのでしょうか。ましてや町政が主導的に臨時職員を派遣社員にするなど、違法不当な雇用に手をかしてはなりません。民間委託による官制の労働者、ワークングプアをつくってはなりません。働いても、最低限の生活すらままならない年収200万円以下の働く貧困層は1,000万人を超えたとされており。これでは、内需の柱である個人消費、家計に大きな打撃となり、景気が悪化するという悪循環を引き起こします。

雇用を守り、人間らしく働く雇用政策に転換することは、産業と経済の成長、社会の安定のためにも、避けて通れません。新年度から100人を超える業務委託が始まったと聞きます。改めて、一括委託、一般委託が必要なのか、偽装請負でないのか、齊藤町長は再考すべきではないかということで、尋ねるものであります。

[18番議員 越川洋一君降壇]

○議長（野村和好君） 越川洋一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 齊藤 隆君登壇]

○町長（齊藤 隆君） 越川洋一議員のご質問にお答えいたします。

なお、業務委託についてのご質問のうち、1点目の一括委託はなぜ必要なのかについてと、2点目の偽装請負ではないかについては、総務課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。また、通告をいただいた順に答弁をさせていただきます。

それでは初めに、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

1点目の憲法に対する基本見解はについてであります。私といたしましては、日本国民として憲法を遵守する立場であり、去る5月18日に施行されました日本国憲法の改正手続に関する法律につきましても、この法律に基づき、国民が憲法を改正する必要があるとして改正されるものであれば、我々地方公共団体は、法律にのっとり、町民の福祉向上のため努力していきたいと考えております。

行政運営に憲法理念の具体化を目指すべきではないかについてであります。当然のことながら、地方自治団体の行政運営は、国の最高法規である憲法のもと地方自治法を定め、町民の福祉向上のため、さまざまな施策を実施しております。したがって、憲法第11条及び第25条の実現を目指していることは当然のことと考えております。

また、第11条の基本的な人権の保障や第25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障する一方、第12条によって、「国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつてこれを

保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」としていただきますので、憲法理念の具現化のためには、国民にも権利だけでなく、義務を果たすことも必要であると考えていますので、町民のご理解をいただき、ともによりよいまちづくりを目指したいと考えております。

次に、2点目の消費税増税に対する考え方についてであります。我が国の危機的な財政状況の中、財政再建問題や充実した社会保障の給付ということを考えれば、消費税率の引き上げはいずれ避けて通れないものと思っています。今、政情は混沌としています。肝心なのは、政府がいかに国民の信頼を得て、それを実施するかということであると考えます。そのためには、歳出の見直し等を徹底的に行い、無駄を省くことはもちろんですが、国民に対し、保健・医療や福祉、年金などの社会保障に係る中長期的なビジョンを明確に示し、それを実現するための財源はどう確保しなければならないのかを説明し、そして理解を求め、その上で審判を仰ぐことだと思っております。いずれにいたしましてもこの問題につきましては、市町村長がどうこうできることではありません。これは国の問題であります。いずれ国会の場で議論され、決定されていくことであるので、私としましてはその行方を見守るしかないと思っております。

続いて、3点目のすべては町民のためという見地で、民主党政権、県政に対峙する決意は、住民の声の反映、暮らしを守るとりでの自治体の使命をについてであります。もとより私は、「すべては町民のために」をキャッチフレーズに町長選挙に立候補し、当選させていただきました。ですから、町民のためになることを目指し、町民の声を聞いて、行政に反映させていくことこそ私の使命だと考えております。まさしく町民の暮らしを守るとりが自治体であると考えております。

次に、4点目の前町政運営はどこがだめと感じての改善策はについてであります。町民の声をよく聞き、町民の代表である議会とも相談をし、議会と町が車の両輪のように互いによく話し合い、理解し合った中で町民生活を豊かにし、町民福祉の向上に向け進みたいという私の意思を表明して、回答とさせていただきます。

続いて、5点目の民営化路線を踏襲するのにかについてであります。この件につきましては、現状を把握した上で、今後の方針を検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目の総合計画の推進と公約の実現と財政予測についてであります。まず総合計画の推進につきましては、この計画を10年後のまちづくりの目標値としてとらえ、常に将来の財政状況を見据えて、その具体策として、3カ年実施計画により推進をいたします。

推進に当たっては、常に計画経費の節減を念頭に、目標達成に向かって努力するとともに、経済情勢など社会の変化に敏感に反応し、取捨選択をしながら進めるべきものと考えています。

また、財政推計につきましては、平成29年度までの試算では、累積赤字額が14億8,000万円となっています。平成21年度の決算後に改めて推計をする予定ですが、大きな改善はなく、引き続き厳しい結果になるだろうと推測されます。平成24年分からの扶養控除の廃止等による税制改正で、町民税の増収が見込めることとなりましたが、所得の減少、離職者の増加といった状態が長引きますと、相殺される可能性もあります。

このような財政状況でありますので、私の公約の事業についても、すべてを早急にということではなく、可能なものから随時取り組みたいと考えています。

続いて、7点目の公約実現の計画日程についてであります。多岐にわたるご質問であり、また、現段階では詳細についてお答えできないものもございますので、あらかじめご理解ください。

まず、町財政の健全化につきましては、私は、当町の予算が、特に一般会計で100億円を超える規模が適正なのだろうかと感じ、この予算規模の縮小こそが健全化の第一歩だと考えています。

平成22年度の一般会計当初予算の歳入構成では、地方交付税が25.4%、町税が23.2%、そして町債が19.9%となっております。町税の構成比が低い一方で、合併特例債という特殊事情があるにしても、町債の比率が他の自治体と比べて極めて高くなっていますので、町債の抑制と事業の検証・評価により事業の改廃を行い、その結果として、新規事業や他の事業の財源を捻出したいと考えています。

次に、中学3年生までの医療費の助成事業につきましては、既に県内でも幾つかの市町で実施しているところですが、一部自己負担があったり、入院分のみを対象とするなど、運用方法が多少違ってきます。

当町では、小学6年生までの児童医療費助成事業と同様に、特段の制限を設けずに実施したいと考えております。

今後は、住民への周知を行うとともに、平成23年4月からの実施に向けて、規則の整備や財源確保など準備を進めてまいります。

次に、地産地消費育推進計画の内容についてですが、既に米など、一部の地場産品を使用した学校給食を実施しており、町内で生産された農産物をより多く給食に使用することで、

児童・生徒に対して、食育と地域農業に興味を持っていただけたと考えています。

今後、新学校給食センターの運用開始に備えて、関係団体との調整を図りながら、より多くの地場農産物の供給体制を確立することが必要と考えておりますが、地産地消の推進には、生産者や消費者の理解が欠かせないことから、産業まつり等のイベントなどで展示即売を今後も行い、より多くの町民に地場農林畜産物の魅力や地産地消をPRしていくことが重要と考えています。

次に、放課後児童クラブの充実につきましては、受け皿となる施設の環境整備に努めてまいります。

次に、敬老の町と後期高齢者医療制度についてであります。本町の高齢化率は、實川隆議員のご質問にもお答えしましたように、平成21年4月1日現在で県平均を大きく上回っております。

こうした中、町では、高齢者を対象とした敬老事業を初め、はり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業、緊急通報体制等整備事業などを実施し、健康で安心した生活ができるよう努めているところであり、あわせて、老人クラブやシルバー人材センターへの運営費助成の継続などにより、引き続き積極的な社会参加と健康増進を側面から支援してまいります。

また、後期高齢者医療制度ですが、現在、新たな高齢者医療制度の具体的あり方を検討するため、昨年11月に高齢者医療制度改革会議が発足したところであります。検討に当たっての基本的な考え方として、現在の後期高齢者医療制度の問題を解消し、高齢者の負担増にならない公平な制度をつくり上げるという立場のもとで、現在議論が重ねられていますので、現時点におきましては、動向を見守りたいと思っております。

次に、介護事業の拡充策として、特別養護老人ホームを中心とした老人福祉施設の整備促進であります。この内容は、5月17日の議会全員協議会においてもご説明いたしましたとおり、平成22年度に計画している社会福祉法人九十九里ホームと、平成23年度に計画している社会福祉法人東和福祉会の2法人が計画している特別養護老人ホーム等の整備計画であります。

さらに、平成23年度に計画しているグループホーム施設の整備につきましても、町が協力体制をもって臨むことを含んでおります。

次に、東陽病院医療体制の充実策につきまして、医師の確保は欠かせないと考えております。しかしながら、全国的に医師不足と言われ、なかなか医師を確保するのが難しい状況にあります。そうした中、幸いとし1月に整形外科医師1名と4月に内科医師を1名増員

確保したことから、新患外来を週3回実施することができるようになりました。今後も医師確保に努めるとともに、東陽病院運営検討委員会のご意見等を伺いながら、医療体制の充実を図っていきたいと考えています。

続いて、8点目の県教育振興基本計画の見解と教育政策についてであります。私も、未来を担う子供たちの教育は非常に大事なものと考えておりまして、教育委員会とお互いに協力しながら取り組んでまいりたいと思っています。

なお、教育政策については、独立した立場である教育委員会の考えを尊重したいと思しますので、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、業務委託についてのご質問の3点目、契約を再考すべきでないか、町長の受けとめについてにお答えいたします。

私も、就任直後から各課の所掌している業務の把握に努めているところであります。業務委託を開始してまだ2カ月を過ぎたところであり、現時点で委託の是非や再考について発言することは、委託業者に転籍し、働いていただいている多くの方々に不必要な不安と混乱を招きかねないことから、適正な業務の執行を確認しつつ、しばらくの間見守っていきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、教育長。

〔教育長 海保教之君登壇〕

○教育長（海保教之君） それでは、越川洋一議員のご質問にお答えをいたします。

政治姿勢についての8点目、千葉県教育振興基本計画の見解と教育施策についてですが、千葉県教育振興基本計画とは、教育立県ちばプランとして、千葉県教育の戦略的なビジョンと実践的な取り組みのために、目標と施策、実施する重点計画と取り組む指針を示したものであります。

この計画は、人材こそが最大の資源であり、財産という考えのもと、人づくりを重要なテーマと考えております。

学力向上、豊かな心と健やかな身体の育成、職業への理解と働く意欲の向上、ルールやマナーを大切にする意識の育成、いじめや不登校への対応など、解決すべき多くの教育課題に対して、迅速かつ適切に対応していったら、子供たちが豊かに、おおらかに、頼もしい人間となるよう、あすの千葉県、そして日本の未来を担う子供たちを家庭・学校・地域と一体とな

って育てていくことを示しております。

基本的な取り組み方針は、子供たちが社会的自立や職業的自立に必要な力を身につけていくためには、豊かな自然やさまざまな知識や技能に触れ、かかわり、そして人とつながっていくことが必要と考え、「ふれる」「かかわる」、そして「つながる」を基本テーマにしております。

県が課題として取り組もうとする内容は、まさに本町の教育課題であり、基本的な考え方は、本町の総合計画を受けて策定した教育施策の中の学校教育の指針に示した「信頼される魅力ある教育の推進」、「確かな学力の育成」、「教育活動の充実」、「教育環境の整備」等を含め、その内容は、地域の実態を踏まえて作成しております。

今後とも、未来を担う子供たちの健やかな成長のため、千葉県教育振興基本計画、そして本町の教育施策に沿って、日々の教育活動の充実のために努めてまいりたいと考えております。

以上で壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 海保教之君降壇〕

○議長（野村和好君） 総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長（林 英次君） 越川洋一議員の業務委託についてのご質問についてお答えをいたします。

一括委託はなぜ必要なのかとのご質問についてであります。役場業務の一部については、昨年まで臨時職員や派遣職員により行ってまいりましたが、臨時職員などの皆さんの不安定な雇用の解消や経費の節減などを図るため、今年度から業務委託を導入させていただきました。

これまで、業務に携わっていただいた方々については、委託会社にそのまま転籍いただくことで雇用の安定と効率的な業務運用が確保できるものと考えております。

各種業務を委託したことで、請負元への影響なども少なからず出ているようには伺っておりますが、財政の健全化を進めながら行政サービスの向上も図っていかねばなりませんので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

また、違法派遣ではないかとのご質問ですが、委託業務を明確に区分しており、受託者側の指揮命令系統により、業務も管理をしております。

委託業務に係る変更の指示等につきましても、受託者が町内に支店を設け、町からの指示



を迅速かつ正確に伝達できる体制を整えておりますので、適正な業務委託であると考えているところでございます。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 時間の関係上、議論を深めるのは次回に譲りたいというように思いますが、答弁を聞いて、「すべては町民のために」という割りには、非常に姿勢が受け身的で、自治権の立場、積極的な姿勢が必要ではないのかなと、そういうふうに感じました。

憲法9条の問題ですが、多くの戦争犠牲者の無念も風化させてはならないというふうに思っています。当町も、陸軍の栗山飛行場があった町です。悲惨さを語り継いでいかなければならない。戦争体験者の思いを次代に引き継ぐ、そして平和憲法を次代に引き継ぐと、こういう平和宣言の町としての取り組みが必要なのではないのかなというふうに思っています。これについては、きょうは聞きません。

「すべては町民のために」という点での国・県とのかかわりの問題です。よく「3割自治」と言われますように、現在、地方自治体は、財源も権限も3割以下だというふうに言われているわけですね。国・県とのかかわりで、地方自治と住民の民主主義、福祉を尊重するということになれば、住民の側に立った政策的主張の立場が重要だというふうに思っています。例えば言えば、戸別所得補償政策ですね、民主党の。これは、自由化推進の条件づくりだと言われているわけです。アジア太平洋FTAが結ばれば、日本農業が壊滅的な危機になると。それだけでなく現在輸入の拡大で、大変困難な農業情勢であります。ところが、そのことを内容とする新成長戦略というのが既に閣議決定されております。JA全中の会長は、日本共産党の大会の開会に来て、こうあいさつを述べております。「今回の日本共産党の大会議案には、再生産が可能な価格保障と所得補償、国境措置の維持強化とともに、日本農業に甚大な影響を及ぼす日米FTA、日豪EPAに反対し、各国の食料主権を保障する貿易ルールの確立を図っていくことが掲げられており、こうした方向は、我々の目指す方向と全く同じである」と、大変心強い限りであります。つまりJAの幹部も、民主党の農業政策には危機感を持っているわけです。選挙で農業の底上げということをさんざん訴えた町長、農業振興のための輸入拡大反対など、末端の状況を踏まえてしっかりと言明する必要があるんじゃないかと。2万円米価実現のかつて農民団体の要求が議会に出されたときに、あなたは議員として疑義を、これに反対を唱えたと。これは反省してもらわなければなりません。この点についてひとつ感想を求めます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） それでは、お答えいたします。

まず、自治権の立場、積極的な立場をとということでございましたが、私も町長になる前は、町会議員として皆様方と一緒に、町をよくしたいということで活動させていただいてまいりました。そんな中からたくさんの町民の方の声を聞くということをもまず第一歩にさせていただきたいと考えております。受け身ととられる部分もややあるということをも、今、越川洋一議員からは言われましたけれども、人の話を聞くという姿勢を今私はとっているところであります。いろいろな意見を聞きながら、それをかみ砕いて、そして組み合わせて、よりよいものにしていきたいということをも今考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、平和宣言につきましては、安全・安心なまちづくりという中でも、平和な町が、平和な日本があることが安心・安全なまちづくりの基礎にもなると思っておりますので、平和な町であってほしいと考えております。

それから、戸別所得補償制度を例に出されて、お話をいただきました。

現在、戸別所得補償制度につきまして、その制度の内容の周知等が図られようとしているところであります。越川洋一議員も十分ご承知のこととは思いますが、この制度、内容につきまして、まだしっかりと把握できていない町民の方も、当町には多くいると思っております。またそれは、全国的に加入するしない、その判断をしていない農業者の方が多ということからも感じられると思っております。5月28日ですか、関東農政局も来まして、この件につきましては、広く農業者の方々、特に米を主業としている生産者の方々と話をすることによって、どこに問題点があるのか、またどういう方向で進めていったらいいのか、その説明の仕方等を一緒になって、車座になって、生の声として現場で話を聞いたと伺っております。また、そういうことを進めることによりまして、この制度のよい点、悪い点、明らかになってくると思っておりますし、制度自体についての言及ではないですが、より広く知っていただくことになると思っております。

それから、2万円米価に反対をしたという点をご指摘いただきましたが、2万円米価にだけ反対したわけではありません。私はあのときに、反対討論でも述べさせていただきましたが、米価だけなぜなのかという点を話させていただいたと思っております。生産者が栽培しているものは、お米だけではなくあります。野菜もあれば、畜産物、卵や牛乳や肉、さまざまなものがあります。そういうものがある中、なぜ米だけなんですかということで、反対をさせてい

ただいたと思います。もちろん再生産ができるような価格制度というのが理想だとは思っておりますが、当時反対をさせていただいた理由は、そのところにあります。

以上です。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） だから、さまざまなものがあるんだけど、さまざまなものが不安定で困るんで、その象徴的なお米について、やっぱりほかの価格保障が必要なんだけど、今度は町長になったんですから、米が必要だという認識の立場に立ってもらわないとやっぱり農業者は安心できないということを主張しておきます。

前町政からの改善策の中で、やはり包み隠さず、徹底した情報公開。住民の意見を聞くということは、懇談会だけでなく、きょうも實川隆議員の答弁に、意識改革ということが出ましたけれども、日常的に職員が親身になって住民に接し、住民と信頼関係をつくると、これがないと協働のまちづくりは進まないわけですね。ですから、町民全体の奉仕者としての規範に立つと。ここらにも改善の必要があるんじゃないかなと思うんですが、町長はいかがですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 先ほども答弁させていただきましたように、町民の声をよく聞いて、町民の代表である議会とも相談しながら、さまざまなことを進めていきたいと。議会と町執行部というのは、私が考える中では、車の両輪であって、よりよいまちづくりという同じ方向を向いて進めるのが理想であると考えております。どちらか一つの車輪が小さくて、片方が大きければ、同じ場所をぐるぐる回るだけになってしまうと思います。同じような考えでいく、同じような考えで前へ進むということを特に考えたいと思います。意識改革もそのように考えています。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 財政予測についてですけれども、これは合併町の宿命として、普通交付税については、27年度までの合併算定替えと、28年度から32年度までの激変緩和措置ということになるわけですね。この合併支援措置が平成28年度より段階的に減額されて、33年度には21年度の比較で5億9,000万減額されると。23年度以降、歳入不足が見込まれるという財政推計は、議会にも示されているわけです。このもとの、どう町長の公約を実行するかということですよ。かなり知恵を絞って努力をしなければならぬのではないのかなというふうに思います。ところが借金に頼らない事業、頼らないで事業と言っていますけれども、

今の制度の中で、度を過ぎると困りますけれども、借金はやっぱり一定に必要だというように思うんですが、その点について。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 財政推計につきましては、これは年々変わるものだと考えています。

その年予定していた町債の額と、それに対応しまして返済をしていく公債費の額というのは、これは連動していくと思います。さらに、今越川洋一議員がおっしゃいましたように、33年度以降、約5億9,000万円の算定替えによる減額というのが、これはもうほぼ固まっていることであると思います。先ほどの答弁でも言いましたけれども、当町の予算が今100億を超えた予算を使って町政運営をしておりますが、この100億が本当に横芝光町の身の丈に合った100億、予算なのかということについても、今、この1カ月間、考えに考えているところであります。ましてことしの予算、20億の町債を発行しての104億の予算が組まれています。当然、この20億はいつかは返済しなければいけない町債であります。27年度が12億からだんだん返済がピークとなってまいります。その返済額を返済するために、町債をまた発行するような、そういう運営はしていきたくないと考えておりますので、さまざま面で経費節減、それから事業の仕分け、効率化を考えていきたいと考えております。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 業務委託のほうに移ります。

労働者派遣法では、派遣は臨時的、一時的、例外的なものというふうに規定をしておりますが、今回委託に出す3カ所の児童クラブの運営、保育所、社会文化課関係の公園の管理や図書館のカウンター、給食センターの調理員、学校用務員などは、臨時的な業務ではなく、恒常的な業務です。違法派遣に当たりませんか。派遣と請負の違いというのは、発注者と受託の労働者の間に指揮命令関係が生じないことがポイントです。業務を請負契約し、その業務遂行に当たって、委託先の職員の指示で業務をすれば、偽装請負となります。派遣先が指揮命令や資材提供などを行うと、派遣労働となります。なぜ派遣契約でなく、請負契約にするかといえば、派遣労働である場合は労働者派遣法が適用され、派遣先に労働基準法や労災など、労働安全衛生法を遵守する義務が発生します。派遣期間の期間を定めるとする規則に違反していれば違法派遣となり、直接雇用による是正が義務づけられます。この事務を怠ると、派遣先会社は行政指導を受けることとなります。請負契約があるかのように偽装することで、労働者に対する使用者としての義務を逃れ、負担もしないことをねらっている偽装請負は、違法派遣です。

業務委託によって、行政のリスク管理が軽減するとか、雇用の安定が図られる、先ほどもちょっと答弁ありましたけれども。そう言われますけれども、雇用の安定を言うならば、直接雇用にかえて、低賃金、不安定な派遣会社への委託は検討すべきです。公務公共サービスを守ることが職員の意欲と誇りを確保し、住民の安全・安心につながり、住民サービスの確保へとつながります。今度の業務委託で、これまで町が育成を図ってきたシルバー人材センターも影響を受けます。今回の業務委託の中に、保育所の保育士、病院、図書館のカウンター整理、給食センターの調理員などは、栄養士や上司の指示がなく、業務はこなせないと思います。栃木県茂木町では、学校用務の業務委託を偽装請負と認め、直接雇用しました。品川区は、保育園の一部業務派遣は、厚労省通達違反として、直接雇用に切りかえました。放課後児童クラブの運営も、この保育方針は教育委員会が立てるわけですよ。これを現場の代表者を通じて、具体化していくんですよ。平成16年から始まった放課後児童クラブ、現場の状況というのは、聞いて驚くような実態が放置されてまいりました。けが、骨折、切り傷あり、大変です。畳の上のカーペットは6年間かえることがなかった。トイレは5年も使えないままと。きょう提案された議案にありましたけれども、トイレ改修。5年も使えないまま、3つの中の1つの入り口のドアが外れたり、職員のロッカーが足りない。そういうことで現場の要求を出すと、予算がないといつも逃げてきたというひどい状態が放置されてきたのが実態なんです。

そこへ突然に業務委託の話です。職員とすれば、物すごく不安だったし、働きがいも感じられないと、もとの職員に帰りたいというふうに言っています。今までは、子供がけがをしたらすぐ親に連絡していたけれども、保護者へ電話をかけてはいけない。会社経由で教育課へ連絡すると。元気な子供たちにいつ何が起こるかかわからないのに、自宅の電話番号と母親の勤務先も名簿にはない。熱が出たときでも連絡のしようがないと。子供たちの命、教育を何と理解しているのか、これが学童保育の現場の生の声です。派遣職場の実情なんです。この状況から見て、派遣に丸投げして、教育が行われるのか。町長の言う放課後児童クラブの充実、これは何を言うのでしょうか。また、こういう実態を知っておりましたか。

○議長（野村和好君） 総務課長。

○総務課長（林 英次君） まず、越川洋一議員のご質問で、派遣法に関する問題でございますけれども、派遣法についてはご承知のように、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第44条で、26業種を定めております。この26業種というのは、ソフトウェア開発とかアナウンサー、あるいは機械設計、通訳、速

記など、もろもろの26業種を言うわけでございますが、これ以外については、3年を超えて同じ職場で引き続き同一業務の派遣を受けることはできないという規定がございます。現在、派遣ということが派遣法に抵触するのではないかということから、今回見直しを一部しているということで、一括請負委託にかえているということでございます。

それで、いわゆる議員おっしゃられたのは、ひかり児童クラブの関係でございますけれども、ひかりの児童クラブの関係につきましては、確かに臨時職員が町のほうの管理ではなく、臨時職員のほうで直接対応したり、何かしていたことも確かに現在までございます。そういうことから、ひかり児童クラブの臨時職員の関係につきましても今回見直しという形で、一括請負委託のほうにかえたということでございます。

ただ、現場のほうは、確かにそのようなこともあろうかと思えますけれども、仮に預かっているお子さんたちがもし大きな事故とかそういうものがあつた場合に、それでは責任の所在はどこにあるのかということが一つあります。そういうことから今回、責任の所在が仮にいわゆる指導員、臨時職員のほうにかかる、そういうこともなきにしもあらずの中で、今回すべて見直したほうがいいんじゃないかということから一括請負委託のほうにかえたという経緯でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） あなたが教育課長のときに、現場の意見が予算がないということで届かないという、そういう責任者だったんですね。今度総務課長ということで、今答弁されましたけれども、このような実態が教育現場に続いていかどうかということですよ。基本的な問題ですよ。町長、ひとつ。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） ただいまの越川洋一議員の質問の中で、まず、この1カ月間、各課の所管する業務の中から課題や問題点、それからそれぞれの課の検証を行いました。その中から、まずその1カ月間はその段階であります。その次の段階としまして、続けて、今ご指摘のいただいたようなものも次の調査として検討しているところであります。続けまして、その件につきましても調査をすぐ進めてまいりたいと思います。

また、このようなことが長期間にわたって続いていたということが、越川洋一議員からのお話でありましたが、であれば、もっとオープンにしていきたいと私は考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 法的な問題は今後研究していただくとして、私が言ったような実態があるから、民間に派遣に移してよくなるというふうなニュアンスの答弁をしましたけれども、逆じゃないですか。公的責任をきちっと果たすという方向でこそ、現状の問題が教育的に解決されるのではないかと。その辺は町長、内部でもよく議論してください。

それから、町長は業務委託については少し見守ると言われましたが、他の部署においても、やはり民間に委託して現状いろいろ問題が起きて当然だというふうに思われます。ですから仔細に調査をして、検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 見守るというよりも、調査するにはどうしても時間がかかります。

その大もとであります課の仕事を今検証しているところでありまして、一気に全部できていないところは私の力不足でありますけれども、よりよくするために検証をし、そして調査をしたいと思います。

以上です。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 調べてみますと、一括委託の大新東ヒューマンサービスというのは、当町とのかかわりでは横芝のバスの委託運転から入ったというふうに聞いているわけですが、全国的にはいろんな問題を起こしている会社です。例えば、栃木県野木町では派遣保育士を嘱託保育士に切りかえる、広島県安芸高田市でも保育士の偽装請負で、群馬県玉村町では臨時嘱託職員の派遣化を撤回させるなど、こういうところにかかわってきた。あちこちの町で、議会で問題になっている会社だということです。そういうことを御存じだったんですかね。そういう点で、御存じだったのかどうなのか、委託を見直すべきではないのかどうなのかお聞きします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 越川洋一議員にたくさんご指摘をいただいて、ありがとうございます。

もしもっとあるのであれば、教えてください。

それと、先ほどちょっと1つ、自席での答弁で漏れてしまいましたが、いろいろ知っていたのかという中で、今回、予算要求の中で、トイレの改修が必要だということがわかりました。もっとソフト面ばかり考えていたんですけれども、そういうハード面もあるというのを、予算要求が出てきた場面でわかったこともありますので、ハード面、ソフト面あわせて、いろいろ調べていきたいと思います。

また、さまざまな場面がということでご指摘をいただいておりますが、まだまだそこまで調査ができていないというところもありますが、越川洋一議員、たくさん実例をお持ちのようでありますので、ぜひ教えていただきたいと思っております。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 議会に対して、教えてくださいと、非常に誠実なその態度を長く保ち続けてほしいと思っております。そして、「すべては町民のために」というこのキャッチフレーズには、私は異議はありません。ただ問題はその中身で、部分部分にどう町民の利益、福祉を守るために対応していくかという、ここが試されます。そういう具体論については、今後の議会の中でいろいろ議論させてもらいたいということで、私の質問を終わります。早くなっちゃった。（拍手）

○議長（野村和好君） 以上で越川洋一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午後2時10分。

（午後 1時55分）

---

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

---

#### ◇ 森 川 忠 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔2番議員 森川 忠君登壇〕

○2番（森川 忠君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議席番号2番、森川忠が通告に従い、質問させていただきます。

その前に、4月18日の選挙で見事当選されました齊藤新町長、ご当選おめでとうございます。同じ町内の人間として、よりよいまちづくりに懸命に支えていかせていただきたいと思います。

最初に、齊藤町長の公約・政策についてお伺いいたします。

ただいまの越川洋一議員と重複する部分が多々あるかと思っておりますので、その辺は柔軟にお答えいただきたいと思います。



まず、5つの公約を述べられました。それぞれについて、具体的な施策をお聞きいたします。

4年間の事業の検証、評価をし、借金に頼らない財政健全化の推進とはどのようにするのかお伺いいたします。

そして、情報公開を積極的に進めながらと言われておりますが、どのようにされるのでしょうか。

2点目の産業振興について、地産地消の具体策と町おこし支援の助成の内容について、町民と行政一体型の産業行政とはどのようなものなのかお尋ねいたします。

3点目の子供たちの育成支援では、中学生への医療の無料化、放課後児童クラブの実施、これは所信表明を見てつくったものですので、多分今実施はしているので、ちょっと言葉は違うかと思えます。充実ということでご理解願いたいと思えます。

また、町独自の奨学金制度の新設はどのようなものをお考えなのか。

4点目の女性の各委員の登用ということで、より広く意見を求めるということかと思えます。

5点目の敬老の町、健康の町横芝光の中で、医師不足の解消に努めるとありますが、具体的な方法について、めどが立っているのかお伺いいたします。

また、敬老の町の意味はどのようにとらえておられるのか。

企業は利潤を追求し、税金という形で社会に還元するが、公務員はサービスという形で還元しなければならないと言われておりますが、意味を教えてください。

次に、議会に対する考え方についてお伺いいたします。

最近では、多くの議会がインターネット中継など、広く住民に議会に興味を持っていただき、知ってもらう方向に向かっていますが、例えばその前段として、夜間や休日に議会を開会した場合、当然執行部の協力を得なければなりません。そのことに関して可能かどうかお伺いいたします。

そして、町長が選挙に出られる前、議員辞職をされました。自動失職ではないものの、補欠選挙は行われませんでした。なぜそのようにされたのか理由を伺います。

特別職報酬と退職金についても通告をさせていただきましたので、お考えについてお聞きしたいと思います。

次に、地域特産品のPRとして担当課や班を設置されてはいかがでしょうか。また、今、疲弊している商工業に対する対策はどのようにされているのかお伺いいたします。

地元東町にあります旧横芝第2保育所についてお伺いいたします。

現在は閉園されて、約3年が経過しておりますが、地元では何らかの利用ができないのかと多くの意見が寄せられております。前定例会でもお尋ねしましたが、児童福祉法にのっとって、児童館としての利用は可能かどうかお伺いいたします。

また、ほかに老人福祉の利用もできるのではないかと、あわせてお教えてください。

次に、入札の現況について。

昨年度の町内、町外の業者の件数、金額について、それぞれ数字を挙げて教えていただきたいと思っております。

また、現行制度について、見直し等のお考えはあるのかお伺いいたします。

最後に、学校給食センターの建設が進められております。まだまだ利用可能ではないかと思われる現光給食センターの後利用について、何か計画があればお伺いいたします。

以上、町長、執行部の明快なご答弁を求め、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

〔2番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（野村和好君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） 森川忠議員のご質問にお答えいたします。

なお、地域振興についてのご意見の2点目、地産地消の具体案についてと旧横芝第二保育所についてのご質問は、各担当課長から答弁させます。

また、事前に通告いただきました順に従いまして答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、町長の公約・政策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の具体的な施策についてであります。先ほど實川隆議員や越川洋一議員のご質問にもお答えしましたように、「すべては町民のために」を政治姿勢とし、これからのまちづくりを行う5つの約束を掲げさせていただいております。

町長就任からこの間、私は、各課から事業の進捗状況や現在の懸案事項について説明を受けてまいりましたが、私の公約には財源を伴うものもございますし、また、一方で町財政の健全化を掲げておりますことから、まず現状を把握することを公約実現に向けての第一歩の課題として取り上げ、現行施策とのすり合わせができるのかできないのか、すぐに取り組み

る施策は何なのかの検討を行っているところでございます。

現時点では、具体的な時期や方針のすべては申し上げられませんが、何点かの事業につきましては、実現に向けまして担当課と協議を行っており、詳細につきましては、先ほど越川洋一議員からのご質問に答弁させていただいたとおりであります。

また、今後、各施策につきましては、方向性が見出せた時点で、議会の皆様と相談をしながら、公約の実現に向けて一步一步取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、2点目の財政再建の具体策についてであります。当町はいわゆる財政健全化法に基づく再建を要する団体ではありませんので、財政の健全化策としてお答えをさせていただきます。

まず、借入金の抑制です。

越川洋一議員のご質問でもお答えしましたように、私はさきの町長選挙で、町財政の健全化を公約の一つに挙げました。現在町では、新町建設計画に基づき、財政的に有利な合併特例債を活用しながら、各種大型事業を実施あるいは予定をしております。合併特例債は利用できる期間に限られるため、合併特例債の活用により町債残高がふえることはやむを得ないことだと思っておりますが、後年度の償還費を考えると、決して楽観はできません。22年度一般会計当初予算歳入における町債の構成比が19.9%を占めている状況を見ても、できるだけ早期に借入金を縮減する予算を編成すべきだと考えています。

次に、各種事業の検証や評価の実施です。

ふえ続ける財政需要に財源が追いつかない現状では、既存事業の廃止や縮小によって、その財源を確保する必要があります。そのため、現在事業検証により効果や必要性が低いと判断されるものは整理し、歳出の縮減を図りたいと考えています。検証や評価の具体的な方法については、今後検討しなければならないと思っておりますが、まずは担当課による内部検証・内部評価を行うことから始めたいと考えており、現在、実施をさせ始めております。

次に、自主財源、特に町税の確保です。

近年、所得の減少や失業者の増加等の影響を受け、町税額は遞減傾向にあります。また、県内の市町村の一般会計に占める市町村税の割合を見ますと、平成20年度の決算数値ですが、市平均では49.8%、町村平均では34.7%、県平均では44.4%となっております。この数値は、その年の予算規模によっても変動するものでありますが、越川洋一議員への回答でも申し上げました当町の平成22年度一般会計予算に占める町税の割合は23.2%であります。

決して好ましい状況ではないと思いますので、産業の活性化を初めとする今後のまちづくりの中で、町税額の確保に努めたいと考えております。

続いて、3点目の特別職報酬と退職金に対する考え方についてであります。ことしの3月定例会におきまして、森川忠議員からご質問のありました特別職の退職金についてに対する回答の中で、一部誤りがありましたので、後ほど総務課長に説明をさせます。

それでは、報酬についてであります。近隣の状況を申し上げますと、5から20%と削減率に開きはあるものの、山武市と芝山町を除き、減額を実施しているようでございます。

前佐藤町長は、選挙公約の中で町長給料の削減を掲げて当選されたことから、5%の削減を実施しておりました。

私は、選挙公約の中で、町財政の健全化を掲げて当選させていただきましたが、その方策としては、町民参加の事業仕分けや町民との協働化の推進により、恒久的・抜本的な財政の健全化を図りたいと考えております。

また、退職金につきましては、前佐藤町長のときは、支給率が100分の45でありましたが、現在は100分の35となっております。

次に、議会に対する考え方についてのご質問にお答えいたします。

1点目の夜間・休日議会開会の執行部の協力についてであります。夜間、休日の議会開催については、これまで仕事などで議会を傍聴できなかった町民の皆さんの傍聴を促す方策の一つであると思われまますので、町執行部としては協力を惜しまない考えであります。

次に、2点目の自動失職と事前失職についてであります。私は、横芝光町議会の議員として応援していただきました皆様に対するけじめとして、また与えられました議員としての任務をできる限りの間務めるのが議員としての責務であると考え、辞職をした上で、町長選挙への立候補を選択したところでございます。

続いて、地域振興についてのご質問のうち、1点目の特産品のPRとして、担当課・班の設置と3点目の商工業対策についてにお答えいたします。

1点目の特産品のPRとして、担当課・班の設置についてであります。私は、給食センターへの食材供給や食育事業の推進など地産地消の具体的施策を中心に、町民主導のまちおこしへの助成を行い、町民と行政一体型の産業振興を目指すことを選挙公約に掲げて、当選させていただきました。

森川議員ご質問の特産品のPRにつきましても、積極的に展開していきたいと考えておりますが、現在、各課の業務内容の確認や、それぞれの課が抱えている課題について協議を進

めているところであり、また事務量が増加する中、職員定数の適正化も継続していかなければならない現状から、当面、現状のPR方法に加えて、トップセールスによる特産品のPRに努めてまいりたいと考えております。

その後、選挙公約でもあります横芝光町ブランド商品の開発と合わせて、必要に応じて班の設置や課の設置も検討したいと考えております。

次に、3点目、商工業対策についてであります。長引く景気の低迷により、町内の小売店への影響も大変大きなものがあり、営業の存続、収入減等に危機感を抱かれている方も数多くいらっしゃるかと拝察いたします。

こうした社会情勢の中、過日、商工会から不況対策の一環として、住民生活における買い物利便の向上と潤いを創出し、かねて町商工業の活性化に寄与することを趣旨としたプレミアム商品券事業実施に関する要望書が提出されたところであり、町といたしましても、町商工業の活性化のため、前向きに検討しなければならないと考えております。

プレミアム商品券は、地域経済の復興と活性化を図ることを目的に、購入額よりも額面が割増しとなる商品券であります。その取り扱いをめぐっては、他の市町村において過去に疑念の生じた例もありますので、販売方法や購入資格、特色のある付加価値のあり方等について商工会と協議を重ね、煮詰めてまいりたいと考えております。

次に、入札についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の町内業者と町外業者の比率についてであります。平成21年度の実績でお答えしますと、入札件数は80件、このうち町内業者の受注件数は47件で、件数割合では58.7%となり、金額割合では3億5,854万円で、47.1%となっております。なお、工事に係る入札分では、件数割合で85.2%、金額割合では53.0%となります。

同様に、平成20年度の実績では、入札件数47件、件数割合で36.2%、金額割合で67.0%となり、工事に係る入札分では、件数割合で76.2%、金額割合で92.8%となります。

次に、2点目の入札制度の見直しについてであります。さきの全員協議会で申し上げましたとおり、現制度を検証しながら見直しを進めてまいります。

現制度では、予定価格と最低制限価格の事前公表を行っていますが、入札の透明性を高める効果はあるものの、落札価格の高どまりや最低制限価格同士での抽せんになる事例も発生しており、このようなことから、近隣市町においても対応がまちまちとなっております。それぞれの方法に一長一短があるようですが、これらを踏まえ、制度全体の調査研究を行い、よりよい制度となるよう見直してまいります。

続いて、光学校給食センターの跡利用についてのご質問にお答えいたします。

現光学校給食センターの後利用については、旧横芝中学校跡地と同様、役場内で組織している公有財産利用検討委員会で意見集約をしておりますが、具体的な利用方法については決まっております。

給食センターの用途を廃止した後は普通財産として管理することになりますが、柔軟な意見を広く取り入れ、最良の利用方法を検討するため、外部委員を交えた組織づくりを考えております。

利用の方法や方針等につきましては、議会にも相談させていただきながら決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長（林 英次君） 特別職報酬と退職金に対する考えの中で、ことしの3月の定例議会におきまして、森川忠議員からご質問のありました特別職の退職金についてに対する回答の中で、一部誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

3月定例議会において、退職金算出のもととなる給料月額を5%減額前の金額76万円でご説明をさせていただきましたが、確認の結果、5%削減後の給料月額72万2,000円であることが判明をいたしました。したがって、前町長の退職金の額は1,641万6,000円ではなく、1,559万5,200円となります。おわびをして訂正をさせていただきます。大変申しわけございません。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 土屋文雄君登壇〕

○産業振興課長（土屋文雄君） それでは、森川忠議員の地域振興についての2点目でございます、地産地消の具体案についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成19年1月に「地産地消・食育宣言」を行い、平成20年8月に横芝光町地産地消食育計画を策定いたしました。この計画に基づきまして、安全で安心な農林水産物の供給体制の推進、健全な食生活と健康の増進を図るため、行政と町内保育所、幼稚園、小・中学校、生産者団体の連携を密にし、それぞれの役割分担ごとに活動をいただいているところでござい

す。

現在、一部の地場産品を使用した学校給食を実施しておりますが、今後も町内で生産された農産物をより多く給食に使用することで、児童・生徒に対して、食育と地域農業に興味を持っていただけたらと考えております。

また、平成23年度に運用開始する新学校給食センターの稼働に向けまして、より多くの地場農産物の供給体制を確立すべく、先月5月14日に関係担当者との第1回目となります打ち合わせ会議を開催いたしました。

なお、地産地消の推進には消費者の理解が欠かせないことから、産業まつり等のイベントなどで展示即売を今後も行い、より多くの町民に地場農林畜産物の魅力や地産地消をPRしていくことも重要と考えております。

なお、今月6月は地産地消食育月間ということで、町民会館南側駐車場におきまして、のぼり旗を設置して、啓発をしているところでございます。

以上であります。

〔産業振興課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（野村和好君） 福祉課長。

〔福祉課長 実川裕宣君登壇〕

○福祉課長（実川裕宣君） 森川議員ご質問の大綱4点目、旧横芝第2保育所について。児童館として利用は可能かについてお答えをいたします。

議員ご質問の旧横芝第2保育所は、昭和54年度に建設され、主に東町地区と隣接する栗山地区の児童を対象として保育を実施してまいりました。

しかし、少子化により保育所の児童数が減少する中、定員割れの状態が続いたため、平成15年3月をもって閉園したところでございます。

その後、財団法人フタバ保育園に3歳未満児を対象としたフタバ分園として利用していただきましたが、経営の悪化などを理由に平成20年3月に閉園し、現在に至っております。

また、児童館ですが、児童福祉法では、「地域の子供に健全な遊びを与え、子供の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型の施設」と規定されており、1つとして、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

2つとして、母子指導員等の資格を有する者を配置することとなっております。

利用の可否についてですが、県では既に保育所としては廃止届が提出されており、児童館として届け出をすれば利用できるとのことでございます。また、建設時補助金をいただいて

おりました成田空港会社にも確認をいたしましたところ、利用可能との回答をいただいております。

設備面で見ても、建設基準となる集会室や便所などを備えておりますので、児童館として活用することは可能と思われます。

しかしながら、施設について現在、給排水設備を停止し、電気も低電圧に改修するなど、最低限の経費で維持管理をしております。そのため、児童館としての再利用をする場合、設備面の改修経費やその後のランニングコストがかかってまいります。

また、設置基準にあります母子指導員等の配置が義務づけられていることから、人件費も発生することとなります。

その他にも、昭和54年度の建築から30年が経過しておりますので、耐震診断や老朽化に伴う改修工事なども必要かと思えます。

このように、児童館として利用するためには多額の経費が必要になりますので、需要動向や児童数の推移などを総合的に検討していかなければなりません。ですから引き続き、今後の研究課題とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

〔福祉課長 実川裕宣君降壇〕

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、多岐にわたりいろいろ質問させていただきましたけれども、重複する部分についてはよろしいので、まず最初に、地域振興について、特産品のPRを非常に先進的にやられている事例があります。NHKのテレビで取り上げられたものですから、ごらんになった方もいらっしゃると思いますけれども、佐賀県に武雄市、そこの樋渡市長さんという非常にユニークといえましょうか、いろんな知恵を持っておられる市長さんがおられます。武雄市には営業部という部があります。その中に、やはり特産品のレモングラスという香りを楽しむハーブのようなものをさまざまな物に加工したりして、収益として上げられているということです。我が町にも例えば食肉センターがあって、お肉もあります。有名な「ひかりねぎ」という有名なネギもあります。やはりそれらをうまくPRする必要があるんじゃないかと思えます。

現在、6次産業という言葉 皆さんお聞きになっているかと思えますけれども、1次産業、生産、2次産業、加工、3次産業の流通・販売ということで、それらを組み合わせた言葉と、調べますと書いてございますけれども、本当にすばらしいものをつくっても、加工して売る



という一貫したことをすれば、収益的にもすばらしいし、また町の観光としても人が呼べると私は考えております。

そんな中で、関連しますけれども、光の給食センターの後も、できればそのような加工センター等々お使いいただければ、より前向きな町政ができるかと思えます。やはり、町長先ほどからおっしゃっているように、23.2%の町税の割合しかない。ですから全体の一般会計は身の丈に合っていないんじゃないかと、もっと下げるとのお話ありましたが、私の発想は逆で、逆にその部分を町税を上げるにはどうしたらいいかという前向きな発想が必要かと思うんですね。一般企業と違って、正直言いまして、いろんな意味のリストラアクションというのは非常に難しいわけです。そうしますとやはりボトムアップをして、中から経済効果を上げるような施策をとったらいんじゃないかと思えます。

先ほどのお答えですと、やはり人の問題もあるということでもありますけれども、部分的に特化されてそういう政策を打っていかないと、齊藤町長は特に非常にまじめな方ですから、きちっとされることはわかっておりますけれども、ある程度投資をして、その見返りのあるビジネスモデルをつくったらということで、私はこういう提案をしているわけですね。そんなわけで、商工業対策でもありがたく、商工会も来年で50周年を迎えるということで、ぜひプレミアム商品券については、期待をしておるところでございます。

それと、福祉課長にお答えいただきましたけれども、あの建物は確かに30年で古いわけで、きょうも、東町地区の方にたくさんお越しいただいておりますけれども、御存じの方も多いと思うんですが、今ある共同利用施設というのは、以前あそこに児童館という形で建ってありました。町長も多分御存じかと思えます。多分遊んだ覚えもあると思えます。子供たちも当時多かったということもありまして、非常に我々の憩いの場でありましたね。今現在は、空港のほうの施設をいただいてつくった施設でありますので、ある程度は使用に制限があります。隣の集まるごとに、この間も町の一斉清掃のときに、いろんな方にお話しいただきまして、森川さん、とにかくこの建物を何とかという意見は、前回の一般質問でもさせていただきましたけれども、本当に地域の期待というか、思いがあります。齊藤町長も、多分その話は以前から聞いておるかと思えます。

そんな中で、児童館としては、今、課長お答えいただいたように、さまざまな予算もかかります。しかし、東町区というのは御存じのとおり、地縁補助を組んでおりまして、運営、例えば駅前の駐車場の管理も、指定管理者制度にのっとって入札させていただきまして、やっております。手前みそになりますけれども、比較的そういう地域の地区としては非常にす

ばらしい地区だということをおっしゃるので、ぜひともあの建物を、児童のみならず、お年寄りの憩いの場、本当に地域の人たちの集まれる場所、また立地からしましても駅に近いものですから、私が児童館という提案をしたというのは、そこら辺なんですね。児童という定義は、前も申しましたとおり、要は18歳未満の子供を児童と言いますので、例えば少子化の中で、子供さんたちが駅からおりて、一人っ子で家に帰ってもだれもいないというときはそこで小さい子と一緒に遊んだり、勉強を教えたり、そういうことを希望して、私が言ったんですが、前はちょっと意見がよくご理解いただけなかったと思いますが、それに関して町長は、どのように思いますか、その2点で、特産品と児童館に関してお願いします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 何点か、2点以上ご質問いただいたように思います。

初めに、地域振興ということでお話をいただきまして、佐賀県武雄市につきましては、森川議員から以前からご紹介をいただいております、営業課をつくったり、いろいろな課をつくることによって、職員が七、八十人もやめてしまうほど大劇的なドラスチックな改善を実施されたというすごい市だということをお話をいただき、私としても、参考にさせていただこうと思っております。さまざまな取り組みをされている中で、やはり気づきが大切なんだなというふうに考えております。それは何も職員の気づき、議員の気づきだけではなく、住民の皆さんの気づきというものをいかに吸い上げて形にするのかというのが大事なんではないかなと。仮に七、八十人の職員がやめてしまっても、そこで一つの新しいものができるのであれば、やはりそれは市としての一歩前進であるという市長の考え方がその中にはあると思えました。またいろんなレモングラス課であるとか、おむすび課、佐賀のがばいばあちゃん課等いろいろな変わった課も新設されておまして、それは地域に根差した、地域に必要な課なのではないかなと考えております。考え方は参考にさせていただきまして、それが横芝光町にぴったり合うかどうかは、佐賀のがばいばあちゃん課というのはとても合わないと思っておりますので……なぜ佐賀のがばいばあちゃん課かというと、「がばいばあちゃん」という撮影を武雄市ですることによってがばいばあちゃん課というのができたのでありますので、そういう点でちょっと横芝光町にぴったり合うかどうかはわかりませんが、その考え方は参考にさせていただきたいと思っております。そういう中から、産業振興の策ということであります。

町債の発行残高が多いということですが、この町債も先ほども申し上げましたように、合併をしたことによる有利な町債であります、この町債というのも、もっと有利な町

債をどんどん発行できるようにしていきたいと思います。ただ町債に頼るのではなく、町債の発行と同時に、補助金をいただけるような制度による町債発行もごございますので、仮に町債発行するにしても、そういうものも見つけて取り入れていきたいと思います。

そういう町債のものと、それから町税につきましては、現在、横芝光町としては非常に比率は低いものがありますが、この町税額を高めるためには、いろんな方法があると思います。1つには、産業振興を行って、町が体力を持って、税金がたくさん生まれてくるという、そういうものも一つの方法であります。また、現在頑張らせていただいている町税率をさらに上げるということも、一つの方法であると思います。

しかし、町が発展をしていくためには、産業の振興を起こして、それによって地域全体が活性化して、税金が生まれてくるという、そういう方向を私は考えたいと思っております。そのためにさまざまなブランド商品化や地域のPRをしたいと考えております。

質問の中に、町をPRする課や館の新設をとということでありましたが、今、産業振興課の中にある商工班というのがまさしくそれになると思います。旧横芝時代に、産業振興課の中にはそういう係は当時はありませんでした。それが合併によりまして、この人員体制の中からもう一つ進んだ班が設置されたと思っております。その班も、さらに活動の内容を明確化することによりまして、PR作戦を掲げていきたいと思っております。

それから、児童館につきましてはありますが、私も議員のときに、あれが何かに利用できないかということで、例えばおみこしを保管しておく場所に使わせてもらえないかでありますとか、憩いの場にならないかということで提案をさせていただいたことがありますが、当時は補助金の制限年数問題等もありまして、そういう利用はちょっとできないのではないかという回答でありました。しかし今回、また森川議員からこのご質問をいただいたときに、徹底的に調べました。その結果、補助金につきましてはクリアできるということがわかりました。それから空港会社につきましても、空港会社としては大丈夫だということになっております。ただ空港会社も、旧横芝光町におろした補助金というのが国から空港会社を経由して、旧横芝町に来ていたということになりますと、簡単ではないところが今わかってきました。そういう制度面等ありますけれども、使える施設でありますので、また地域の活力の場になるというのであれば、ぜひお願いしたいとも思うところであります。

すみません、漏れました。

プレミアム商品券につきましては、先日の商工会の皆様おいでになったときにもお話をしましたように、これは横芝光町の一つの制度として実現をさせたいと考えております。時期

につきましても、予算措置の問題もありますので、補正予算を組んだ間で発行するという形ではなく、きちんとした形で実現をさせたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、来年のプレミアム商品券にはぜひご協力を願いたいと思います。

そんな中で、特産品のPRとして、町長は御存じかと思えますけれども、B-1グランプリというのを御存じでしょうか。たしか2006年に静岡県富士宮市という、今はご当地グルメ、B級と言いますね。A級ではない、庶民的なという意味だろうと思えますけれども、ここでは焼きそばが、富士宮焼きそばとあって、かなり有名です。あとは秋田県の横手市、群馬県の太田市、焼きそばが多いですね。また、食肉センターを同じく持っている神奈川県に厚木市というところがあります。そこにはシロコロ・ホルモンという、本当に有名になったB-1グランプリをとったそういうものがあります。私も、商工会の指導員といろいろな研究をさせていただいている中で、やはり先ほど申しましたように、この町にはお肉があつて、ネギがあると。ネギチャーシューはどうだという話もありましたけれども、私は簡単に、個人的にモツ煮込みでもいいだろうというような、雑談の中でありましたけれども、いずれにしても、そのような何か横芝光はこれだよというようなものを、地場の生産者の方々、また商業、本当に一体になって、6次産業的なものを作っていかなければならないと考えております。ぜひそのきっかけとなるようなリーダーシップをとっていただければありがたいなと思っております。

また、児童館の保育所、第2保育所の件ですが、現地を知っている方は、本当に大きい共同利用施設の何倍もあるようなものが隣に現存してしまつて、せんだつても福祉課長をお願いしまつて、ガラスが割れておりまして直している。清掃のときにも草も刈らせていただいております、地域で。そういった意味からも、本当に東町地区で利用させてほしいということが日に日に高まっておりますので、確かに子供さんのそういうトイレとか、小さいものであつて、本当に改造するにはお金がかかると思いますが、少ない費用で、あそこにはたしか警備も入っていたり、それはそれでいいんですけれども、何か利用させてほしいというのが思いでございますので、その思いをいま一度東町区の町民という意味合いからもお願いしたいと思います。

それと、町長の自動失職と事前に辞職されたということについて、実は近隣でも首長の選

挙があった際、自動失職をされた方もいらっしゃいました。ただ一般的には、議員の方が首長に選挙に出られる前には、早くに辞職をして、それを表明すると。町長が議員として最後まで仕事をするというのはわかりますが、町長に出るんだよと言ったときに、もう私は気持的には離れてもらったほうがいいと思うんですね。というのは、18人という定数がある、17でやっているということは、私はある意味イレギュラーだと思うんですね。18という定数ですから。それで今後、定数減というようなお話もいろいろほかの議員さんから提案された経緯もありますけれども、今現在は18ですから、できればもう一人、町長のように優秀な方が来て、けんけんがくがく議論して、いいまちづくりにと私は思っていました。その件についてはどうお思いでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） まず、1点目の児童館につきましては、地元の思いということも確かにわかります。私も当時、いろんな使い方ができないかということで提案していた側でありますので、先ほども言いましたいろんな問題をクリアしながら、使えるものであれば、使える方向を出していきたいと思えます。またこれにつきましても、公有財産検討委員会がありますので、その中へも提案をして、どのような使い方ができるのか、そういうところまで煮詰めていきたいと思えます。

それから、自動失職と事前辞職の件でありますけれども、辞職をするというのは、やはり4年間の町会議員としての期待をいただいたことに対して、一日でも長く議員としての活動をして、応援していただいた方々にご恩返しをしたいという気持ちが一番にありましたので、そのようにさせていただきました。

以上です。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、その件は各人の思いでありますので、わかりました。

それでは最後に、入札についてですけれども、データのものはいただきましたので、私もわかりました。そういった中で、前回の全員協議会の中で町長がおっしゃっていた予定価格は廃止して、最低制限価格は設けないでと言ったその後いただいた学校給食センターの入札ですが、それには旧制度でやったかと思いますが、その点についてどう思われるでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 全員協議会は、5月17日の全員協議会ですよ。あの場で、ちょっと

私の考えとして提案をさせていただいたのは、現在横芝光町では、予定価格と最低制限価格を公表する入札制度を行っておりますということを申し上げました。ただこの予定価格、最低制限価格を設けることがいいことなのだろうかという議論が世の中にある。また国がこの価格を、前は公表しなさいという方針であったものが、今は公表しないほうがいいという方針に変わってきているという現状があることをお話ししました。そのような周りの状況を見た中で、今後この予定価格、最低制限価格を設けることがいいのか、またそれを公表するのがいいのかということを検討させていただきたいということを、議員全員協議会の場では説明させていただきました。

またあわせて、電子入札も、横芝光町で入札をしていきたいということも話をさせていただきましたが、全員協議会の場では、こういう予定価格、最低制限価格のあるなし、それからその公表するしないというのが、今いろんな自治体で対応もさまざまですし、どれが一番いい方法なのかを検討させていただきたいということを皆さんにご説明して、それから検討を始めさせていただいたところでもあります。また当時、そのとき話したのは、町長が入札関係のトップにいるのではなく、副町長をその日の臨時議会でご承認いただきましたので、副町長にトップになってもらいたいということも話をしました。

現在、今、森川議員からご指摘のありました学校給食センターの入札でありますけれども、結果としましては、最低制限価格で4社が同じ金額で並びまして、4社によるくじ引きで1つの業者が決まりました。また近隣では、最低制限価格を設けて公表しているという中で、山武市では11社が同じ価格で並んでくじ引きをしたそうです。それは体育館の工事だったそうです。また一番多い例では、鴨川市であったと思いますが、13社が同価格で並んで、抽せんをしたという例もあり、やはり同じ価格でそれだけ同価格の入札があるということはどうなのかなというのがいろんな場面で検討しようというその中に話が上がっています。

世間の経済情勢が厳しい折ですので、仕事を求めて最低制限価格で並んでしまうということも考えられますし、逆にそれを見ている市民の方々の中からは、11社も同じ金額で並ぶのであれば、もっと安くできるんじゃないかという逆な憶測も出てしまっているということであり、非常にその辺が公平にやる、透明性のある入札制度にしようと言っている中で、逆に市民の皆さんから疑念を抱かれてしまっているところがあるということをおっしゃっておりますので、私としましては、前回の全員協議会でもお話ししましたように、とにかく今の入札制度がいいのか悪いのか、それからもっといい方法があるのかなのかということを検討させていただきたいということで、調査させていただきたいということでお願い申し上げます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） じゃ、最後になります。すみません、企財課長に1点。

一般競争入札と受注型希望入札、ちょっと私調べたんですが、余りよくわからないんですけども、それを教えてください。それで終わります。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

受注型希望入札は、一般競争入札の一つの形でございます。要するに、一般的に広く競争させるという意味で、一般競争入札という言葉を使っておりまして、その中には最近では総合評価方式でございますとか、要は単に金額だけではなくて、その会社の提案もその点数に入れて審査するだとか、いろんな方法がございまして、その中の方法の一つが受注希望型ということで、従来は指名競争ということで、こちらが指名を申し上げまして、参加していただくというのが主流を占めていたんですけれども、それがいろいろな不都合を及ぼす原因になるということから、インターネット等も普及しましたんで、業者のほうはこちらがこういう案件がありますよという情報を出して、業者がそれを見つけて、うちは受りたいというふうに手を挙げる制度なんですね。そういうわけで、どなたが手を挙げているのか一応わからないというのが一つの利点になってございます。その面で透明性が確保できているというふうな制度でございます。

なお、先ほど、町長の答弁に少しつけ加えますと、今回、学校給食センター、受注希望型でやっているんですが、入札が5月26日でございます。ということは、これは約1カ月くらい手続にかかりますんで、入札日までには、町長就任のころには既に受注希望型でやるという方向でなっておりましたので、町長がその後、議会全員協議会のおかしいのかなというふうなご説明を申し上げたんだというふうに思います。

〔2番議員「ありがとうございました」と発言〕

○議長（野村和好君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

---

### ◎休会の件

○議長（野村和好君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月11日から6月16日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、6月11日から6月16日は休会と決定しました。

---

**◎散会の宣告**

○議長（野村和好君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月17日は定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

なお、この後、引き続きこの場所において、栗島橋架橋事業等について、執行部から説明があります。

時間は3時15分からお願いします。

（午後 3時05分）



## 平成22年第6月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成22年6月17日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議会運営委員の選任
- 日程第 2 議案第8号ないし議案第10号について(提案理由説明)
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 6 議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 7 議案第 4号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 8 議案第 5号 平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第 6号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 7号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第 8号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第 9号 (仮称)横芝光町学校給食センター建設工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第10号 財産の取得について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第16 請願の件

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第16まで同じ

追加日程第1 発議第1号 国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

追加日程第3 発議第3号 国営かんがい排水事業「両総地区」の完成に向けての意見書について

---

出席議員（17名）

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川		忠	君	
3番	實	川		隆	君	4番	川	島		仁	君	
6番	若	梅	喜	作	君	7番	川	島	富	士	子	君
8番	鈴	木	克	征	君	9番	野	村	和	好	君	
10番	山	崎	貞	一	君	11番	伊	藤	因	樹	君	
12番	嘉	瀬	清	之	君	13番	川	島		透	君	
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	一	君	
16番	川	島	勝	美	君	17番	越	川	輝	男	君	
18番	越	川	洋	一	君							

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	齊	藤	隆	君	産業振興課長	土	屋	文	雄	君				
副	町	長	鈴	木	孝	一	君	都市建設課長	小	堀	正	博	君		
総	務	課	長	林	英	次	君	福祉課長	実	川	裕	宣	君		
企画	財	政	課	長	林	新	一	君	健康管理課長	椎	名	幸	司	君	
環境	防	災	課	長	伊	藤	定	幸	君	食肉センター長	伊	橋	秀	和	君
税	務	課	長	高	埜	広	和	君	東陽病院院長	宮	蘭	博	香	君	
住	民	課	長	若	梅		操	君	会計管理者	山	本	照	男	君	
教	育	課	長	海	保	教	之	君	教育課長	高	蝶	政	道	君	

社会文化課長 五木田 桂 一 君

---

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川 島 重 男 書 記 椎 名 圭 子

---

### ◎開議の宣告

○議長（野村和好君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（野村和好君） 日程に入るに先立ち、ご報告をします。

初めに、議員辞職により欠員となっていた民生文教常任委員会委員長に山崎貞一議員が選任されました。

次に、本日、民生文教常任委員会委員長から請願第1号及び請願第2号について、産業建設常任委員会委員長から請願第3号について、お手元に配付のとおり審査結果報告書の提出がありましたので、報告します。

次に、本日、町長より追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。

---

### ◎議会運営委員の選任

○議長（野村和好君） これより日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員の選任を行います。

議員辞職により1名欠員となっている議会運営委員会委員を、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名します。

議会運営委員会委員に山崎貞一議員を指名します。

ただいま指名しました山崎貞一議員を議会運営委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議なしと認めます。

よって、山崎貞一議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

---

### ◎議案第8号ないし議案第10号の上程、説明

○議長（野村和好君） 日程第2、議案第8号ないし議案第10号を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） おはようございます。

それでは、早速ではありますが、今議会に追加提案させていただきました議案の提案理由についてご説明させていただきます。

議案第8号の横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員に欠員が生じるため、補欠の委員として石橋信宏氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

議案第9号の（仮称）横芝光町学校給食センター建設工事請負契約の締結についてであります。本案は、（仮称）横芝光町学校給食センター建設工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第4号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第10号の財産の取得についてであります。本案は、（仮称）横芝光町学校給食センター厨房設備物品売買契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

以上、この度追加提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせていただきますのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、担当課長の説明を求めます。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長（林 英次君） おはようございます。

それでは、私から、議案第8号 横芝光町教育委員会委員の任命についてご説明をさせていただきます。

資料はこちらの水色の資料になります。よろしくお願いいたします。

第1ページでございます。本案は、教育委員会委員の日下部章氏の辞任に伴いまして、後任として新たに次の方を任命することについて、議会の同意を求めらるるものであります。

後任の委員として選任させていただいた方は、住所は横芝光町中台424番地、氏名は石橋信宏、昭和34年12月26日生まれで現在50歳でございます。石橋氏は、昭和61年5月から合併前の平成18年3月まで及び合併後から平成20年3月まで、通算して22年間にわたって町体育指導員を務めてこられました。そして、この間の平成12年5月から14年4月までは、横芝町

体育指導委員連絡協議会長を務められました。また、平成16年、17年は、横芝中学校PTA会長、平成18年8月から20年3月までは横芝光町社会教育委員を務められた方であります。人格高潔で教育、学術、文化に関してすぐれた識見を有しており、教育委員として適任であることから提案をさせていただくものであります。

なお、石橋氏の任期は、前任委員の残任期間で平成25年8月21日までであります。

よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） おはようございます。

それでは、私のほうから、契約案件2件につきましてご説明申し上げます。

議案は、追加議案つづりの3ページになります。

議案第9号（仮称）横芝光町学校給食センター建設工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、（仮称）横芝光町学校給食センター建設工事でございます。契約の方法は、一般競争入札で、去る5月26日に4社の参加による受注希望型競争入札を行ったところ、参加業者すべてが最低制限価格での応札となり、4社によるくじ引きの結果、株式会社畔蒜工務店が入札書比較予定価格5億3,710万円に対しまして、入札金額4億5,620万3,500円で落札候補者となり、6月1日に設計者の意見を確かめながら資格審査を行い落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えました4億7,901万3,675円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役畔蒜毅を契約の相手方として請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、受注希望型競争入札は、予定価格を公表し最低制限価格を設定した上で実施しております。

続きまして、追加議案つづりの5ページをお願いいたします。

議案第10号 財産の取得についてご説明申し上げます。

財産の種類は、（仮称）横芝光町学校給食センター厨房設備でございます。契約の方法は、指名競争入札で、去る5月26日に9社の参加による指名競争入札を行い、株式会社中西製作所千葉営業所が入札書比較予定価格1億4,100万円に対しまして、入札金額1億3,950万円で落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えました1億4,647万5,000円を契約金

額とし、千葉県千葉市中央区登戸3丁目19番9号昭栄ビルⅢ301号室、株式会社中西製作所千葉営業所、所長野田周作を契約の相手方として財産を取得しようとするものでございます。

なお、指名競争入札は、予定価格を公表し最低制限価格を設けないで実施いたしました。

慎重審議の上、可決ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○議長（野村和好君） 以上で提案理由説明を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（野村和好君） 日程第3、これより一般質問を行います。

---

#### ◇ 杉 森 幹 男 君

○議長（野村和好君） 通告順に発言を許します。

杉森幹男議員。

〔1番議員 杉森幹男君登壇〕

○1番（杉森幹男君） おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

ただいま議長の許可をいただき、登壇させていただきます議席番号第1番の杉森幹男です。

通告書の順に従い一般質問を行います。質問は大きく分けて3点であります。答弁に当たって、漏れののないよう明瞭な答弁をお願いいたします。

初めに第1点目、町長の施政方針について質問をいたします。

町長の所信表明にあるとおり、町民の皆様と行政が一体となった透明性のある安心・安全なまちづくりが今最も必要であるという考えを基本とし、5本の柱を公約に町政に当たるといふことですので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

そこで、所信表明にもある「多くの問題が山積みになっている」「危機感を感じた」とありますが、具体的にどのような問題があるのか、また町長の所信表明には明記されておりませんが、1つ目の質問である旧横芝中学校の跡地利用については、まさに災害避難地が現在ない状況である地元住民にとっては、安心・安全なまちづくりの基本ではないのでしょうか。どのように当町として活用していくのか。

次に、第2点目として、小・中学校の防犯メールについて質問いたします。

1つ目として、防犯メール設立の経緯について。2つ目として、発信体制に関する現状

について。3つ目として、防犯メールに対する加入率について。最後に、加入率から想定される現状把握について。

最後に、第3点目として、青少年の健全育成について質問いたします。

1つ目として、当町の今までの取り組みについて。2つ目として、現在における青少年スポーツ活動支援について伺います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔1番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） それでは、杉森幹男議員からのご質問にお答えいたします。

なお、杉森幹男議員からいただきました通告に従いまして答弁をさせていただきます。

初めに、私からは、町長の施政方針についてのご質問にお答えし、その他のご質問は、各担当課長から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、町長の施政方針についてのご質問にお答えいたします。

旧横芝中学校の跡地利用についてであります。現在、旧横芝中学校跡地については、中学校プール跡地も含め教育財産の用途を廃止し、普通財産として管理しております。跡地利用については、役場内で組織しております公有財産利用検討委員会で協議・検討してきた中で、売却案や種々の案が出されましたが、最終的な方策の決定までには至っていない現状です。

卒業記念の工作物や当時の校庭の植木等は、敷地南側に集約しましたが、長年町民の皆様にご覧いただいた場所でもありますので、拙速に結論を出さず、時間をかけ検討するべきであると考えています。

その際には、森川議員にもお答えしましたように、外部委員を入れた組織での検討もしたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） 杉森議員からの小・中学校の防犯メールについてのご質問のうち、1点目の防犯メール設立の経緯についてお答えいたします。



子供を中心とした事件・事故が多発する中、山武郡市の小・中学校でも不審者情報を携帯メールで配信してほしいとの保護者からの要望が強く、東金、山武、九十九里、芝山の各学校で携帯メール配信を実施していたことから、本町教育委員会においても、子供たちの安全を守るため、保護者へ不審者情報等を提供することによって、防犯意識のレベルアップを図ろうと平成20年12月から検討を行い、平成21年6月から各学校を通じて保護者にメール配信を実施したところでございます。

2点目の発信体制に関する現況についてですが、この連絡メールサービスは、学校行事などの日常的な連絡や不審者情報の配信などに利用できますが、あくまでも学校が授業で利用している学習システムの中に組み込まれているサービスを利用するもので、学校以外の一般用としては利用できない学校専用のメール配信サービスです。

このメールは、学校全体、学年単位、クラス単位で送信することができますので、学校側は保護者に伝えたい情報を使い分けて配信することができます。

次に、保護者がこの配信サービスを受けたい場合ですが、子供1人に対して1件ごとに保護者がアドレスを登録することになります。アドレスの登録は保護者自身で行うため、学校側が保護者のアドレス情報を扱うことはありません。なお、学校情報については、学校側が学校長の責任において配信し、不審者情報については、関係機関から届いた情報を教育委員会から各学校にファクスを流して学校から配信することとなっております。

3点目の防犯メールに対する加入率についてですが、学校全体の加入率は84.7%であります。内訳は、小学校88.6%、中学校78.1%であります。小・中別の加入率を見ますと、小学校では大総小と日吉小の保護者が100%、東陽小が94.7%で、その他の学校は70%台後半から80%台後半の加入率となっております。また、中学校では、光中が81.0%、横芝中が75.0%となっております。

4点目の加入率から想定される現状把握についてですが、小学校と中学校を比較しますと、加入率は小学校のほうが高くなっています。また、配信サービスの開始当時と比べると、小学校、中学校ともかなり加入率が高くなっています。

このことから、すぐに学校情報や不審者情報を入手できるよさを多くの保護者が感じていると考えられます。実際、「情報や学校の対応等が早くわかって助かる」と好評の声をいただいております。

今後とも加入率の向上に努めるとともに、保護者が必要とする不審者情報等の提供につきましては、今まで以上に迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、社会文化課長。

〔社会文化課長 五木田桂一君登壇〕

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、杉森幹男議員から質問のありました青少年健全育成に係る当町の今までの取り組み並びに現在における青少年スポーツ活動支援につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の今までの取り組みにつきましては、町子ども会育成連絡協議会や青少年相談員連絡協議会への活動補助により、小・中学生を対象としたジュニアリーダー研修や少年少女の集いなどの宿泊研修、休業中の子供たちのための安全パトロールなど、各種事業を通して青少年の健全育成を推進しているところであります。

また、いじめ撲滅のための事業として、町内中学校全校生徒及び保護者を対象とした映画等の青少年健全育成推進事業や児童・生徒の芸術鑑賞能力向上のための少年芸術教室などを実施しております。

次に、現在における青少年スポーツ活動支援につきましては、昨年の12月議会でもお答えしたとおり、各スポーツ少年団の指導者、団員数に応じて活動費の助成を行っております。また、体育施設を使用するに当たり、スポーツ少年団加入団体が使用する場合、使用料金を全額免除しており、施設の予約につきましてもスポーツ少年団及び小・中学校等が使用する場合は、優先的に使用できるよう配慮しているところであります。

今後もお一層、青少年の健全育成と活動支援につきましては努力してまいります。

〔社会文化課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） それでは、自席より2回目の質問をさせていただきます。

まず、第1に、旧横芝中学校の跡地利用について再度質問させていただきます。

跡地利用につきましてですが、まず最初に、地元住民の方々の対話の中、これは提案も含めてですが、早急避難地でもある公園にすべきという意見が大半であり、私としては一義的な問題ではないのかという思いであります。まさに、今、何かが起こってからでは事後的解決になってしまい、取り返しのつかないことになってしまいます。具体的に町長はどのように計画しているのか伺いたいというのと、また方向性が決まりましたら、ぜひ住民に説明してほしいと思いますが、していただけるのでしょうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） それでは、お答えします。

旧横芝中学校の跡地につきましては、昨年また一昨年と開催されましたまちづくり座談会の中で、上町区さんでの座談会の中でも話が出ておりました。その中で、やはり杉森議員おっしゃるように、災害時避難場所としてあの中学校の校庭、それからいろいろな施設が指定されておりました。地域住民としましては、万が一の際の避難場所として大変心強い場所であるというふうにおっしゃっております。

あと、その跡地、今まで中学校であった跡地が今広大な空き地となっておりますが、その面につきましては、上町区また近隣からもぜひ継続して災害時の避難場所として利用したい。また、地域活動の中で行うお祭りであるとか、いろいろな集会、催し物であるとかができるような場として利用したいという話をいただいております。

私も、避難場所としての必要性を感じておりますので、方向性としてはその方向で考えております。

ただ、先ほども壇上でお話しましたように、公有財産検討委員会の中でもこの件については各職員の中で話し合いをしていただいているところであります。

また、その委員会が4月の人事異動に伴いましてメンバーがかわった中でまだ開催をされておられませんので、早急にその委員会を開催するようメンバーをきちんと洗い出しまして開催するよう指示したところであります。それに加えまして、先日の森川議員の質問にも答えたように、内部での検討に加えてまたもう一段外部の委員も加わった検討の場を設けていきたいと思っております。

私、個人的には、ぜひ避難場所というのは必要であるというふうと考えており、方向性が出た場合には皆さん、議会それから地域住民への説明会、周知をしていくつもりでおります。また、本年も8月のお祭りにつきまして、上町区さんからお祭りで使いたいという申出もありますので、それにつきましては、利用していただくように考えております。

もう1点、上町区さんのほうから、あそこを避難場所また地域の憩いの公園として使いたいという中で、後々の管理は我々でやりますというお話もいただいております。ただ、その管理をする場合に、全体で2ヘクタールある面積を全部管理するということはできるのかどうか、またその中でどれぐらいの面積であれば管理できるのかということも地元ときちんと話し合いをしなければいけないと考えておりますので、方向性を出すのと同時に地元ともその辺の協議をしていきたいと考えております。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） 再度質問させていただきます。

何と言っても住民の安心・安全に直結する問題でありますので、どうか早急に解決していただき、よりよいまちづくりを推進していただきたいと思います。

次に、小・中学校の防犯メールに関して再質問させていただきます。

現状は大体わかりました。なぜ私が問題視しているか、質問しているかというところですが、1つ目の理由として、身近な例で、ことしになってからの不審者情報の通知を紹介しますと、4月27日午後4時30分栗山地区で発生したものが28日の午前中に、また5月5日午前零時50分に宮川地区で発生したものが6日の夕方に、ほかにも発生したものが土曜日を挟んでしまった場合には月曜日になったり、また平日でも二、三日おくれてメールが届くという状況であるというふうに保護者の方から連絡がきております。

そういったことから、連絡のおくれが顕著であることが1つ目。2つ目の理由として、近隣市町村でメールをしていたから導入していたということの理由でありましたが、現在、近隣市町村を見ていると、学習システムの中に組み込まれているような附属的なものではなく、個人情報をしっかり守れるようなシステムを導入していて、東金市では、小学校、中学校、幼稚園、保育園全26校が加入しています。費用は市が負担しております。芝山町も、町内すべての小・中学校が加入していて、費用は町が負担しております。山武市では、10から11校の小学校、中学校が加入。九十九里町では、町内すべての小学校、中学校が加入していて、山武市と九十九里町では、費用負担が受益者またはPTA会費で賄っているところもございます。また、大網白里町でも1つの小学校が加入し、ほかの学校では検討していると聞いております。

こういった周辺地区の状況を考えると、ましてやこれからの町を担っていくであろう子供たちに対する危機管理という面で低いというふうに言えてしまうのが現状ではないのでしょうか。こういった状況を町長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） お答えします。

杉森幹男議員からの東金市、芝山町それから山武市、九十九里、大網と例を教えてくださいましたが、この防犯メールが導入される経緯というのは、やはり杉森議員も当時から携わっていたわけでありますので、よくご理解いただいているところだと思います。

まずは、情報を正確にお伝えするということがあったと思います。そして、個人情報の保護という面で、なぜ100%の加入率がないかというところがそこにくると思うんですけど

も、個人情報の保護の取り扱いというものが非常に問題になっていたのではないかと思います。

今現在、横芝光町が導入しているこのメールのシステムを導入する前には、例えばエリアメールであるとか、山武市鳴浜小学校の校長先生が独自に組み立てられましたメールのシステムというものもあり、いろいろなものを検討した中で現在のものになってきていると思います。運用を開始して2年目になると思います。さまざまな問題がそのように出ているということがあれば、これは見直しも含めて検討していきたいと思います。

ただ、配信のおくれにつきましては、ちょっと調査をさせていただきたいと思います。また、近隣の情勢もどのようなものかわかれば、その件につきましては、教育長のほうから答弁をお願いします。

○議長（野村和好君） 教育長。

○教育長（海保教之君） ただいま杉森議員から、メール配信等についてということでありますけれども、1つは、山武市、東金等を含めて、学校単位では本町も9校全部入っておりますので、学校は全部防犯メールには加入しているということで、ただ個々ではやはり各市町村の中には入っていない方等には、やはり個人情報ということでこれは非常に問題があって、それから、もう一つは、個人情報、メール等が部外にということはありませんけれども、本町で行っている形では、やはり部外に出ないようなシステム、そういう形で、アドレスがほかに出ることはまず考えられません。もちろん、機械の誤作動等はこれはちょっとやむを得ませんけれども、そういうことが考えられます。

それから、もう一つは、実は、本年度に入ってからでも非常に犯罪がふえております。毎日のようにどこかで起こっている。しかし、これは教育委員会あてに、例えば山武警察の生活安全課あるいは刑事課から入るのに、即入ってきません。要するに、犯罪が発生した期日、例えば5月18日に栗山地区あるいは坂田池地先でこういうことがありましたということが即くるのではなくて、向うでさまざまな状況を調査して、というのは、相手方にもやはりそれがいっぱい出てしまいますので、そういうことがあって、実際にくるのは、時間的には1日あるいは2日おくれる場合もあります。そして、きた時点で教育委員会として各学校にそれを配信して、学校側が今度は学校のコンピューターを使ってそれを流す。あくまでも本町の場合には、お金を一切保護者から取っておりませんので、保護者は受信専門ですので、メールの内容等こちらからこういう犯罪がどこで起きましたよという情報を流します。

それから、もう一つは、各市町村でやっているのは防犯メールという形を中心にやってお

ります。本町では、学校のさまざまな情報、児童・生徒が帰宅する時間。ご存じのように、今広報で放送しますけれども、修学旅行で何時何分に到着いたしますよと。あれが同時にメールを通して流れております。ですから、そういう情報も流しているということで、もし本当に市民全体、町民全体の安全、防犯メールということを考えれば、町がやはり独自のシステムをつくって全町民の加入という方法が一番いい方法なのかと思っておりますけれども、今は教育委員会としては、児童・生徒の安全を考えながらやっているということ。

それから、おくれにつきましては、やはり警察等の情報等、あるいは通報等があるんですけども、これをすぐ我々が流すわけにはいきませんので、犯罪があつて通報があつたからというように流すと、やはりこれも非常に大きな問題になってしまいますので、流せませんので、一応警察からの配信あるいは防犯協会等からの配信等があつた時点で流す。

ただ、ご存じのように、土曜・日曜にかかると月曜日になってしまうという問題があります。しかし、一応極力早く流すという方法は考えて、今後とも児童・生徒の保護者全員加入、そして極力早く保護者の皆さんに安全メール、要するに児童・生徒の安全のためのメールを配信したいというように考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） 説明、大変わかりました。

ですが、幾ら費用が現在当町で使用しているシステムが無料だからといって、すべてよいのでしょうか。ある千葉県の自治体では、無料のシステムを導入し、それに広告が一緒に流されるものであったため、個人情報の管理に関して不安になって、またそれが問題になっている自治体もあると聞きます。

また、現実的に、独自の私の調査です、業者単位で調べましたが、大体各校ごとに費用に関して月額大体1万円程度の費用で済み、500人程度の学校では、個人負担が月額約20円くらいで済むということであります。この値段が高いのでしょうか。私の教育の現場での安心・安全という面での考えでは、高額とは私は思えないと思います。また、町で負担してもいい問題なのではないでしょうか。

こういったことを踏まえ、提案としてまた議題として、学校または保護者、町、こういった関連している方々が早急に話し合いを持ってもらい、実現すべきものではないでしょうか。町長の教育に対する安心・安全の面から重要でもあり、実現の方向でぜひ進めていただけるのか考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） メールの利用があつての面も含めてであると思います。

先ほど、教育長からも答弁がありましたように、防犯メール、まずこれは安全・安心のためにはダイレクトに配信できるのが一番いいと思います。また、メールに関しまして、防犯だけではなく使い勝手がいいということで学校行事やさまざまな連絡も普通のペーパーによる案内文とあわせて、またメールの配信等も検討できるかと思います。

それと、メールの受信に関しましては、保護者から受信時のパケット料は保護者負担で払っていただいているという状態にはありますので、保護者負担ゼロというわけではないのが1点あります。まず、それがあります。

それから、さまざまな状況、それと各学校ごとのPTAがありますので、PTAからの要望というものも考えさせていただきたいと思います。現在のメール配信につきまして、どのような点がいいのか、悪いのかというのがPTAの中で話し合われるということが一番であると私は考えておりますので、皆様方に使っていただいて1年たったからこそわかってくる問題というのもあると思いますので、そういうものをまず聞いてみたいと思います。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） どうもありがとうございました。

再質問として、3番の青少年健全育成について再度質問させていただきます。

青少年の健全育成と活動支援については、12月議会後、担当課で大変努力していただいているところであり感謝しております。

そこで、再度質問させていただきますのは、町長が掲げる所信表明の第3点目に未来を担う子供たちの育成支援、また第2次3カ年実施計画では、スポーツ少年団の普及、指導者の育成、体育協会活動の支援、スポーツ少年団活動の支援などが、数値設定はないにせよ実施計画に入っております。

しかし、今まで指導者に対する活動に関する保険などの補助はありましたが、団体に対する支援金はなかったように私は思えます。近年、教育とスポーツは重要な相互関係であるものであり、また各種団体が基礎となり学年が上がった中学校では大変優秀な成績をおさめてきているのも事実であります。

そこで、スポーツ振興という名目で各団体に、これは提案であります、50万円程度の支援金を4年に一度出してはいかがでしょうか。それには、合併当初7,000万円で途中旧横芝町の基金の繰り入れが東総文化センターから解散に伴う寄附金、平成19年度末で解散した町

文化スポーツ振興財団から最終的に1億3,800万円を寄附金として繰り入れております。また、施設の修繕費としても途中取り崩してはおりますが、現在残高約2億329万円という基金があります。仮にこの基金の4分の1をソフト支援として4年に1度1,000万円規模の支援としたとしても、20年間分の支援ができると思われまゝ。1年間の支出は250万円となり、子供たちに対しての町としてとるべき支援としては、決して無謀でまたは無理な数値ではないと思われまゝ。町長の子供たちに対する気持ちと考えをこれを踏まえて伺います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 杉森幹男議員がおっしゃいました基金というのは、現在ある町文化スポーツ振興基金のことではないかと思ひます。この基金につきましては、今、杉森議員が説明して下さったとおり、2億強の基金があると思ひております。この基金につきましては、陸上競技場の補修であったり図書館の補修・修繕であったりということで現在使われてきた残りが約2億であると思ひます。

この基金の使い方につきましては、この基金をなぜつくったかということも考えあわせていきたいと思ひます。

私の考えます子供たちへの支援という中には、杉森議員の提案のようなお金で支援するという方法もあろうかと思ひますけれども、それだけではなく、地域で子供たちを育てていきたいという気持ちが一番であります。

そのために何をしたらいいかということになるわけでありまゝけれども、現在行われていまゝこのようなスポーツ少年団、さまざまな活動に対する今行われている補助というものをもう一度よく見直しをしたいと思ひていまゝ。

ただし、そこで何に幾らということは、今、1団体50万円というお話でありまゝけれども、各団体ごとにやられております種目の内容も団体の人数も非常にばらつきがあると思ひますので、その辺をあわせて不公平のないような、全く公平になるようなことを一番に考えたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村和好君） 杉森幹男議員。

○1番（杉森幹男君） それでは、3回目の最後の質問をさせていただきます。

ただいま町長が言われました施設の修繕費などは、計画的に一般財源から出せるものであり、子供たちのこういった支援金は計画的にしろ一般予算にはないよう認識してはいますが、あくまでも今回提案させていただいた基金については、町文化スポーツ振興基金であ



ります。

また、私の考えるところによると、町長が町議時代に中学校建設または子供たちの健全育成について大変尽力をされたというふうに記憶しております。こうした町長のスタンスを考慮しながら考えましても、どうかそういった意味合いも念頭に入れながら、ぜひともこれは私の提案というか願いであります、9月補正も視野に入れてぜひ考えていただきたいと思っております。

以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（野村和好君） 以上で、杉森幹男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午前11時ちょうどです。

(午前10時46分)

---

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

---

#### ◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（野村和好君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

[7番議員 川島富士子君登壇]

○7番（川島富士子君） 改めまして、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

初めに、齊藤新町長ご就任おめでとうございます。「すべては町民のために」のモットーを常に忘れることなく、小さくてもきらりと光る町民の笑顔あふれるまちづくりをご期待申し上げます。

また、宮崎県で甚大な被害をもたらした口蹄疫の感染拡大につきましては、被害地域の皆様に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い終息を心からお祈り申し上げます。

さて、国民無視の国会運営に強い憤りを抱かずにはられません。口蹄疫の被害拡大では、政府の初動対応のおくれ、甘い危機管理に批判が相次ぎました。また、4月から国民生活にかかわる制度の創設や見直しが行われてきたわけですが、町においては、あらゆることに町民が寂しい思いをすることだけはないよう切にお願いし、質問に入ります。

第1に、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

このことについては、初日から多方面にわたるご質問があったわけですが、何と云っても健全な財政運営が最重要課題でなかろうかと思えます。自治体は今、大変な変革の中にあると言っても過言ではなく、町長のかじ取りの手腕が一層期待されるところであります。

そこで、弱い者いじめ、住民泣かせにはならないような事業仕分けの実施、自主財源確保策の検討、町税等各種収入金の収納率向上への取り組み、施設の移転跡地など遊休土地の有効利用や早期処分など、いずれも積極果敢にお取り組みいただきたいと切望いたします。

そこで、マニフェストの優先順位を含めた今後のまちづくりについて、町長の所信を改めて伺うものであります。

第2に、教育行政についてお伺いいたします。

すべての子供たちが生まれてきてよかったと心から感じられる社会、私たち公明党の推進する子育て支援は、単なる少子化社会への歯どめだけでなく、子供たち一人一人のひとみが生き生きと輝く社会を実現するためのものです。

この観点から、学校や家庭、地域の教育力を再生するとともに、子供を育てる環境づくりに全力で取り組んでいただきたいことから、4点お尋ねいたします。

1点目として、学童保育の拡充についてであります。

男性も女性も仕事と家庭を両立させ、安心して子育てができるような社会を築くと同時に、家庭基盤を充実し、子供を持つ世代の安心感と喜びを高め、さらに我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のため、社会全体で子育てをサポートする体制を充実しなければなりません。

そこで、学童保育の時間延長の要望が多いことから、現在18時30分までのところを30分延長し、19時までとするお考えがあられるか見解を伺います。

2点目として、家庭教育に関する学習機会の提供についてであります。

近年、社会環境や人々の価値観の変化、地域社会のつながりの希薄等に伴い、家庭の教育力の低下が指摘されておりますが、家庭教育はすべての教育の出発点であります。特に、基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的マナー、自制心や自立心など、生きる力の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担っています。

こうした家庭教育の重要性をいま一度見直し、家庭教育への支援を積極的に行っていく必

要があります。町におかれては、具体的にどのような指導、サポートをされているのかお聞かせください。

また、旧横芝町時代に取り組みれていた90%以上の親御さんの参加がある小学校入学前健診の機会を活用した家庭教育に関する講座の再開設に積極的に取り組むべきと考えますが、当局の見解を伺います。

3点目として、学校耐震化事業の進捗及び取り組みについてであります。

文科省によれば、昨年4月1日時点で耐震工事が必要な公立小・中学校の校舎や体育館などは、全国で2万5,000棟に上るそうであります。また、耐震化を急げば安心が得られるだけでなく、地方経済の活性化にもつながるとの指摘もあります。

学校は、子供たちが一日の大半を過ごす場所であり、災害時には地域住民の避難場所にもなるわけであります。学校の耐震化は、地震大国日本にとって待ったなしの課題です。しかし、「命を守る予算」と口では言いながら、政府は当初、学校耐震化予算を大幅にダウンさせました。そこで、相次ぐ追及や申し入れが起こり、政府は予備費の活用を決定、現在多くの自治体が夏休み中の工事实施に向け契約準備行為の努力や臨時議会開催への努力等がなされていると伺っております。

当町における実態と施設の老朽化対策への取り組みに対するお考えをお聞かせ願います。

4点目として、国民読書年に伴う夏休みの取り組みについてであります。

ことしは、2008年の衆参両院の全会一致の決議を経て制定された国民読書年であり、「国を挙げてあらゆる努力を重ねる」と宣言しています。

さて、江戸時代、学校はなかったが寺子屋を中心に読み・書き・算用を通して赤ん坊を一人前の大人に育成していった教育力、その基礎は読書であったと言われます。読書は言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにする源泉です。さらに、人生をより深く生きる力や相手を思いやる心を養うことができ、子供にとって読書は貴重な体験となります。

そこで、子供読書環境のさらなる充実施策として、夏休みを利用した読書オリンピックを提案いたします。例えば、夏休み中に50冊以上の読書に挑戦できた人には、読書博士賞、20冊以上の人には読書修士賞、1冊でも読んだ人にはチャレンジ賞などとして賞を贈り、町の国民読書年記念行事にしてはいかがかと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

第3に、福祉行政について3点お伺いいたします。

1点目として、ヒブワクチンの公費助成についてであります。

乳幼児の命にかかわる恐ろしい病気の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチン接種に対し、

公費助成を実施する自治体がふえています。これには、ワクチンの接種が一番の予防策で、海外では100カ国以上が認可し、90カ国以上で定期接種が実施されています。日本では、アメリカより20年おくれて2008年12月ようやくワクチンの販売が認められましたが、任意接種のため、合計4回接種で3万円前後になってしまいます。高額な患者負担のため、接種をしたくてもできない現状があります。ぜひ、細菌性髄膜炎から大切な町の宝である幼い子供たちの命を守るためにもヒブワクチンの公費助成制度を導入してはいかがでしょうか。

また、町のホームページでヒブワクチンの情報を配信していただきたいと思いますが、当局の見解を伺います。

2点目として、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成についてであります。

町におかれましては、日ごろから町民の未来のために子宮頸がん検診を初め子宮がん、乳がん、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がんなどの検診率向上に向けた取り組みにご努力をいただき、大変に感謝申し上げます。

さて、その中で、検診とワクチンの両輪が整うことでほぼ100%予防できるがんがございます。それが女性の子宮頸がんであります。子宮頸がんが毎年約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなっています。子宮頸がんには、ほかのがんにない特徴があります。それは、発症年齢が低いということです。以前は50歳以降であったのに対し、現在では20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増しています。日本においては、昨年10月にワクチンを承認し、12月に発売が開始されたところであります。

しかし、接種費用が1回1万2,000円から2万円かかり、半年間に3回の接種が必要となることから、高額な負担となり、定期接種化が強く求められています。

そこで、子宮頸がんの予防対策を図るために、ヒトパピローマウィルス・HPV感染を予防するワクチンの公費助成への取り組みについて、町の見解を求めます。

3点目として、中3までの医療費完全無料化についてであります。このことについては、初日の答弁の中で平成23年4月からの実施に向けて準備をされているとのことであり、町長の英断に深く感謝申し上げます。特に、小3から中3は、人生の中で一番健康な時期であり、ほかの世代に比べて医者にかかることは少ないため、負担は急増しないであろうと考えます。また、経済的安心から早目の治療、予防的治療が行われ、病気の重症化や治療の長期化を防げるので、長い目で見ると医療費は少なくなるのではないかと評価する識者も多いのです。

とはいえ、財政難の折、ぜひ町としても機会をとらえて国に助成の働きかけを積極的に行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか、町長にお尋ねいたします。

第4に優しいまちづくり、安全で安心なまちづくりについて4点お伺いいたします。

1点目として、(仮称)婚活応援課創設への取り組みについてであります。

当町におかれましては、きめ細かい少子化対策に取り組まれていることは周知の事実であります。自治体による婚活支援は何と言っても少子化対策のスタートラインではないでしょうか。すてきな出会いがあれば結婚したい、まじめに結婚を考えているが出会いのチャンスがないなど、本気で悩む大事な若者たちのために町が積極的に応援して差し上げてはと考えます。自治体という公的で安全な支援サービスでは安価でもあり、積極的な女性の参加比率が高いようであります。ネットの出会い系サイトとは異なり、本当に出会いを求めている女性・男性が多い中、未婚・晩婚化の解消にもつながることから、町の将来のためにもぜひ取り組むべきと思いますが、ご所見を伺います。

2点目として、東陽病院における産科、小児科の問題についてであります。

横芝光町次世代育成支援行動計画の中に、「安全な妊娠・出産、ゆとりある子育ての環境づくり」とあり、各種の施策が盛り込まれているわけではありますが、以前、産科が町内にないため、たらい回しされた里帰り出産の方や、町内にない不安を抱えながら長時間かけ産科に通う方から多くの要望の声を伺いました。

少子化対策、子育て支援に照らし合わせても、この小さな町の小さな病院の中にきちんと産科、小児科が開設されているとなれば、有名なデンマークの福祉制度ではありませんが、決して劣らず、真のまちづくりになるものと確信いたします。もちろん、高齢化率の高い我が町にとって、老人医療、在宅訪問診療も大切であり、日ごろの取り組みを高く評価し感謝いたしております。東陽病院と健康管理課と小児医療費無料化の福祉課と情報の共有、連携プレーなどと幾重にもメリットがあると考えますが、ご所見をお示しください。

3点目として、光ファイバー町内全域への拡充についてであります。

町長におかれましては、大変お忙しくお疲れの中、みずから町民にネットで情報提供されておられ、敬意を申し上げます。

さて、このことについては、以前にも取り上げさせていただきました。インターネット接続環境は、日々進化を続けております。本町でも多くの方がインターネットを利用して情報検索及び情報発信等を利用し、現実の生活から仕事に至るまで幅広い活動に利用されておりますが、光回線が使えない情報過疎地域が多く残っており、早期整備を求めるものであります。

若者や都会の方が横芝光町の海や山のほうに住みたいと思っても、現状のインターネット

環境では少しちゅうちょすると考えられます。特に、ご商売されている方には必要不可欠の道具、環境であり、光ファイバーの環境を利用できるように希望する人は、町住民の中にも多くいると思われれます。既に、横芝栗山地域には導入されておりますが、デジタルディバイドの解消を目指し、ぜひ町長初め行政が積極的にインターネット環境の改善を推進することは大切なことと考えますが、今後の取り組みについていかがお考えかお伺いいたします。

4点目として、危機管理の取り組みについてであります。

本年4月、総務省消防庁より地方自治体の危機管理に関する2つの調査結果が発表されました。いずれも初めて実施する調査であり、緊急時における避難マニュアル等の作成が進んでいない現状が報告されています。今回の作成及び策定は、法律上は義務づけではないものの、平素に取り組むべき重要な事柄でありますので、確認をいたします。

4月14日付の千葉日報1面に、「津波避難基準17市町村未策定」と大きな見出しで発表がありました。津波による海岸や河川の被害があり得る県内27市町村のうち、県内自治体で策定済みは10市町、策定中は7市町村、未着手は10市町であり、当町は残念なことに未着手の中に入っておりました。また、同庁は、「場当たりの判断ではなく、事前に設けた発令基準に沿って迅速に住民に避難を呼びかけることが必要」と指摘しておりましたが、あの2月のチリ大地震で太平洋沿岸に津波が押し寄せた際、当町でも住民や観光客の避難徹底をなされたわけであります。国の言う場当たりのであろうが、私は、当局のスピーディーな判断と行動力は、町民を思う発露からでなかろうかと感謝いたしております。

しかしながら、我が国は、地震大国、津波大国であり、住民の安全確保に対してより一層の取り組み、推進の上で策定は必須であることから、実態状況をお伺いし、私の最初の質問といたします。

[7番議員 川島富士子君降壇]

○議長（野村和好君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 齊藤 隆君登壇]

○町長（齊藤 隆君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えいたします。

なお、教育行政についてのご質問、福祉行政についてのご質問のうち1点目のヒブワクチンの公費助成についてと、2点目の子宮頸がん予防ワクチンの公費助成について及び優しいまちづくり、安全で安心なまちづくりのご質問の3点目、光ファイバー町内全域への拡充については、各担当課長から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

今後のまちづくりについてであります。私の政治姿勢につきましては、實川隆議員、越川洋一議員そして森川忠議員からも同様のご質問がございました。ご答弁申し上げましたとおり、私は「すべては町民のために」を政治姿勢として、町民の皆様にご提供していただきましたこれから先の4年間を、住民の福祉の向上と安全・安心なまちづくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

私の望むまちづくりは、所信でも申し上げましたとおり、まずは5つの公約の実現であります。しかしながら、この公約を実現するためには、しっかりとした財政基盤があり成り立ってくるものと思っておりますので、現行の施策を踏まえながら入りをはかりて出づるをなすという原点に立ち返り、今何ができるのか、何を優先させるべきなのかを最優先課題と位置づけ取り組んでおります。

次に、福祉行政についてのご質問の3点目、中3までの医療費完全無料化についてお答えします。

本町では、平成18年10月から県内の市町村に先駆けて小学6年生までの医療費を無料化とし、保護者の経済的な負担軽減を図り、児童の保健の向上及び子育て支援の充実を推進しておりますが、今回の町長選挙において公約として中学3年生までの医療費の無料化を掲げて当選させていただいたところであり、さらに充実すべくその実現に向けて現在準備を進めているところであります。

中学3年生までの医療費の助成制度は、平成22年4月現在、県下6市町で実施されておりますが、対象となる医療費が入院分のみで、外来は対象外とする自治体や所得制限、自己負担がある自治体もあり、完全な無料化となっているのは、いすみ市と長南町の2市町であります。

当町の小学6年生までの児童医療費助成制度は、償還払いによる無料化で実施しておりますので、同様に実施したいと考えています。

時期については、住民の皆様への周知を図るとともに、規則改正や財源確保を行い、平成23年4月からの実施を検討しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また、国・県への要望も積極的に行ってまいります。

続いて、優しいまちづくり、安全で安心なまちづくりについてのご質問のうち、1点目の(仮称)婚活応援課創設への取り組みについて、2点目の東陽病院における産科、小児科の開設について及び4点目の危機管理の取り組みについてお答えいたします。

1点目の（仮称）婚活応援課創設への取り組みについてであります。政府が5月25日閣議決定した2010年版子ども・子育て白書から若い世代の結婚観を見ると、20代、30代の結婚しない理由は、男性は経済的理由が目立つのに対し、女性は生活スタイルが変わるのを嫌う傾向にあると伺います。また、インターネット調査をもとにした結婚しない理由の分析結果からは、男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が1位ですが、2位は男性が「結婚資金が足りない」「結婚後の生活資金が足りない」だったのに対し、女性は「自由や気楽さを失いたくない」であり、経済面を心配する男性と生活スタイルを重視する女性の違いがくっきりとあらわれております。

2005年の総務省国勢調査によると、25歳から39歳の未婚率は男女とも引き続き上昇しており、さらに生涯未婚率を30年前と比較したデータでは、男性は2.12%から15.96%、女性は4.32%から7.25%へ上昇しております。

一方、男性で配偶者のいる人の割合を見ると、30から34歳では正規社員が約6割なのに対し、非正規雇用は約半分の3割、25歳から29歳でも2倍以上の差がある状況です。

このような調査結果から、安定雇用の確保とあわせて未婚の男女が出会える機会の創出は必要と思われまます。近県では、茨城県が平成18年6月に出会いサポートセンターを設置し、平成22年3月末までの累計登録者数は3,933名、うち441組が結婚しているとのことであり、それなりの成果を上げているものと思われまます。

しかしながら、県の事業として実施して3年10カ月の期間で、累計登録者数が約4,000人であり、登録人数の絶対数が多いほど出会いの機会が多くなることを考えると、このような事業は町単独で実施するよりも県あるいは広域的に取り組むべきものと考えられまます。

どちらにいたしましても、このような取り組みについては必要であると思われまますので、今後、町単独での取り組みだけではなく、広域や県の事業として取り上げていただくことも含めて検討してまいりまます。

次に、2点目の東陽病院における産科、小児科の開設についてであります。まず産科については、東陽病院でも以前は産婦人科を設置しておりましたが、出産件数が年々減少してきたことに加え医師リスクが高まり、また助産師が定年退職したこともあり、平成16年度限りで産科を廃止し、婦人科としての診療を行っております。

議員もご存じのように、その後平成17年度には分娩室を療養病棟の寝たきり入院患者に対応できる特殊入浴施設に改修してござりまます。現時点での産科の再開は、施設の面からもスタッフの面からも困難な状況であります。



仮に今、産科を再開しようとしたならば、新たに産婦人科医師と助産師を確保する必要がありますが、産婦人科は医療訴訟率が高いことに加え、長時間の拘束など労働環境の悪さを新人医師が嫌い、専門医が減少しているほか、出産現場では欠かせない医療スタッフである助産師も全国的に不足しているため、医師及び助産師の確保が大きな課題と考えられます。また、多額な費用を投じて分娩室など出産に必要な施設の再整備も行わなければならない状況にあります。

小児科につきましても、産婦人科と同様に過酷な勤務条件が嫌われて、医師を目指す医学生から敬遠される診療科であると言われております。そのため、相変わらず医師不足が続いている中、専門医の確保は極めて困難であると言わざるを得ません。また、小児科は、夜間の発熱などで救急外来の受診が多く、1人の医師では運営が困難であり、新たに診療科を開設することは、現時点では非常に難しいものと思っております。

住民の求めるすべての医療を提供できることは理想ではありますが、運営検討委員会等でさまざまな検討を重ね、現在の東陽病院の規模でできる最も効果的な医療は何であるかを検証し、町の財政負担と医療サービスの充実がより高いレベルでのバランスのとれる病院運営を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、津波避難勧告にかかわる発令基準の作成状況については、発令基準の設置の義務化はなく、現在当町では未着手であり、設置がされていない状況となっております。

しかしながら、町民の安全で安心な生活を守る上では必要不可欠であると認識をしております。また、現在整備されております町地域防災計画では、津波災害予防計画として、津波災害の防止を図るための事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策等を推進することとしております。

さきのチリ中部沿岸で発生した大規模地震の際に発令された大津波警報を受け、避難勧告を発令しました。同時に、防災行政無線により関係住民に周知するとともに、地元消防団による海岸等のパトロールを実施し、サーファーや釣り人に避難の呼びかけを行ったところがあります。

また、5月27日からは、気象庁が発表する気象情報が市町村ごとに発表されることとなり、より具体的な情報を得ることができるようになったこと、さらに県においては、千葉県津波避難計画策定指針を策定中であることから、県計画と整合性を図りつつ、町の避難勧告発令基準を作成してまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） 続きまして、教育行政についてのご質問にお答えいたします。

1点目の学童保育の充実についてであります。学童保育の実施時間については、横芝光町児童クラブ条例施行規則で午後6時30分までとなっております。町内3カ所の児童クラブにおける迎えの時間について現状を確認したところ、常に夕方6時30分を過ぎて6時40分ごろまでに迎えに来る保護者が横芝小児童クラブで2名、ひかり児童クラブで二、三名、上堺小児童クラブでは該当がありませんでした。

今後、保護者からの要望が多くなれば、学童保育の時間拡充について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の学校耐震化事業の進捗及び取り組みについてであります。安全で安心な学校施設整備のため、校舎等耐震化事業については、優先的に取り組んでおります。

平成21年度において、上堺小学校屋内運動場耐震補強工事及び大総小学校屋内運動場耐震補強工事を実施し、本年4月現在で耐震化率は78.3%となっており、校舎については100%完了しております。本年度は、東陽小学校屋内運動場改築事業に着手し、白浜小学校屋内運動場など残る施設についても計画的に施設整備を行ってまいります。

続いて、4点目の国民読書年に伴う夏休みの取り組みについてであります。国民読書年に関する決議が平成20年6月6日に衆参両院全会一致で採択されました。

この決議では、文字・活字文化振興法の制定、施行5周年に当たる2010年を国民読書年に制定し、政・官・民協力のもとで国を挙げてあらゆる努力を重ねることを盛り込んでおります。

本町小・中学校では、学力向上に向け、基礎・基本の定着に取り組んでいるところでございますが、その1つに読書を取り上げております。朝10分間の読書の時間を設定して読書並びに読み聞かせを推進しています。このことは、落ち着いた一日のスタートにもつながっております。

さて、夏休みの取り組みでございますが、40日間という長い休みですので、読書カードを活用して計画的に読書に取り組むようにと考えています。また、学校の図書室からの本の貸し出しを積極的に行います。学校によって貸し出しの冊数は多少異なりますが、現状を確認したところ、1人3冊から5冊の貸し出しの予定となっております。

さらに、県内有数の町図書館の本や課題図書を紹介を行い、読書の幅を広げるとともに、「親子で読書」を呼びかけて、家庭における読書の定着を推進してまいります。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、社会文化課長。

〔社会文化課長 五木田桂一君登壇〕

○社会文化課長（五木田桂一君） それでは、川島富士子議員から教育行政についてのご質問の2点目、家庭教育に関する学習機会の提供についてお答えをいたします。

議員もご存じかと思いますが、教育基本法が制定されてから約60年、教育を取り巻く環境が大きく変わったことから平成18年12月に改正され、第10条に家庭教育、11条に幼児教育、13条には学校・家庭及び地域住民等の相互の連携教育などに関する条文が新設されたことでこれらを反映すべく、現在年間を通じて町内の幼稚園・保育園、小・中学校の児童・生徒及びこの保護者を対象に家庭教育学級を開催しているところであります。

また、就学時健康診断の折、保護者を対象とした家庭教育学級につきましては、旧横芝町で平成17年まで実施していたものでありまして、翌年就学予定のお子さんを持つ保護者を対象に「子育て講座」というタイトルで実施していたものでありますが、合併協議の際に、旧光町で実施しておりました幼児を対象とした家庭教育学級と重複するということで廃止したものであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、就学時健康診断の折、保護者を対象に実施すれば必ず保護者が引率してまいりますので、全員の保護者に家庭教育の重要性を伝えるよい機会と考えております。

今後、教育課とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

〔社会文化課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、健康管理課長。

〔健康管理課長 椎名幸司君登壇〕

○健康管理課長（椎名幸司君） それでは、川島富士子議員の福祉行政についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のヒブワクチンの公費助成についてでございますが、昨年12月の定例会でも川島議員よりご質問がございましたが、ヒブはインフルエンザ菌b型の略称で、乳幼児に細菌性髄膜炎など重篤な病気を引き起こす場合があるとされておりまして。

ヒブワクチンは、定期予防接種の対象ではなく任意接種となっておりますが、最近ではワ

クチンの効果が高く副反応による健康被害もまれであることが評価されていることから、公費助成についても行っている市町村もございます。県内では、成田市、我孫子市、市原市、東庄町、鴨川市が助成を開始し、浦安市、富里市は6月定例会に補正予算案を提出されたところでございます。

当町におきましては、将来を担う子供たちの健康、命を守るということは非常に重要であると認識しておりますが、現在町では、財政全般について総合的に精査しているところでございますので、これらを踏まえた上で他の市町村の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

続きまして、2点目の子宮頸がん予防ワクチンの公費助成についてでございますが、子宮頸がんは、発がん性のヒトパピローマウィルスの感染が原因とされており、予防ワクチンの接種は10代前半の女子が最も有効とされております。接種回数は半年間に3回接種で、金額はおおよそ4万円から6万円でございます。また、県内の市町村の助成状況でございますが、成田市がこの4月から助成を開始し、いすみ市、浦安市、富里市は6月定例会に補正予算案を提出されたところでございます。

当町におきましては、子宮がん検診の重要性についての啓発や受診促進を図っていくとともに、先ほど申し上げましたとおり、財政全般について精査しているところでございますので、他の市町村の動向を注視しながら接種対象等も含めて総合的に研究していきたいと考えております。

以上です。

〔健康管理課長 椎名幸司君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） 川島議員からのご質問の大綱4点目、優しいまちづくり、安全で安心なまちづくりについての3番目の項目、光ファイバーの町内全域の拡充についてのご質問にお答え申し上げます。

光ファイバーについては、現在は大字横芝、栗山で利用できます。この地域以外にも光ファイバーの整備をお願いするため、平成19年度に商工会を中心に光ファイバー利用希望の調査を行ったところでございますが、希望者が少なく事業実施には至っておりません。

その後もその他の地区の皆さんからは、光ファイバーの整備を望む声がときどき届いております。今後、光ファイバーによる高速インターネットの必要性はますます高まるものと考え

えられますので、引き続き通信事業者に対し光ファイバー整備実現のための要望活動を続けてまいりたいと考えております。さらに、ニーズ調査を要するのであれば、町が直接ニーズ調査を行うことも視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 順不同になりますが再質問をさせていただきます。

まず、学童保育の拡充でございますけれども、先般いただきましたこの議案第1号の説明資料の中に、遅出勤務として改正後が午後6時30分ということになるわけですが、こういったことを勘案していただきまして、再度ご検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、町長がマニフェストに掲げてありました放課後学童クラブ、これは放課後子どもクラブのことでなかろうかというふうにいまだもってどっちのことなんだろうというそういった危惧をしているところでありますので、そうした方向性をお示しいただきたいと思えます。

また、先日、初日の答弁の中で、受け皿の環境の整備という回答があったと思います。その前回いただきました第2次3カ年実施計画の中に新規児童クラブの運営事業、いわゆる実施運動の中に全く計画が入っていないんですね。丸がついてないんです。これに照らし合わせて、どういうふうを受けとめればよろしいのか教えていただきたいと思えます。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） それでは、まず、議案の説明資料の中の分につきましては、これは早出と遅出につきましてのそれができる制度にするということでありまして、これが直接今までの6時、時間の繰り下げというものとリンクしているものではありません。これはできる規定であります。

それから、いろいろな面でありました整理をしていかななくてはいけないと考えております。今、小学3年生までの預けとなっておりますけれども、それを6年生までの希望があったり、また川島議員から先ほどもありましたように、時間の延長を希望するという話もあります。それが1つとしてできるものなのか、またあわせて考えていかなければいけないものとありますので、そこは今研究をさせていただいているところであります。

それと、3カ年の実施計画との整合性につきましては、受け皿環境の整備というのは、や

はり面積的なもの、それから前回越川洋一議員からのご質問にもありましたように環境面でのこと、例えばトイレの整備であったり広さの面であったりということもありますので、それを含めて環境整備ということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村和好君） 教育長。

○教育長（海保教之君） ただいま川島富士子議員からのご質問の中に、学童クラブそれから放課後子ども教室ということで、どちらがという話でありましたけれども、実は、放課後児童クラブ、要するに学童保育ですけれども、これは基本的には厚生労働省所管の事業でありまして、子育て支援を中心にした組織として共働きの方々が育児等で大変だということで、それを支援するという形で、現在教育委員会のほうで担当しております形でやっている、要するに、小学校1年生から3年生まで行っているというのが学童クラブという形でやっております。

それから、もう一つ、放課後子ども教室等県がしているんですけれども、これにつきましては、文部科学省の所管で社会教育担当という形で現在検討しているところであります。

以上です。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） そういう担当等はわかっているんですが、町長のマニフェストに掲げた児童クラブ拡充というのが、子ども教室のことなのか学童クラブの充実なのか、その辺のことを伺いたいということです。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 今、教育長からも説明をしていただいたとおり、文部科学省が所管するものなのか、厚生労働省が所管するものなのかというハードルが1つありましたので、そこはきちんとどのような形が一番よいかをもう一回考えてください。今、早急にできない理由というのがそこにありまして、法律面とかそういうものもあわせて検討して考えさせてもらっております。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） そうしましたら、放課後子ども教室ということで計画されるんですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） ですので、例えば費用負担の面とかもありますので、そこもあわせて、

1つに限ってしまいますと、いろいろな面での費用負担、それから指導員の配置の面、そういうものが関係してまいりますので、一番いい方法を今研究させてもらっております。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） そうしましたら、しつこいようですけれども、児童クラブと子ども教室と両方合わせてトータルして今検討しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） あくまでも2つのものをつくろうとは思っておりません。1つとして検討しております。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） もともと子ども教室と、教育長が言った子供教育と学童クラブというのは、違うものなんですよ。その辺でちょっと、皆さんおわかりになっているんですか。わかっていないのは私だけですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） いろいろな問題がありますけれども、横芝光町この町に合った仕組みにつくっていきたいと思いますので、そういう方向でご協力またご指導をお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） では、折々とまた伺っていきたいと思います。

時間がありませんので、危機管理の取り組みについて、国民保護法に基づく避難実施要領の 패턴の作成状況についてであります。国民保護法に基づく基本指針では、市町村は避難実施要領の 패턴を複数作成することとなっておりますけれども、緊急有事の際には迅速に避難実施要領を作成することが必要です。そのためには避難実施要領の 패턴をあらかじめ作成しておくことが重要ということに思いますが、当町の取り組みと防災会議の会長であります町長に決意を伺いたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 危機管理の取り組みについてということであると思います。

まず初めに、国民保護法に基づく避難実施要領 패턴の作成状況でありますけれども、当町では、平成19年3月に横芝光町国民保護計画を作成しています。あわせまして、横芝光町国民保護計画避難誘導マニュアル、それから複数の 패턴としまして横芝光町国民保護

計画職員対応マニュアル、また横芝光町危機管理マニュアルというものを策定しております。

その中では、武力攻撃事態などにおいて町民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要であると思い、町の対応が定められております。これは、被害を最小限にとどめることを目的として策定されているものであります。

避難実施要領パターンというのを複数ということである中で、横芝光町国民保護計画避難誘導マニュアルの中に、ゲリラや特殊部隊などの攻撃、また弾道ミサイル攻撃や航空攻撃などそういう場合にも対応できるような避難実施要領パターンの例を示してありますので、ご確認をお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） ありがとうございます。

1番に返りまして申し訳ありません。町長のほうから答弁いただきました婚活応援課の件でありますけれども、2009年の初婚年齢は男性が30.4歳、女性が28.6歳、少しずつ晩婚化が進んでおります。平成18年福井県では、出会い促進などで出生率が日本一を達成したという記録が出ております。

町長がおっしゃるように、県のほうでどんどんこういったいい事例をならって、積極的に少子化対策に向けて動いてくだされば結構なんですけど、まず地方分権の中で町が積極的に対策をしていっていただきたいと思います。

また、東陽病院の宿舎がいまだに大分あいています。例えば、新婚さんいらっしゃい住宅、そういった名目で若者の定着住宅として取り組んでいる自治体もありますので、若年層の確保、また町の将来のためにも、また財政面のためにもこういった地方活性化のための施策が必要となりますが、また事例として宿泊滞在型とか、あいのりバスツアーとかこういったいい事例もございますので、いま一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） まず、婚活応援課につきましては、やはり広いエリアの中からたくさんの方々に参加していただき、そして出会いのチャンスがたくさんふえるということがやはり成婚率の第一歩だと思います。そういう面におきましては、やはり県あるいは広域的な活動が求められるとっております。

また、現在、こういう出会いが事業として、仕事として行われているところもありますが、当町としましては、例えば農業振興会青年部の方々が農家の後継者不足、それから農家の担い手不足の解消ということで農業による婚活、農婚という活動をされています。当然、町産



業課としましてもそういう面での支援はしておりますが、そういうものを広げるというのも一つの町ででき得る手だてではないかなと思います。

ただ、いかんせん残念なのは、そういう活動を広くインターネットやいろいろな場面で声をかけても、参加してくださる方がいまだ少ないというのがただ一つ残念な傾向にあると思います。

しかし、実際、地域の農業青年の方々がそういうことをされていますので、それはぜひ応援したいと思っております。これが農業者以外のさまざまな職種の人にも広がればよいのではないかとも思っておりますが、今核となる農婚という活動がありますので、それはぜひ支援したいと思っております。

それから、東陽病院の職員住宅の空き対策ということで、以前町営住宅化したらどうかという話があったときに、それが実現しなかったことがあります。新婚さんいらっしゃい住宅という発想の中からそれが使えるという可能性があれば優先的には入っていただくのがいいかと思うんですけども、築年数もありますので、ちょっと古い建物になっておりますので、その辺も確認しなくてはすぐに使えるかどうかちょっと今判断できないところであります。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 続いて、子宮頸がんの予防ワクチンの公費助成についてでありますけれども、るる課長のほうからご説明いただきましてありがとうございました。100%予防できる内容ということで参考のために私が調べてまいりましたので、3、4つがございます。1つには、10歳から15歳までの女子に予防ワクチンの接種をしていくと予防率は約70%で、2つには、20歳からの毎年の検診を行う、また3つには、30歳からの細胞診とウイルス検査の併用の検診を行っていく、この3つが相まってほぼ100%接種であるそうであります。

そこでですが、認知度を高めていくには、やはり学習の機会の提供というのが大事だと思います。今現在、学校教育現場で性教育の実情というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（野村和好君） 教育長。

○教育長（海保教之君） 今、学校教育現場で性教育の実情でありますけれども、性教育につきましては、小学校におきましては5、6年生を中心にしまして保健体育の時間に保健の授業という形で扱っております。それから、もう一つは、養護教諭を中心にした形での授業として、こちらは1、2、3年生までやはり体育の時間を通しての保健事業という形でやっております。それから、同時に、今やはりいろいろ病気等の問題もありますので、保健所もし

くは県のほうの指導等を仰ぎましてそういう方々に来ていただいで講義等を実施しているという形ですけれども、まださまざまな問題を抱えている、どこまで踏み込んでいいのかというそういう問題も現実には教育現場の悩みであります。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） ぜひ、低年齢化しているところから女子の中学1年生から2年生が対象になることから、なぜワクチンを打つのかを正しく理解し、また接種は大人になったら検診を受ける大切さとか、また接種が進むようにあわせて教育と啓発をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 教育長。

○教育長（海保教之君） ご指摘のとおり、さまざまな問題がありますので、今後とも厚生労働省とあるいは文科省等からの資料を取り寄せながら児童・生徒の性教育、また将来の健康のためにも教育推進のためにも実施していきたいというふうに考えております。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、町長の政治姿勢について町長に町議会最後になりますので、お聞かせいただきたいと思っております。

初日の實川議員の答弁の中に、各地区にて意見交歓会の際にテーマを持って臨むというご答弁があったと思っておりますが、ぜひこのテーマの中に先ほど来出てきました公有地の利用方法、こういったものをテーマに掲げていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 町民とのひざを交えての話し合いの場ということで、地区へ出向いての町民のそういう座談会をぜひ計画をさせていただきたいと考えております。

また、方針としまして、實川隆議員の一般質問のときにお話しましたように、テーマをやはり設けたいと考えております。それはなぜかと言いますと、過去2年間29会場を全部回った中で、1時間半の時間のうちの大半が要望として出る話が多かったというふうに記憶しています。地域の道路や周辺の側溝、そしてどこどこを直してほしいとかそういう意見が大半でありまして、それに対する町当局の回答というものの場になっていたと私としては認識しております。

でありますので、何かテーマを設けてそれについて住民の皆さんと突っ込んだ意見交換をしていけたらば、まちづくりの中でもっと住民の声が反映されるのではないかと思います。

先日そのように話をしました。

また、昨日、行政総務員さんの役員会議がありまして、ことしも地区座談会をやらせていただきますと。それから、その中で時間の半分程度、前半をそのようなテーマを設けた中で話し合いをさせていただきたいということを提案として出させていただいております。

また、そのテーマについては、どういうテーマが一番いいのかなというのもありましたので、行政総務委員さんの役員さんのほうにも一度問いかけをさせていただいています。余りこちらで全部決めてもどうかなとも思いましたので、問いかけをさせていただいて、それをもとにいろいろな話し合いをさせていただきたいと考えております。

また、合併直後7つの小学校単位で行ったり町民会館、文化会館で行った会合が夜の会合でありました。また、昨年、おとしとやられた会合は昼間のまちづくり座談会ということで会合でありました。夜行えば夜では集まれません、昼行えば昼間は仕事が忙しくて集まらないという声もありましたので、今回は29会場をそれぞれ、全部ではないんですけども、昼間やったり夜やったりということで時間もいろいろな時間の提案をさせていただいております。

それにつきましても、まだ各地区の行政総務委員さんのほうに日程の提案等もさせていただいた段階ではありますが、どんどんこちらから出向いて行っていろいろな話をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村和好君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩をします。

再開は午後1時ちょうどとします。

(午後 0時00分)

---

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） これより議案審議を行います。

日程第4、議案第1号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第5、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第6、議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第7、議案第4号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） この路線は、まだ全線開通ではなくて、買収が進まないところだったかと思うんですけども、その理由とめど、今後の見通し等について。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（土屋文雄君） それでは、越川洋一議員の質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、この農免道路につきましては、平成22年3月に全面供用開始したところ

でございます。一部区間におきまして地権者の理解が得られずに、現況の道路で開通をしたところでございます。

以上であります。

○18番（越川洋一君） だから、こっちの聞いていることに答えてないな、課長。原因が何で、今後めどはどうなっているんだと。

○議長（野村和好君） 産業振興課長。

○産業振興課長（土屋文雄君） 原因は、当初地権者に説得をさんざんしたわけでございますが、いろいろな諸事情の中で行政側に不満等々ございまして、理解が得られなかったということでも聞き及んでおります。

今後の状況につきましては、県から委任されましたので、引き続き鋭意努力した中で地権者の理解が得られた場合、ちょうど墓地付近のところでございますけれども、その状況を、今後の動向を注視しながら理解が得られるようにしていきたいと思いますが、県事業が終わりましたので、今後につきましては、町のほうで事業を実施していくという形になっております。

越川議員につきましても、地権者にご協力賜れば幸いだと思っております。以上です。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） ちょっとお聞きしたいんですが、廃止路線が町道H006号線ですか、そこに1本でいって、今度認定路線がですね、Hの006とHの191の2つに分かれて認定になると思うんですけれども、これは当然南北に走っている町道の関係かと思いますが、ちょっとその辺教えていただきたいんですけれども。

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） 廃止路線につきましては、ただいま鈴木議員さんのほうからお話ございましたとおり、東西方向に向けて1路線廃止ということになります。認定路線につきましては、農免道路を境にいたしまして左右に1路線ずつ新たに認定するというものでございます。

なぜこれを分けたかということでございますけれども、農免道路と町道の管理区分を明確にするためにここで分けて町道をそれぞれ認定しているというものでございます。

以上です。

○議長（野村和好君） 鈴木克征議員。

○8番（鈴木克征君） そうすると、その交差点の部分の取り扱いというのは、それはどの

ように、まだその時点では006ですか、006のほうの、それは交差点のところを通っているということですよ。それを今回は当然こういう農免道路があるから右左に分けたのではないかなというように察するところなんですけれども、当初のその扱いの農免道路を扱ったときに、町道006号線というのが東西に走っているわけですよ。その交差点の扱いというのはどんな扱いにするのでしょうか。

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） 今回、長年の懸案でございました農免道路が一部まだ未買収があると、そういう状況の中で供用開始をいたしました。そういったことで、農免道路に関しては、農道という管理区分になります。

これまでは、まだ供用開始をしておりませんでしたので、その部分については現在まで町道として管理していたということでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第8、議案第5号 平成22年度横芝光町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、9ページ、歳出の5 財政管理費、公会計改革支援業務委託

料について具体的にご説明願います。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

これは、公会計制度ということで、来年度までに財務4表を取りそろえてわかりやすいその会計の公表の方法を採用しなさいということになっております。それに準備段階の今回経費ということで計上させていただきました。

その財務4表と申しますのは、1つには貸借対照表でございます。2つ目が行政コスト計算書でございます。3つ目が純資産変動計算書、4つ目が資金収支計算書ということで、これは財務4表というふうに取りまとめて呼んでおりますが、これらを公表してさらに町の会計状況を詳しく皆さんに公表するための制度でございます。

今回のこの予算は、そのために現在町の会計はご存じのとおり単式簿記でございますので、これを複式に移行しなければなりません。貸借対照表を作成する関係上。それらのシステムの開発費と申しますか、町の会計を研究していただいて、このような手法で変更していったらいいのではないかというようなことと、町の財産につきましては、時価評価を全部にわたって作成しなければならないということがございまして、それらの準備作業としてそれらのデータ作成の経費として計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 9ページの民生費、ひかり児童クラブ運営事業工事請負費ですね。

これは一般質問で触れました学校児童クラブのトイレの改修だというふうに思うんですね。平成16年に始まってこの間ずっとこのトイレが使えない、使われないままきいているという状態で放置されていたという、それは言っても改善されなかったというひどい状態があったわけですが、こういう施設は、つくった後の検査というのはどのようになっているんですかね、尋ねます。

それから、次は、町長に尋ねたい。

道路新設にかかわる問題で、この間も10日の全員協議会で、栗嶋橋のあの建設についてご説明があったわけですね。県と町との間に昭和20年6月に負担割合についての約束があったそうです。しかし、それは議会に知らされていなかったということであったわけですね。ごめん、平成、そういうことです。

それで、最終的には、この町の実質負担分を単年度よりも2年度にまたがればかなり負担



が少なくなるという説明があったんです。その2年にまたがれば少なくなる、だからどうだというそれはいいです。それは最初の議会にそういう約束があったということを知らせてなかったのを知らせるというのもいいです。

しかし、この説明を通じての議論で、前町長と前担当者にさも非があったかのようなそういう議論展開がされたと思います。私も、若干反省をするところがあるんですけども、この橋を建設するについて、国からの交付金の特例債ですね、これを使ってやるということはもうはっきりしていたわけですよ。ところが、その説明があったわけですか。その説明をされないままに県が橋の部分はやるんだというふうな議会の側の理解で発言がされ、そういうことが展開されたわけですけども、やはり正確に、あのときの全員協議会の話というのは、負担の予定はちゃんと特例債と交付金でできているんですよと、そういうことをきちっとなぜ言わなかったのか。その件について一つ。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） それでは、検査体制についてお答え申し上げます。

本来は、金額によって変わるんですが、通常ですと担当課それと現場の責任者が立ち会いのもとで検査することになっております。ただ、300万円以上だったと記憶しますが、そのものについては私ども企画財政課も立ち会って検査するというような検査体制になっております。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） そうすると、このトイレについてもそういった形で立ち会って検査がされたという経過はあるわけですね。やはりきちっと検査していれば、供用使用という段階から圧力が弱くて使えなかったというふうなそういう事態は起こらないというふうに思うんですけどもね。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） 確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ、その時点でどういう検査がなされたのかというのは、ちょっと申しわけありませんが調査してございませんので、後で検証したいと思います。

また、これを事例といたしまして、これからの検査につきましては、微に入り細に入りしつかり検査していかなければならないというふうに肝に銘じて対処してまいります。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） それでは、栗嶋橋の説明の件でありますけれども、当初、この説明を

なぜ行おうかということになったわけなんでありますが、国・県からいただける交付金というのが平成22年度1年間にこの上部工の工事、護岸工の工事、取り付け工の工事を平成22年度事業として行おうとした場合にもらえる交付金と、それから平成22年、23年と2年にまたがって工事をさせていただいた場合、これは1年完成時が繰り延べになってしまいますが、そうさせていただいた場合とで町の実質的な負担分が3,789万円減らすことができる。1年でやろうと思うと3,789万円減らすことができるということがわかりまして、2年にまたがって工事をさせていただきたいという説明をさせていただきました。

その中で、この橋の工事に関しまして県の負担割合と町の負担割合を示しました基本協定書というのがあることがわかり、その負担の比率、それから金額面で当時説明を受けていたものとこの内容が違うのではないかということがあり、説明をさせていただきました。

その中で、説明の中では、負担金の財源として国からの交付金や合併特例債、また一般財源となるということもあわせて説明をさせていただいたところであります。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） だから、その説明の中で、2年間にわたればね、減額できるというそういうところは賛成するわけですけどもね、この議論の経過の中で、何か前町長が言うには、あの橋は県がやるんだと、そういうふうに言っていたと、そういうふうな発言があったわけですね。県がやるというのは、県が事業主体でやるということであって、県が持つということではなかったわけですけども、多分そういうふうに誤解されたのではないのかなというふうに思われるような発言もあって、今はこの席にいない2人には問い詰めることもできないというふうな議論までいったわけです。

そのときに、そうではないと、やはり町の持ち分というのは特例債と交付金で、名前はいろいろ社会資本整備総合交付金というふうに変ったそうですけれども、これで手当てされているんだよと、そのことを説明をし出した町長がそこできちっと言えば、前任者に対する疑惑というか、そういうものにならなくてすっきりしたものになったのではないのかなと、私は終わってから思ったんですよ。まだ選挙のあれを引きずっているのかなと。そう思ったんですけれども、いかがですか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） まず、その説明をさせていただくところで、どういう費用負担があるとかそういうことも当然話をさせていただきましたし、今、越川洋一議員おっしゃられたように、事業主体であるというところまでどこまで県がやるのかということの認識が統一されて

いないというか、人によって違うのではないかなというところがあったので説明はさせていただきます。

その中で、事実の説明ということでさせていただきましたので、こういう協定書があったこともわかりましたということも報告しましたし、費用の面から言うと国からの交付金や合併特例債、一般財源などを使った中でも2年間にわたって行くと3,780万円軽減することがわかりましたということで、いろいろなものを挙げて説明をさせていただいたところであります。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） それはいいことであつたと、そういうふうに思うんですけれども、やはりあの全員協議会の総体的な雰囲気として、やはり前任者がきちっとするべきことをやっていたようなそういう余韻が残った、ほかの議員も感じていると思うんですけれども。

ですから、あなたはその辺を正面からきちっと、そうではなくて、財源的な裏づけはこうなっていると、実質負担はこうなだけどもという形で言い出しっぺのあなたが言えば、そこはもっと理解ができたんじゃないのかということです。

○議長（野村和好君） よろしいですか。答弁、町長。

○町長（齊藤 隆君） 私としましては、やはり情報は皆さんに正確にお伝えしたいということとありますので、とりあえずその説明はさせていただきました。

そこに当たりまして、何か意図的にそういうことをしたということは私はありません。ただ、そのようなことが越川洋一議員の言われるような余韻として残ったということであれば、以後気をつけるようにいたしますが、議論をどんどんさせていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） 午前中にも質問させていただいた10ページの女性特有のがん検診推進事業でありますけれども、これは町長をはじめ、担当課には大変お世話になっております。ありがとうございます。生意気ですけれども、町内の女性を代表してお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。

昨年マンモグラフィーで、今年度は、超音波ですよ、乳がんの場合。また来年はマンモグラフィー、その次は超音波でいくと思うんですけれども、私の意見ですが、毎年うちの町はマンモグラフィーということにはできないでしょうか。それだけ伺わせていただきたいと思います。

○議長（野村和好君） 健康管理課長。

○健康管理課長（椎名幸司君） 例年ですが、マンモグラフィーと超音波の交互に実施しております。これを崩しますと、また今後の超音波とマンモグラフィーの検査ができなくなってしまうので、順次マンモグラフィーと超音波につきましては、40歳、45歳、節目ごとに実施したいというふうに考えております。

○議長（野村和好君） 川島富士子議員。

○7番（川島富士子君） わかりました。

いずれにしても、一昨年始まった無料クーポン、これ5年間継続しないと町内の女性全員には行き渡らないということでありますので、5年間待って、民主政権になり減額され、補助率が半額になりましたけど、それでも町長は、実施に向けて女性を気遣ってくださったということに対して、本当に女性を大事にしてもらいたいところなんですけど、5年間の無料クーポンを責任を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 健康第一の考えではありますので、貴重なご意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） すみません、先ほどちょっと漏れました。

11ページから12ページにかけての駅前広場整備事業1,800万円。今週の20日に東町内で説明会をやっていただくことになっておりますけれども、設計図をといますか、予定図ですか、私も見させていただきましたけれども、この1,800万円というのは、どのような範囲で拠出されるのか。以前にもたしか県がやるとのことでたしか数百万出てましたですね。ちょっと私の記憶なんですけれども。いずれにしてもこの1,800万円の内容といいましょうか、どの程度の設計をどのようなということでお伺いします。

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） 1,800万円の予算のいわゆるどういうふうにするんだということだと思います。まず、駅前広場の現在の設計は、一応概略設計ということでお示しをさせていただいております。これから詳細な設計を行うということで、この詳細設計の委託料に1,580万円、それで用地測量業務委託に100万円、それから工事を実施するに当たりまして、地質調査を行うということで、地質調査の委託料ということで120万円、合わせて1,800万円の予算ということで要求をさせていただいております。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） 用地買収とほかの予算というのは全くあれですか。それとまた設計は、概略設計であって、全く新規に見直すという理解でよろしいでしょうか。

○議長（野村和好君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） まず、用地関係でございますけれども、現在の計画といたしましては、今年度に補正予算をご承認いただければ、この中で詳細な設計また測量を実施するというので、用地については来年度以降用地買収をさせていただきたいというふうに考えております。

設計の関係でございますけれども、基本的にはこの概略設計で警察協議を済ませております。ですから、大きな設計変更はかなり難しいというふうに考えております。というのは、また変わることによって警察協議もまた出てまいりますし、そういったことで今の設計図の中でそのような協議を済ませておりますので、基本的にはこのような方向で、あと詳細な部分については、今後詳細設計を進めていながら多少の変更等は発生してくるのかなというふうに考えております。

○議長（野村和好君） 森川忠議員。

○2番（森川 忠君） それでは、最後に。

町長もごらんになったと思うんですが、その設計の中でですね、駅前広場、今現在は狭くて大型のバス等は入れません。そういうわけで、町内に住んでいる者も横芝光町に住んでいる人すべてが、やはり駅は町の顔でありますので、利用しやすく設計をしてほしいというのが希望だと思います。

そういった中で、ご存じかと思いますが、駅前広場は毎年にぎにぎしく横芝の3町、上町、本町、東町で3町でやっております祇園祭でも利用させていただいております。

そんな中で、あの設計を見させていただきますと、何やら段があるような、いわゆるフラットで、イベントにも使えれば等の意見が多くあります。そのようなこともあわせ考えていただいて、それが大幅かどうか私はわかりませんが、ぜひ一度、今週都市建設課にお願いしまして説明会がありますけれども、その辺もあわせ考えてご検討願えればと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第9、議案第6号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第10、議案第7号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第11、議案第8号 横芝光町教育委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第12、議案第9号 横芝光町学校給食センター建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 町長は、4月の臨時会後の全員協議会、あのときにこの請負契約について、5月の臨時会後ですね、ごめんなさい。今後の入札について、予定価格と最低制限価格の公表は行わないと、そういうふうにしたと記憶しています。

ところが、直後のこの入札で、最低制限価格を設ける入札をやったと。このことに関してどういうふうを考えるのか。また、最低制限価格は、やはり設計屋がきちっと精査をされるということの中で、設ける必要がないのではないのかなと。受注希望型の入札をする中でもですね。そういうふうには思うんですが、その点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 入札のあり方と申しますか、方法につきましてのご質問だと思います。

が、これは先日の森川議員からの一般質問でも同様の質問がございまして、入札を私が臨時議会の後の議員全員協議会の中で入札制度について検討させていただきたいという話をさせていただきました。その中で、今横芝光町が行っております予定価格、最低制限価格の公表というやり方がいいのかどうかということを含めて検討させていただきたいということを議員全員協議会の中で話をさせていただきました。決して、予定価格、最低制限価格を設ける、設けないでありますとか、公表する、しないということにつきましては、結論的なことは一切話をしておりません。それは、先日の一般質問のときにもそのように答弁させていただきましたが、これからこの方法がいいのかどうかということを含めて検討させていただきたいということをお話いたしました。

そして、それが先日の全員協議会のときの私の説明でありました。

最低制限価格を設ける、設けないにつきましても、それは同じように調査検討していきたいと思います。以前は、入札の透明性を高めるために予定価格や最低制限価格を公表しなさいという通達というか、国・県の指導があったということからこのような体制で今入札が行われていると思います。

しかし、繰り返しになりますけれども、入札の落札率の高どまりであったり、最低制限価格でのくじ引き、同価格での応札によるくじ引きで業者が決まるということが続いているということに関しまして、国のほうでもこのままでいいのかという内容の中で見直しを考えているということでもありますので、町としましても、より公平で透明性のある入札は何かということも考えたいということ考えています。

ですので、最低価格の設定云々も同様でありまして、今設ける、設けないではない。そこまでは今の段階で決定はしておりません。

○議長（野村和好君） 越川洋一議員。

○18番（越川洋一君） 確かに、この間の森川議員の一般質問にはそういうふうに答えました。しかし、私それを聞いていてね、あなたは事前公表をしないということを使った。その後電子入札の研究云々というのを言いましたよね。記録がないから言った、言わないになってしまうんですけどもね、そのように聞きました。

○議長（野村和好君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 予定価格等の公表をしませんとはっておりませんで、する、しないも含めて検討したいということをお話しました。それが1つ。

それともう1点、電子入札を行いたいというか、電子入札の検討もしますということをお話



をしました。

ですので、断定的なことはあの時点ではまだ申し上げてはおりません。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 日程第13、議案第10号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） この案件につきまして、かなりの高落札だと思いますが、この要因というのはどのように理解されているのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（野村和好君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） ただいま山崎議員のおっしゃいますとおり、これは予定価格に比較いたしまして98.9%の落札でございます。

ただこの落札について、なぜこの金額で入れたのかという調査は特にしろということにもなっていませんので、それは各社の事情がありますので、なかなかそこまではやることはできません。また、例えば入札妨害みたいなことの対応ということは、そういう情報がやはり先がないと、我々もなかなか調査できないという事情もございます。そういう情報がない中で適正に入札が執行されたというふうに判断して、98.9%で落札というような最終的判断をしたところでございます。

○議長（野村和好君） 山崎貞一議員。

○10番（山崎貞一君） この案件について、私なりにちょっと前も私経験があります。経験があったということに関してちょっと考えたことがありまして、これは特殊性という事情というそういうことの観点から考えますと、こういう結果かなというふうに私なりに理解をしておりますけれども、今後ともこういうことがあるかどうかわかりませんが、慎重にこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野村和好君） そのほか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議員派遣の件

○議長（野村和好君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、このように決定しました。

---

### ◎横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（野村和好君） 日程第15、横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

議長より指名をいたします。

事務局長から朗読させます。

○議会事務局長（川島重男君） それでは、初めに委員について、氏名、住所、生年月日の順で申し上げます。

委員ですが、椎名吉治、横芝光町横芝1355番地2、昭和10年10月19日生まれ。本莊昇一、横芝光町北清水5530番地、昭和6年2月7日生まれ。布施秀雄、横芝光町芝崎1777番地47、昭和19年1月15日生まれ。浅野肇、横芝光町宮川10094番地、昭和15年8月6日生まれ。

次に、補充員について申し上げます。植村達、横芝光町横芝657番地1、昭和6年3月30日生まれ。伊藤仁、横芝光町中台109番地5、昭和7年10月9日生まれ。鈴木輝男、横芝光町宮川1886番地、県営住宅63号、昭和24年2月14日生まれ。大木一男、横芝光町篠本1893番地、昭和23年7月23日生まれ。

以上です。

○議長（野村和好君） ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

ただいま当選されました横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員については、会議規則第33条第2項により、告知書をもって通知いたします。

なお、補充員の順位については、これを定めないということでご了承を願います。

---

### ◎請願の件

○議長（野村和好君） 日程第16、請願の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 山崎貞一君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（山崎貞一君） それでは、民生文教常任委員会の審査結果をいたします。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願第1号「国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、6月10日午後4時50分、委員5名出席のもと、これら請願2件の審査を行いました。

慎重審議の結果、請願2件は、いずれもお手元に配付の委員会審査報告書のとおり採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 山崎貞一君降壇〕

○議長（野村和好君） 次に、産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（鈴木唯夫君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託された請願第3号「国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書」採択に関する請願書について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、6月10日午後3時40分、委員全員出席のもと、請願第3号の審査を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、請願第3号については採択と決定いたしました。

本会議におかれましてご了承賜りますようお願い申し上げます、審査結果の報告といたします。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（野村和好君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から報告のありました請願3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより請願第1号ないし請願第3号について

採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、請願第3号 「国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書」採択を求める請願書について採決します。

[「議長、ちょっとこれ一番裏側の4段目、何かあるんじゃないの。途中で切れてない、農業用水」「いいんだよ、これでよ」と言う人あり]

○議長（野村和好君） このとおりです。

[「はい、理解しました」と言う人あり]

○議長（野村和好君） 次に、請願第3号 「国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、請願第3号は採択することに決定しました。

○議長（野村和好君） ここでこの議席にて休憩といたします。

(午後 1時50分)

---

○議長（野村和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時55分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（野村和好君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から発議第1号 国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書（案）、発議第2号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）、及び産業建設常任委員長から発議第3号 国営かんがい排水事業「両総地区」の完成に向けての意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 追加日程第1、発議第1号 国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解をいただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 追加日程第2、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解をいただいているものと思いますので、質疑、

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（野村和好君） 追加日程第3、発議第3号 国営かんがい排水事業「両総地区」の完成に向けての意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解をいただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認め、これより採決します。

発議第3号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村和好君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（野村和好君） お諮りします。

本定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野村和好君） 異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成22年6月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時00分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 野村和好

議員 鈴木克征

議員 嘉瀬清之